

令和6年第2回（6月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和6年 6月12日 開会

令和6年 6月13日 閉会

東伊豆町議会

令和六年

第二回〔六月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和6年第2回東伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（6月12日）

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	14
楠山節雄君	15
栗原京子君	28
内山慎一君	40
西塚孝男君	54
須佐衛君	65
山田豪彦君	76
○散会の宣告	84

第2号（6月13日）

○議事日程	85
○出席議員	86
○欠席議員	86
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	86

○職務のため出席した者の職氏名	8 7
○開議の宣告	8 8
○議事日程の報告	8 8
○一般質問	8 8
山 田 直 志 君	8 8
鈴 木 伸 和 君	1 0 8
○専決承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収 条例の一部を改正する条例）	1 2 3
○専決承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収 条例等の一部を改正する条例）	1 2 5
○専決承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度東伊豆町 一般会計補正予算（第 1 号））	1 2 7
○専決承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度東伊豆町 一般会計補正予算（第 2 号））	1 2 9
○専決承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度東伊豆町 一般会計補正予算（第 3 号））	1 3 2
○議案第 2 3 号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	1 3 4
○議案第 2 4 号 東伊豆町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人 員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例 について	1 3 6
○議案第 2 5 号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約につ いて	1 3 9
○議案第 2 6 号 令和 6 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 4 号）	1 4 3
○議案第 2 7 号 令和 6 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 5 7
○議案第 2 8 号 令和 6 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 5 9
○報告第 1 号 令和 5 年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	1 6 3
○同意案第 3 号 東伊豆町教育委員会委員の任命について	1 6 4
○諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 6 5
○意見書案第 1 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書につ	

いて	1 6 6
○議員派遣について	1 6 8
○常任委員会の閉会中の所管事務調査について	1 6 8
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	1 6 9
○閉会の宣告	1 6 9
○署名議員	1 7 1

令和6年第2回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和6年6月12日(水)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 3番 楠山節雄君

- 1) ドクターヘリの運航について
- 2) レインボーディスコクラブの開催について
- 3) 人事異動について

2. 7番 栗原京子君

- 1) 避難所の環境整備について

3. 12番 内山慎一君

- 1) 商店街の空き店舗対策について
- 2) 稲取文化公園内への温泉施設の整備について
- 3) 高校生への通学費の助成について

4. 8番 西塚孝男君

- 1) 「ラーケーションの日」制度導入の検討状況について
- 2) 中学校の部活動について
- 3) 消防団の報酬について

5. 10番 須佐衛君

- 1) 旧大川グランドホテルの撤去と地域活性化について
- 2) 町営風力発電施設の現状について

6. 1番 山田豪彦君

- 1) 学校教育環境について

出席議員（12名）

1番	山田豪彦君	2番	鈴木伸和君
3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山愼一君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	福岡俊裕君
総務課参事	森田七徳君	企画調整課長	太田正浩君
住民福祉課長	鈴木貞雄君	健康づくり課長	山田義則君
健康づくり課参事	柴田美保子君	観光産業課長	梅原巧君
建設整備課長	村上則将君	防災課長	鈴木尚和君
教育委員会事務局長	齋藤和也君	水道課長	中田光昭君
会計課長	国持健一君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村木善幸君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

開会前に御報告します。

4月1日付の人事異動にて役職が替わりました管理職の方々を御紹介いたします。

管理職の皆様は名前を呼びますので、御起立ください。

まず、総務課長、福岡俊裕君。

総務課参事、森田七徳君。

企画調整課長、太田正浩君。

防災課長、鈴木尚和君。

水道課長、中田光昭君。

会計管理者兼会計課長、国持健一君。

住民福祉課長、鈴木貞雄君。

議会事務局長、村木善幸君。

以上でございます。

それでは、改めまして皆様、おはようございます。

令和6年第2回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今年の梅雨入りは遅れておりますが、大雨が心配される時期となり、日々の天候が気になるところですが、皆様方におかれましては健康に十分御留意され、審議に御精励くださいますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（笠井政明君） 議会運営委員長より報告を求めます。

6番、稲葉議員。

(6番 稲葉義仁君登壇)

○6番(稲葉義仁君) 議会運営委員会より、令和6年第2回定例会の運営について、協議した結果を報告いたします。

本定例会では、8名の議員より18問の一般質問が通告されております。一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。

町長には反問権の行使が認められております。なお、反問に要する時間は、制限時間には含みません。

質問通告者の中で、掲示板使用の願いが3番議員、10番議員、14番議員より、資料配付の願いが8番議員、10番議員、14番議員より出されております。

本定例会の提出案件は、専決承認5件、条例の一部改正及び全部改正2件、規約の変更1件、補正予算3件、報告1件及び人事案件2件がそれぞれ日程に組み込まれております。

議会からは、議員派遣、意見書案についての審議も予定されておりますので、よろしくお願いたします。

また、文教厚生常任委員長より、令和6年第4回定例会までの期間において、高齢者福祉についての所管事務調査事項届が提出されておりますので、御承知ください。

補正予算の説明につきましては、一般会計はおおむね100万円以上、特別会計はおおむね50万円以上で説明すること、条例改正の説明には、新旧対照表または説明資料を用いるなど、概要説明により行うことといたします。

以上の内容を踏まえ、本定例会の会期につきましては、本日から6月13日までの2日間といたします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査としたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議員各位には、活発なる御審議と円滑な議会運営をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。よろしくお願いたします。

◎開議の宣告

○議長(笠井政明君) これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（笠井政明君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、楠山議員、6番、稲葉議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（笠井政明君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（笠井政明君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（笠井政明君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第2回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ね、行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻の終えんが見通せない中、世界的な金融引締めや中東地域をめぐる情勢の影響などによる物価上昇のあおりを受け、全国的に個人消費が伸び悩むなど厳しい状況が続いております。

このような中、政府は、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、住民税非課税世帯の方及び住民税均等割のみ課税される世帯の方への給付に加え、住民税、所得税を納付している方への定額減税等の措置を講じるとしており、これらの財源は、減収補填特例交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等として国から交付されることとなります。町では、既に給付対象となった世帯より順次給付を開始しており、引き続き対象世帯への速やかな給付等に向けて取り組んでまいります。

さて、これまで町では、まちづくりの方針を示す総合計画を10年間の計画として策定しておりましたが、機動性と柔軟性を確保し、町民や職員にも分かりやすい内容とするため、この計画に代えて、本年3月に東伊豆町まちづくり総合指針を策定いたしました。

この指針は、延べ425人という多くの方々に、策定委員や町長と語ろうまちづくりの会、団体ヒアリング等を通じて御参加いただき、寄せられた御意見を基に、7年後の令和12年度における当町の将来像を描く指針として策定したものです。御協力をいただきました皆様に

は、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

内容は、町ホームページにも掲載しており、その検討過程や御意見、御提案の一部も掲載しておりますので、多くの皆様に御一読いただき、まちづくりに参画していただければと考えております。

なお、私も委員として参加し、指針の策定に携わってまいりました。この指針に示す将来像の実現に向け、リーダーシップを発揮しながら推進してまいります。

ここからは、それぞれ分野ごとに行政諸般の報告をいたします。

初めに、地域公共交通についてですが、本年2月からスタートした住民共助型の移動手段であるノッカルひがしいずの実績は、5月末までの4か月で77ライド、91人となりました。

現在は、奈良本、片瀬及び白田地区を対象に実施しておりますが、本年度は稲取地区での運用に加え、エリア間での移動をスタートし、また予約方法を見直すなど、ノッカルひがしいずの制度の拡充を図っていきたいと考えております。今後は、運転手のさらなる確保に努めながら、利便性を高め、高齢者、観光客など全ての方が快適に移動できる地域交通を目指してまいります。

4月22日及び24日に町長と語ろうまちづくりの会を開催し、延べ51人の方に参加していただきました。当日は、総合指針と主な当初予算、主要事業を説明した後、町民の皆様から貴重な御意見、アイデアを頂戴いたしました。これらの御意見は、今後の骨太の方針、総合戦略等に活用してまいります。町民の意見を伺いながら町政を進めていくことは、私の政治信条でありますので、今後も「町民の声」事業と併せて継続していきたいと考えております。

総合指針が策定に至ったことから、東伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂作業に入りました。5月17日には、実務を担当する職員への説明会を開催し、今後、まち・ひと・しごと創生本部会議やパブリックコメントを経て、改訂案を作成してまいります。議員各位におかれましても、事前に御説明いたしますので、御協力をお願いできればと思います。

地域おこし協力隊関係では、4月から新たに柳瀬加奈子さんが着任いたしました。柳瀬さんには、主に旧稲取幼稚園の活用について活動していただく予定です。現在、当町で活動する地域おこし協力隊は8名ですが、7月からさらに雛のつるし飾り事業及び観光振興事業担当として2名が着任する予定であります。合計で10名となります。様々な分野でプレイヤー不足が大きな課題となっていることから、今後も積極的に地域おこし協力隊を採用して、まちづくりを進めていきたいと思っております。

入湯税の引上げについて、昨年8月から観光財源に関する検討会を6回にわたり開催して

まいりました。また、5月10日には事業者に対する説明会を開催したところであります。当町が魅力ある観光地として生き残っていくためにも観光財源確保が必要であるため、入湯税については、これまでの150円から300円に見直す方針を固めました。今後、準備が整い次第、条例改正案について御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

4月30日に白田・片瀬地区コンパクトシティ検討会議を開催しました。今後、人口が減少し空き家が増加する中で、コンパクトなまちづくりを目指し、地域力を高めながら、ゾーニングや白田川橋の必要性等についても検討してまいります。現在、委員や専門家の選定を行っておりますが、町内、そして全国的な課題である人口減少や空き家問題について、横展開できるような先進的な会議にしていきたいと考えております。

4月25日に第1回細野高原みらい協議会を開催いたしました。町の宝である細野高原の持続的な維持が難しくなっている中、1月31日に設立準備会を立ち上げたところですが、今回、同協議会の会長に私が選任されましたので、町も積極的に関与しながら、この貴重な財産を守っていききたいと考えております。

次に、防災関係ですが、4月17日、年度当初の職員動員伝達訓練を早朝に実施し、30分以内にどれくらい参集できるか検証を行い、職員131名中101名が参集することを確認いたしました。

今月は土砂災害防止月間となっております。6月2日には、片瀬区をモデル地区として、静岡県下田土木事務所職員による土砂災害防止講習会を実施したほか、各地区で自主防災会役員を中心に、防災委員、消防団員及び住民による土砂災害危険地域の見回り、危険区域内に居住する皆様への啓蒙活動を行いました。

近年、全国各地で大規模な水害、土砂災害が発生しておりますので、崖地、急傾斜地を抱える土砂災害危険地域にお住まいの皆様におかれましては、平時から食料品等の備蓄、避難方法、避難経路及び避難場所の再確認、大雨が想定される場合は、事前防衛を含めた早期避難行動をお願いいたします。

また、町では、大雨でも屋内で同報無線の音声を聞くことができるスマートフォンのアプリケーションとしてコスモキャストを提供しておりますが、町からのメールなどの情報をテレビに表示、音声で着信を伝えるテレビプッシュシステムの導入について、補助制度を整備しておりますので、それぞれの家庭環境、状況に合わせ導入していただきますようお願いいたします。

消防団関係では、4月6日に入団式を行い、再入団の団員を含め、新たに7名の消防団員が加わることになりました。3月をもって退団された団員の皆様には、長きにわたり消防団活動を通じ、地域貢献に寄与していただきましたことに心からお礼を申し上げますとともに、機能別消防団員への登録をお願いいたします。

消防団員の皆様には、引き続き自然災害等を含むあらゆる災害に備え、訓練等を通じ、消防署と消防団との連携を図るとともに、消防団本部、各分団及び消防団員1人1人の技能向上、体制強化に努めていただくようお願いするものであります。

町としましては、想定される様々な災害に備えた安心・安全なまちづくりをさらに進め、減災に努めてまいります。

交通安全関係では、町民1人1人が自ら交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、4月6日から15日まで春の全国交通安全運動が実施され、4月9日には、交通指導員、消防団、PTA等に御協力いただいた中で朝の街頭指導が行われました。参加いただきました関係各位には厚くお礼を申し上げます。

次に、税務関係ですが、5月末日で令和5年度の出納を閉鎖したところ、町税の収納率は、前年対比で僅かではございますが向上する結果となりました。賃金上昇による個人所得の伸びや企業収益の回復により、町民税は増加しておりますが、地価下落や家屋の経年補正などにより、町税の約6割を占める固定資産税は大幅な減収となっております。

また、今年度税制改正に伴い、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、令和6年度分個人住民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下である場合、納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年度分個人住民税1万円の定額減税を実施いたします。なお、定額減税可能額が令和6年分の推計所得税または令和6年度個人住民税所得割額を上回る場合は、調整給付を行います。

次に、住民福祉関係ですが、ごみの分別の現状は、指定ごみ袋で排出していただいているビンの分別につきまして、残念ながら分別の状況が悪いことにより、一部のステーションにおいて収集できないケースが発生しております。今後も分別方法について広報に努めてまいりますので、町民の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

去る5月26日に、環境美化推進運動の一環として町内一斉のクリーン作戦を実施し、多くの町民の皆様に参加いただいた中で、快適で住みよい環境の保全に努めていただきました。

町民並びに関係各位の御協力に感謝申し上げます。引き続き身近な取組として、ごみの減量化、再利用及び再資源化を実践していただけるよう、御協力をお願いいたします。

4月に専決処分させていただきました補正予算（第2号）により予算計上させていただきました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金につきまして、電力・ガス・食料品等の高騰により特に影響を受ける非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付いたしました。

また、同様に、今回提案させていただきます補正予算（第4号）において、物価高騰の影響を受ける低所得者支援といたしまして、新たに住民税非課税となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付、さらに、その世帯に属する子供に対し、1人当たり5万円を給付する準備をしております。

次に、健康づくり関係では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業について、オーラルフレイル対策をメインとした内容で、5月より各地区サロン、運動教室などで実施しております。

特定健診・健康診査につきましては、4月に対象者の方への案内を通知したところ、5月31日現在、1,536人の予約をいただきました。6月9日から12月2日までの期間に30日間の日程で、東伊豆町役場及び保健福祉センターを会場に集団健診を行います。

また、昭和37年度から昭和53年度生まれの男性の皆様を対象に、令和元年度から行ってきました風しんの抗体検査、予防接種の無料実施が今年度で終了となります。対象となる方へは4月に通知を送付しましたので、この機会を逃さず受けられるようお勧めいたします。

そのほか、健康増進及び介護予防事業等につきましても、5月より順次各教室を開催しておりますので、事業への参加により、正しい生活習慣、知識を身につけていただければと思います。

次に、観光関係ですが、当町の令和5年度の入湯客数は63万7,642人で、前年対比4%、2万4,619人の増となりました。入湯客数としてはまだまだ喜べるほどの増となっていない感もございますが、宿泊単価が伸びているため、全体の売上げも上がっているとの話も聞いております。これからも来遊者にとって、より満足度の高い地域とするべく方策を練ってまいります。

さて、町内にて開催されたイベント関係ですが、4月6日に「熱川に九份が灯る」と銘打ち開催されたイベントには、夜間のみで3,000人もの来客があり、大盛況となりました。これからは、どれだけ継続的にお客様を楽しませ、年間を通じて切れ目ない来客を保つことができるかが課題となってきます。今後も提灯の追加はもとより、まち歩きで立ち寄ることが

できるお店や遊技場を増やしていくため、商工会を中心とした組織を立ち上げ、取り組んでいくこととしております。

次に、細野高原にて実施された山菜狩りは、入山者数2,257人で、昨年度比12.6%の増となりました。本年度からは細野高原みらい協議会も立ち上げ、細野高原の将来に向けた話合いも加速していくこととなり、保護・保存と継承、また来訪者の増加などのあらゆる面から検討を重ね、取り組んでまいります。

4月中旬に開催されたレインボーディスククラブは、3日間の天候もまずまずだったこともあり、延べ1万人を超える方が訪れたと聞いております。世界的に知名度のあるアーティストを招くなど、主催者側も力を入れている音楽イベントであり、外国人の方の参加が非常に多いのも特徴です。町の宿泊施設を利用していただく方も増えているようですし、家族連れで参加する方も多くなっていると感じます。今後も主催者との相互連携を図りつつ、町民の皆様の御理解の下、町の風物詩として、この地で継続的に開催されるよう働きかけてまいります。

大川竹ヶ沢公園では「ホタル観賞の夕べ」、奈良本けやき公園では「ホタル観賞会」がそれぞれ開催されました。年々参加者が増えているようであり、こちらも外国人の方が多く訪れている感じですので、インバウンド受けを目指した売り方も進めていただければと思います。

久々の平日開催となった第67回町民ゴルフ大会は、67名の参加により開催されました。近年、若い方や女性のプレーヤーも増えているように感じておりますが、遠慮があるのか参加をちゅうちょしている方もいるように感じます。今後もゴルフ向きの季節に開催していくようですので、遠慮なく御参加いただき、気持ちよくプレーを楽しんでくだされば幸いです。

そのほか、キンメマラソンには2,841人の方にエントリーをいただきました。参加者も過去最多で年々知名度も上がってきており、過酷であっても楽しめるマラソン大会ということで大盛況となっております。

当日は台北駐日経済文化代表所、横浜分所長の張淑玲氏も参加され、3キロですが、私も走らせていただきました。沿道で応援していただいた皆様もとても温かく対応して下さったほか、各休憩地点でのおもてなしも特色あるもので、ホスピタリティの面でも優れたイベントであると感心した次第です。

毎年クロスカントリーコースにて開催されるグリーン・フォレスト・マーケットですが、今年度からグリーン・フォレスト・フェスティバルと名称を変更し、5月25日に開催されま

した。子供や家族連れに楽しんでもらいたいとの思いから、キッズマーケットと働く車の展示、また交通安全教室なども実施していただき、町の活性化に寄与していただきました。

商工関係ですが、継続して実施しておりますリフォーム補助金につきましては、令和5年度においても大好評となりまして、補助額は1,239万2,000円、工事費全体では8,538万1,000円となり、個人のリフォーム需要にお応えできただけでなく、町内リフォーム関連事業者の応援ができた形となりました。今年度も積極的に活用していただければと望んでおります。

農林水産振興関係ですが、農地の見える化、DX化の一環として、現在、紙ベースで管理されている過去の農地申請情報をデジタル化するため、昨年度から準備を始め、本年度より入力作業を開始しております。50年以上にわたる膨大な情報量ですので、今後数年かけて整備してまいります。

また、東伊豆町の今後の農業を見据え、地域計画の策定を進めているところですが、現在、計画に必要となる情報を収集するため、農業振興地域内にある農用地を所有する皆様に農地利用等の意向調査を行っている最中です。この2つの情報は、当町にとって重要な産業である農業を永続的に守っていくために必要な情報でありますので、農業者の皆様と農地を所有する皆様が有効的に活用できるよう、協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

ふるさと納税関係ですが、令和5年度は約6億1,000万円となり、前年対比では1億7,000万円の増となりました。寄附額を増やすための方策が実を結んでいると実感しておりますが、さらなる増加を目標に地元事業者と協力し、既存の返礼品の磨き上げや新たな返礼品の開発、発掘といった取組を強化し、新規利用者の増とリピーターの確保を目指してまいります。

次に、建設整備関係ですが、梅雨時における災害発生の未然防止を目的に、6月6日には、県と連携して町内の2級河川である大川川、濁川、白田川及び稲取大川の河川パトロールを実施いたしました。今後も県と連携し、情報共有を図りながら、河川の異常時には迅速に対応してまいります。

地籍調査事業につきましては、賀茂地域1市5町と静岡県で共同実施に関する協定を結び、平成29年度より実施しております。今年度につきましても、津波浸水区域を含む、稲取地区の稲取大川河口からスナック葵付近までの南側、榎寺前から旧遠藤医院の通り、田町公民館から漁協製氷所、漁協タンクまでの北側となる稲取Ⅱ地区の0.04平方キロメートル及び白田地区の旧森恒医院から町道稲取片瀬線までの白田川右岸、片瀬地区の町道稲取片瀬線から町道湯ヶ岡赤川線までの白田川左岸の白田Ⅱ、Ⅲ地区、片瀬Ⅲ、Ⅳ地区の0.21平方キロメートルについて、官民全ての筆界を確認するため業務委託する予定でおりますので、対象地区の

土地所有者におかれましては、境界立会い等、御協力をお願いいたします。

次に、学校統合関係につきましては、3月に県の教育委員会より、県立高校の在り方に係るグランドデザインが示されました。主な内容は大きく3点ございます。1点目は、下田高校、稲取高校、松崎高校及び南伊豆分校が連携するキャンパス制への移行。2点目は、遠隔配信センターを配置して、小規模校であっても十分な学力を保证するためのオンライン授業の導入。3点目は、私から県に提案した施設のシェアリングや地域の特性を生かした探究的学びの推進のための県立高校と町立の幼稚園、小学校、中学校との一体的な整備の推進です。

県からは、グランドデザインの具現化について、令和6年度に各市町、学校と詳細な協議を行った上で決定し、令和7年度の公表を目指すというスケジュールが示されております。これを受けて、今後、学校統合の手法について、候補地の選定等を具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、教育関係ですが、学校関係では、本年も4月初旬に幼稚園、各小・中学校において、入園式、入学式が厳粛な中にも晴れやかに行われ、新年度がスタートいたしました。6月1日には、稲取、熱川両小学校でそれぞれ運動会を実施しました。子供たちは、明るい笑顔とともに、全校児童が一丸となって目標を達成する経験を通じて、仲間意識や達成感を味わうことができたのではないのでしょうか。今後も児童の健全な成長を支えるため、教育環境の整備に努めてまいります。

ひがしいず幼稚園におきましては、6月15日に保護者や関係者の皆様の御協力をいただきながら、園庭の芝生植栽を予定しております。敷地内の景観の向上、砂ぼこりの飛散防止など、幼稚園の魅力化向上に様々な効果を期待しているところです。

社会教育関係では、令和5年度までの稲取ふるさと学級と城東ふるさと学級が合併し、本年度から新たに東伊豆町ふるさと学級としてスタートしました。本年度は62名の学級生から申込みがあり、5月18日には開級式を実施いたしました。そのほか、文化、生涯学習、スポーツ等の各教室や事業につきましても、順次スタートさせているところです。この社会教育関連事業は、多くの町民の皆様に興味を持って参加していただき、活発な活動をされるよう期待するとともに、皆様の交流が広がり、町の活性化につながることを望んでおりますので、興味のある方は積極的に御参加いただければと思います。

町立図書館では、6月18日から30日までの間、蔵書点検作業のため休館とさせていただきます。例年と比べ期間を短縮するなどしておりますが、町民の皆様には御不便をおかけします。御理解のほどよろしくをお願いいたします。

次に、水道事業関係ですが、令和5年度の水道事業会計は、3月末で出納を閉鎖いたしました。概要といたしまして、収益面では、コロナ禍により減少していた人の動きが回復傾向となり、使用水量が増加し、営業収益が前年対比600万円、1.6%の増収となりました。一方、費用面では、国が実施した電気料金の補助により電気料金が抑えられたため、営業費用が前年対比1,600万円、4.1%の減となり、予算では損失を想定しておりましたが、結果的には純利益を確保することができたところであります。

経常的な経費の増加に加え、今後見込まれる浄水場の建設、施設や管路の老朽化対応なども必要であり、厳しい経営状況が想定されております。稲取地区の新規井戸活用や施設のダウンサイジングなど、経費節減やリスク分散などに努め、安全・安心な水を供給していけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

終わりに臨み、そろそろ梅雨入りとなりますが、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意され、来るべき夏の観光シーズンが活気にあふれることを祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第5 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は持ち時間60分に含めませんので、御承知ください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員より一般質問で掲示板の使用の申出がありましたので、これを許可します。

3番、楠山議員の第1問、ドクターヘリの運航についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 皆さん、おはようございます。

今回、私、いつもどおり3問通告をしてありますので、すみません、順次お答えをいただきたいと思います。

まず、1問目、ドクターヘリの運航について。

町民の日常に欠くことができない救急車による救急搬送やドクターヘリの運航は、安全・安心を確保する上でも大変重要と考えるが、以下についてお伺いいたします。

1点目、救急車とドクターヘリが合流する場所であるランデブーポイントは、当町に何箇所ありますか。

2点目、現在のランデブーポイント箇所数で対応に支障はありませんか。支障がある場合、増やす等の対策をどのように考えますか。よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ドクターヘリの運航についてということで、ランデブーポイントについての御質問をいただきました。

まず、東伊豆町は、皆様御存じのように、大規模災害時には町外につながる道路が寸断をされる可能性が残念ながら高いという中で、また、近隣に高度な医療設備を備えた病院が少ないというような問題とか、あとは、もうすぐだんだん暑い時期を迎えますけれども、観光のトップシーズンを迎えてくるんですけれども、観光地であるため道路が渋滞しやすいといったいろいろな交通面での問題などがありまして、そのようなことを背景に、ヘリコプターの活用というのは、緊急時は特にそうです、緊急時の活用というのはとても重要かと思っております。とても重要な存在だということなので、ちょっとここである程度正確な認識が必

要だと思しますので、最初に、ヘリコプターの発着場に関わる用語の定義を、ちょっと堅いんですけれども、させていただいて、答弁に入らせていただければと思います。

普段から私たちは、町内のヘリポートという呼び方をしておりますけれども、一般的にヘリポートと呼ばれるヘリコプターの離発着場の種類というのは3つあると言われておりまして、1つ目が公共用ヘリポート、2つ目が非公共用ヘリポート、そして、3つ目が場外離着陸場、防災対応離着陸場の3種類というふうに言われております。

公共用ヘリポートというのは、不特定多数のヘリコプターが使用することのできるヘリポートで、当然より厳しい設置基準が求められるということでもあります。非公共用のヘリポートというのは、特定のヘリコプターの運用のために設けられたヘリポートで、主に警察、消防、新聞社、病院、民間の運航会社などが設置している場合が多く、また、3つ目の場外離着陸場は、国土交通大臣の許可を受けた空港とそのほかの飛行場以外の航空機の離着陸場のこと、警察や消防による捜査、救難活動、ドクターヘリなどの活動などに使用されているということでもあります。

なお、この場外離着陸場は、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察または地方公共団体の消防機関の使用する航空機であっての捜査または救助を任務とする者と、これらの依頼または通報により捜索または救助を行う航空機については、国土交通省の認可を受けることなく必要な場所に離発着できることから、ここちょっと難しかったんで、ここが、当町の場外離発着場では、国土交通大臣の許可は必要なく運営がされているという状況であります。

参考までに、防災対応離着陸場という話もありましたので、これについては、災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場で、学校のグラウンドや河川敷のスペース、駐車場などが多く設定され、ドクターヘリや消防、防災のヘリコプターが人命救助などの任務の際に使用されるという、何かこんな感じで分かれております。

議員御質問のランデブーポイントについて、ランデブーポイントというのは、ドクターヘリと救急車が合流する場所のことで、当町の場合、駿東伊豆消防組合と順天堂大学静岡病院ドクターヘリ運航対策室が協議をし、離着陸場の管理者の承諾を受けて設置をされているということでもあります。設置要件としては、周辺障害物や離着陸ルートの障害物など、ドクターヘリ運航対策室が設ける設置基準に適合していて、傷病者の救命効果を上げるため、医師の治療が速やかに開始できるよう、傷病者の発生現場から近い場所が望ましいとされております。

当町には、ランデブーポイントとしてあらかじめ指定した場所が15か所ありまして、稲取

地区で7か所、白田地区で3か所、奈良本地区2か所、大川地区3か所ということになっております。

2番目の御質問でありますけれども、ランデブーポイントの箇所数が本当に適正かというお話かと思いますが、過去3年のランデブーポイントを使用したドクターヘリ対応事案は、令和3年で35件、令和4年で24件、令和5年で35件と報告をされております。駿東伊豆消防本部救急課に確認をしたところ、現在の箇所数で支障は特に発生していないというお答えをいただいております。今後も活用できる場所については、ドクターヘリ運航対策室と連携をし、調査を継続するという回答も得ているという状況でございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

現在15か所あって、消防署のほうに確認をしたところ、特に支障的なものは確認ができないということです。

私も消防署のほうに行って、署長さんから資料提供をいただいたり、お話も伺ったりしたんですけども、現実的に15か所あるうちに、やっぱり騒音だとか粉じんですとか危険度、そういうものをやっぱり回避をするということの中で、実際多く使われているポイントというのは6か所になると思います。

町長、この辺の認識というのはされていると思うんですけども、先にちょっと確認をさせていただきたいですけれども、伊豆は医療過疎地ということでよく言われています。そういう中でドクターヘリというのは重要な事業で、まさに救急医療の最前線じゃないかなというふうに認識をしておりますけれども、その辺のまず先にちょっと認識だけ、町長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 先ほどの答弁にも少しお話をしたかと、触れましたけれども、伊豆半島全体がやはり、特に東伊豆町というのは、道路が分断されたときに孤立、この間も能登半島地震で孤立化という話がクローズアップされて、その後に県のほうからも、東伊豆町は2か所、孤立集落ができるよという話がありました。

そのようなことも含めて、安心・安全を担保するためには、ヘリコプターの活用というのはとても重要だというふうに認識をしております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 今回ドクターヘリのこの案件を取り上げるきっかけというのは、私、順天堂のほうにちょっと入院をさせていただいたことがあって、そのときにたまたま順天堂の市民講座というのが開設をされて、そこに参加をさせていただいて、ドクターヘリの現状ですとか東伊豆町における現状というのを、どんなかなということで、ちょっと勉強の意味で参加をさせていただきました。

それまでは、ランデブーポイント多ければいいな、それだけやっぱり患者の近くに行けるという認識をしておりましたけれども、多ければいいというわけではなくて、少なくともしっかりと機能すれば十分じゃないかなというふうに思っていました。町長が答弁されたように、消防署のほうでは特に支障がないよということはそこに当たるのかなと思います。

そこでお話をいただいた順天堂の大森一彦医師、これはもうドクターヘリ専門の医者なんですけれども、当町を指して言ったわけじゃありませんけれども、まだまだランデブーポイントは不足をしているよということでした。その理由として、今回掲示板を使わせていただきましたように、カーラーの救命曲線というのは、町長も御存じだと思いますし、町民の中でも知っている方だとか聞いたことがあるよという方は多いと思うんですけれども、心臓停止をして3分、呼吸停止で10分、それから大量出血で30分後の死亡率が50%ということで、本当に高い数字なんですね。ということは、本当に一分一秒を争うような内容で、いかに早く患者の下に駆けつけるということが大切じゃないかなと思います。

その下に、ドクターヘリが運航したことによって、じゃ、どういうふうな状況が発生をしているかということなんですけれども、死亡が27%、重度後遺症患者は47%が減少、それから入院日数が17日短縮、それから治療費が約113万減少という、本当に驚くべき数字じゃないかなと私は思いました。

こういうことを考えると、やっぱりいち早く患者の下に駆けつけて治療を開始をすること、そこを考えると、やっぱりランデブーポイントは多くあったほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたので、その辺の質問をさせていただきました。

町長のほうからお話があったように、災害時にも本当にこのドクターヘリというのは重要な働きをする事業ですので、ぜひこの辺は、現在のポイントだとか、そのほかに候補地がないだとか、そういうものも含めて、やっぱり消防署だとか関係するところとしっかりと話し合いを持つということが必要なんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点、町長、

考え方はどうでしょう。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

今のお話の内容ですと、順天堂大学のドクターヘリ専門にされている大森医師から、まだまだ足りないというお話があったということでもあります。一方で、ドクターヘリの運航については、順天堂大の静岡病院のドクターヘリ運航対策室というのがあって、そこと駿東伊豆消防組合が協議をして設定をしているという説明でありましたので、何というんですか、順天堂の中の意識共有というのがどうなっているのかなというのを確認しないといけないのかなとちょっと思いました。

ただ、町としてはその辺の情報共有をこちらもさせていただいて、必要があれば順次そういうランデブーポイントを増やしていくということは必要なのかなと思いますので、まず一番、現場サイドの話を一応確認する必要があるのかなというふうな印象を今の御質問の中で受けました。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。ぜひお願いをしたいと思います。

消防署のほうに行ってお話をする中で、ランデブーポイントとして登録がされている箇所は15箇所なだけけれども、そのほかにも、やっぱり登録がされていないところでもヘリコプターの離発着は可能だよというお話でした。例えば稲取のゴルフ場ですとか、ああいう広い場所については、特に離発着に支障がないという場所であれば、そこもゴルフ場の許可が必要でしょうけれども、そこに離発着することができるということをお聞きをしましたので、そして、ランデブーポイントとして登録をするのではなくて、そういう可能性のあるところも拾い出しをするということの中で、その辺ぜひ消防署と1回お話をさせていただければありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、レインボーディスコクラブの開催についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 2問目です。レインボーディスコクラブの開催について。

先に行われたこの事業では、多くの来場者の町内への宿泊や直売所、飲食店、交通機関等

の利用により、地域や町にとって活性化が図られたと認識をしています。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

1点目、町はこの事業をどのように認識し、また、どのように関わったか。

2点目、以前は都内で開催されていたこの事業が当町に変更されました。半面、このことを考えると別の場所に変更することも考えられます。この事業により、継続的な地域振興、観光振興を図っていくためには、まさに町長のトップセールスが必要との認識でありますけれども、町長の考え方をお聞きします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御質問にお答えをいたします。

レインボーディスククラブの開催に関して、その関わりというようなところだと思います。

レインボーディスククラブというのは、平成27年度から当町で開催をしております、今年で何と8回目を迎えたということでございます。今年3日間の延べ入場者数というのは1万人を超えるまでとなりまして、年々盛況になっているというのを実感しております。経済波及効果としては、近隣市町まで含め大体1億円以上の経済波及効果があるというふうに予想される、大変大きな重要なビッグイベントだというふうに感じております。

町としても、交流人口の増加や町の知名度アップだけではなくて、イベント会場での町内業者の出店や町なかでの買物、また宿泊施設の利用といった経済効果もあるため、今後も継続して開催をしていただきたいという、そんな大事なイベントだと捉えております。

町の協力体制ということですが、クロスカントリーコースと体育センターなどの施設の貸出しやテント、椅子といった備品の貸出し、駅から会場までや、会場から日帰り温泉施設のシャトルバス運行、さらに、役場職員がスタッフとして協力をさせていただいているということでございます。稲取、熱川の旅館組合では、日帰り入浴の協力もいただいております、12箇所ということで、宿泊施設が受入れの協力をしてくれました。

また、町長のトップセールスという話であります、現在のところ、主催者側から場所の変更というような話は、私の認識している限りでは今のところはありません。多分、都心部から移ってきたということを踏まえると、会場周辺の自然環境や観光地としての適度な田舎感が開催をする適地として考えていただいているのかなというふうに思っております。ただ、だからといって受け身だけではいけないのかなという感じもしております。

楠山議員の質問のトップセールスということなんですけれども、トップセールスというとは、何となく地方自治体の代表者などが地方の物産や産業をほかの地域へ売り込むというような、何かそんなニュアンスでいるので、今回の質問の趣旨を踏まえたと、トップセールスというよりは、継続的な協力関係の維持とか、さらなる信頼関係の醸成というような、そんなことになるのかなというふうに思いながら、ちょっとお答えをしたいと思います。

主催者側とは、私自ら開催前後に話合いの場を設けて、開催のお願いと協力体制の相談などをさせていただいております。こちら側から相互協力という意味では、先ほど触れましたクロスカントリーコースと体育センターなどの施設の貸出し、テント、椅子といった備品、あとバスの運行とか職員の協力ということをさせていただいております。

レインボーディスククラブの主催者との打合せの際には、東伊豆町で開催をする上での課題、例えば駐車場の場所が、駐車スペースが、毎回そうなんですけれども、足りないというお話をいただいているということや、駅と会場、または宿泊施設や飲食店、日帰り温泉施設等と会場が離れているということがあって、移動手段がなかなかないよねというお話を毎回いただいているということでございますし、町内の飲食店自体が、食べる場所がないよねというようなお話もいただいていると。そのような課題について互いに解決するために、意見交換を毎回やらせていただいているというところです。

また、レインボーディスククラブ側からは、今年も町内の方への招待などもございまして、200名ほどの町民が招待をいただき、住民の方々の関心も年々高まっているのではないかなと思っております。

今後も主催者側に選ばれる場所でなければいけないと思っております、協力体制を継続し、また、新たに課題があれば、なるべくその課題解決に向けて柔軟な対応を図ることができればと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

いいことだらけだとは思いますが、当初に開催をされた当時は、やっぱり騒音の問題だとかという町民から心配の声が上がったことは間違いありませんけれども、その辺、苦情も含めて、さっき移動手段が少ないだとか、そういう直していかなきやならない部分というのはいっぱいあると思うんですけれども、そうではなくて、やっぱり町民からも含

めての苦情みたいなものというのは、どうでしょう、その辺は声として届いていますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 8回目を迎えるという中で騒音等の苦情というのは、特に最初のほうは多少あったというふうには伺っております。ただ、今回8回目に限っては、それほど何というんですか、騒音に対して厳しい御指摘というのはあまり聞いていないというふうには伺っております。

ただ、現状をちょっと担当課長に説明をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） それでは、今回、町に寄せられた意見としてちょっと御回答させていただきますが、今回は騒音の苦情という形では一件も、実際には私が聞いている限りではありませんでした。と申しますのも、音響関係のスピーカーの配置ですとか、スピーカー本体が、音は大きく出るけれども、あまり遠くに響かないとか、そういった機械的な配慮もいただいたということで、私が聞いた中でも、例えば稲取の入谷地区、今年は音が聞こえないんだよな、やっているのみたいな話も聞きましたし、そういう機械的な改良もしていただいているということもありまして、騒音に関しましては、今回私が聞いている限りでは苦情という形ではありませんでした。

そのほかも、今回、本当に不思議なほど苦情という形では意見が寄せられなかったので、町の方々も御理解いただいているところが多いのかなという感じしております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今、担当課長が大体御説明したとおりです。実際私も現場に行って、音のことは確かに気になっていたのですが、どういう聞こえ方をするかなというのを主催者側と一緒にちょっと回ったことがあります。スピーカーの設定で、ある一定距離に音が集中するように何か設定ができるということで、それから離れるとあまり聞こえないというような、何かそういう設定もあるようで、確かに会場の中心部に行くとはよく聞こえるんですけども、かなりちょっと離れると、もうあまり聞こえないというような何か設定だったと思います。

ただ、一方で、騒音等については気象条件とかいろいろなことが関係してくる可能性もあるので、そこは住民の方々からのそういうような苦情ということについてはしっかりと承って、なるべくそういうことがないように、引き続き継続して対応を図っていければというふ

うに思っております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

何もなかったということで本当によかったなと思います。ただ、町長が言われたように、あった場合にはすぐ対応するということがやっぱり住民から理解をもらえる一番だと思しますので、ぜひそこはお願いをします。

町長の行政報告の14ページにも、継続をしてというふうなことが書かれていますので、さっきトップセールスがちょっと言葉としてそぐわないよみたいな部分があったと思うんですけども、何回も主催者と会ってお願いをしていくという、そのことはもう絶対必要ですし、何よりやっぱり町の協力体制があるということが継続をしていただける最大のポイントじゃないかなと。さっき言ったように、テントから何から、送迎も含めて、そういうものを一生懸命、町が協力してくれるという、その体制が一番重要ではないかなと思いますので、ぜひそこは引き続きお願いをしたいと思います。

最後に、ちょっと1点確認をさせていただきたいんですけども、職員の協力をいただいてこの事業も実施がされている部分はあるじゃないですか。職員の多分お休みのときだとか夜間だとか出動した場合、この辺は代休の措置なのか、それとも時間外的な報酬的なもので対応しているのか、そこだけちょっと最後、確認をさせていただきますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

最近というか、だんだんコロナが明けて、イベントがだんだん再開をされているということもあるんですけども、職員がいろいろ協力をするケースが増えてきました。その際は、基本的には代休で対応しているということになります。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、人事異動についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 第3問、人事異動について。

この4月に行われた人事異動は、昇級面において過去に例を見ない内容と受け取りましたが、以下についてお伺いをいたします。

1点目、町長はどのような方針で今回の人事異動を行いましたか。

2点目、今後はどのような方針で人事異動を行いますか。

よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の御答弁を申し上げます。

人事異動というか、人事についてだということであります。

まず、1番目と2番目、比較的同じような内容になるかもしれませんが、お答えをさせていただきます。

まず、町長はどのような方針で今回の人事を行ったのかということですが、一言で言うと、硬直した人事の打破みたいなイメージが少しありました。どういう内容かという、これまでの当町の役職者の構成を見ますと、これまで大体2年間の限られた幅の中に、実はほとんどの役職者が今存在しているという状況です。課長級が同級生みたいな感じで。言い換えれば、これまでの人事が同級生人事といいますか、年齢が来たらその年齢の方が上がっていくというような人事、つまり、年齢の高い順から順番に役職者を割り当てていくという、多分、年功序列的な人事だったかと思えます。

自治体においては、役職者というのは基本的に一度昇格すると、もう降格は基本的にはありませんので、一度昇格した役職者というのは、そのままエスカレーターというか、定年まで役職者で居続けるという側面もあります。その辺が若干硬直化かなと思うんですけども、つまり、一度役職者になったその中で、その方が定年するまでは限られた中でぐるぐると役職が、人事を回さなければいけないという状況に実際なっているということでもあります。

人事がこのように硬直した中で幅の狭い年齢層に役職者が集中した場合、何が起こるかという、まさに去年ぐらいがそうだと思うんですけども、役職者の多数を占めるこの世代が年齢到達による役職定年を迎えたとき、定年のときです、一度に役職者が不在になる、つまり、2年間ぐらいに役職者がいて、その方が定年の時期だと、一度にみんないなくなるという状況になります。

この際、一斉退職が発生した翌年、退職してしまった翌年どうなるかという、新任の役職者、課長級が多数生まれるということになります。これは課長だけではなくて係長も多分同じような状況に今なっていて、何というんですか、やっぱり施策というのは継続性なので、なるべくバトンをそれぞれの幅広い世代で渡していくということが、町の施策の継続性とか

安定性に寄与するのではないかなと考えておまして、今の現状だけ考えれば、これは極めてよろしくない状況だと私は思っております。

役場全体の施策の安定した引継ぎと実効性を担保しなければならないことを考慮すれば、役職者の分布は2年という極めて狭い幅ではなくて、ある程度幅のある範囲に、ある程度ですよ、年功序列を全面否定するわけでは全くないんです。ただ、やっぱり幅を持たせた役職者の存在というのがとても重要だと思っております。今回の人事というのは、そのような考え方に立って、役職者の分布がある程度幅広く分布、分散させたいなというようなイメージでやらせていただきました。

これからの人事、どうするかという話であります。同じことになるんですけども、役職者が多い2年間の幅以外からどのような人材を昇格をさせていく、昇級をさせていくか。これまでの人事異動は、職員の年齢や勤続年数を評価基準に加え、勤続年数が長いほど仕事へのノウハウや理解度が深く、職場への貢献度が高いという考え方、これは別に間違っていないんです。ただ、先ほどお話ししたような弊害もあるということで、年功序列型の人事だけでは、先ほど述べたとおり、施策の不連続化と不安定化を起こしてしまうので、組織を継続的かつ安定的に機能させるためにも成果主義、あまり成果主義が全てがいいとは私も思っていないんですけども、その辺のバランスをうまく考えながら、成果主義的な評価もちょっと強めながら、若手の積極的な昇級を取り入れていきたい、それによって、何というんですか、役職、人事の均衡化的なものを図っていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ここはちょっと読ませてください。

一介の町会議員が人事に口を挟むことはあってはならないとの認識の上で、今回質問をさせていただきました。本当はこういう人事関係について、もう町会議員がああでもない、こうでもないと言うことは、それは間違いだよと自分も重々承知をしております。

ただ、町長が、やっぱり同じ年代に集中をするようなことというのが弊害があるということ、年功序列ということだと思ってしまうんですけども、あれ、今回の役場の人事おかしいよねという声何人かから私は聞きました。自分自身もそう思いました。それは、やはり年功序列でずっと役場を過ごしてきた人間たちがそういうふう感じたということで、今日は町長がやっぱりお話をしていただいたように、その辺、弊害を打破をしていくということの中で

われたということで理解をしました。

けれども、1点不安に思ったとか懸念だなと思ったのが、昇格をした人たちというのは本当に優秀な人間で、また、地位が人をつくるみたいなお話もあるじゃないですか。もう十分にその役職で立派にやっつけていける職員だということで、それに対しては何の異論もないわけですけども、ただ、2階級特進みたいな形というのは、警察でいうと殉職をしたときに行われるような上がり幅だということの中で、今回ちょっとこの質問をさせていただきました。

懸念というのは、どうでしょう、こういうことをやったことに、私は組織がぎくしゃくなくなったり、あるいは町長の顔色を見ながら職務に当たるという、その辺の懸念というのを自分自身で感じたものですから、その辺の心配はありませんかということです。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今、ぎくしゃくをするという話と顔色を見るというのがあったんですけども、具体的にどういうことか、ちょっといまいちよく分からないところがあるんですが、少なくとも今、時代は急激に大きく変化をしていて、それにしっかりと対応しなければいけないという中で、今までのような考え方では到底私は対応できないと思っています。

ここは確認しておきたいんですけども、あくまでも年功序列を全否定しているわけではなくて、年功序列的な発想も確かに一理あるということがあるので、加えて成果主義的な人事も、ある程度若手を登用して層の厚い体制をつくっていくというのは、今一番、役場がやらなければいけないことかなというふうに思っております。

ちなみに、参考までに、ちょっと全然余談をしてもいいでしょうか。ラスパイレス指数というのがあって、これ、この間の報道で東伊豆町がラスパイレス指数が一番静岡県下で低いという、言い方を正式に言うと、市町職員給与水準最低は東伊豆町というふうに出たんです。でもこれ、東伊豆町は平均給与月額が賀茂郡でナンバーツーなんです。高い、上から。その辺、ちょっと何か誤解があるかなと思いつつも、今回の人事をやったことによってラスパイレス指数も改善をされる。

どうして当町が平均給与月額が賀茂では2番目なのに、ラスパイレス指数が何か一番最低に出たかというのがいまいちよく分からなくて、少し検討してみたんですけども、検討すると、一般行政職で比較した場合、職務級3級、主査のレベルですけども、その部分の全体に対する割合が、東伊豆町が断トツに高いんですよ。30.8%、これは物すごく高いです。どの町の数値よりも高い状況で、多分このあたりがラスパイレス指数に反映をしているんじ

やないかなというふうに思いました。言い換えると、このクラスの人数が圧倒的に多いという事で、それ以上のクラスの方が逆に言うとキャップになっていて、昇進できないという状況になっているのも1つの原因かなというふうに思いました。

そんなことを考えると、今回の人事によりまして成果主義的な発想を一部入れたんですけども、職務級3級、主査の者をそれ以上に昇進することによって、数値としてですけども、ラスパイレス指数が改善をされるというふうに考えています。ラスパイレス指数が全てではないとは本当に思います。ただ、そういう側面もあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ラスパイレス指数ですとか平均給与だとかというのは、平均年齢だとか、あるいはラスパイレスも5年刻みで計算をされることによって、1年間動くと、その辺の数字が変わってくるということですので、そこは特に私は問題視をしていないんです。

町長、余談ということの中で話をしましたので、私もちょっと余談で施策も本当に新しいものをどんどん取り入れながらやっていただいている町長ですので、私は長期政権になるなというふうに思っていますし、そういう長期政権になる岩井町長が、やっぱり町民から好かれる町長であってほしいなということの中で、今回この問題を取り上げさせていただきました。

やっぱり給与が上がることによって、生涯給与とか賃金というのもやっぱり変わってきますし、そういう影響面もあるのではないかなというふうに思いましたので、ぜひこの辺も含めて、補佐役の副町長ですとか総務課長だとかというのを、しっかりと町長の考え方を示して、その辺の対応をしていただければありがたいなというふうに思っています。最後に。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 人事を決めるに当たっては、私1人で独断的に決めたわけではなくて、半年以上かけて時間をかけながら、当然、三役プラス総務課長あたりともいろいろな話をしながら決めたということであることを付け加えていただきたいということと、あと、確かに町民に好かれる町長になるのはとても目標とするところであります。今回の人事をやることによって、町民から嫌われることになるのでしょうか。そこが多分、認識の違いで、別に個人の方を攻撃しているわけではなくて、東伊豆町全体の利益とかそういうものを、あまりぶ

れることなく考えていきたいなと思います。

当然、役場職員の存在というのは物すごく大きなものなので、そこはちゃんと把握しながら、皆さんの御意見も聞きながら、しっかり努めてまいります。

○議長（笠井政明君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時15分まで休憩とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 栗原京子君

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員の第1問、避難所の環境整備についてを許します。

7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

避難所の環境整備についてを伺います。

能登半島地震の被災地では、一部地域で今なお断水が続き、2次避難所などを含めると約4,000人の方が現在も避難生活を余儀なくされている。災害のたびに避難所の環境については様々な課題がクローズアップされてきたが、いまだ改善の途上である。

いつ起きるか分からない災害、特に大規模災害時に孤立する可能性が高い当町で、長期化する避難生活の環境整備は、町民の心身の健康を守るため非常に重要と考え、以下の点を伺います。

1、断水が長期間続いた場合の生活用水確保の対策はどうなっていますか。

2、災害時のトイレ環境の考え方は。レジリエンストイレや、県内でも導入されつつあるトイレカー、あるいはトイレトレーラーなどの導入を検討するお考えは。

3、女性の視点を生かした運営や相談体制など、各避難所に女性スタッフの配置が必要と考えるが、いかがか。

4、ペットの同行避難の受入れ体制はどうなっているか。また、飼い主へのペット防災の周知のため、ペット同行避難訓練やセミナーの開催などを行うお考えは。

5、避難所以外での避難生活者への情報提供や支援物資の配布はどうなるのか。分散避難した被災者を掌握できるような仕組みを考えておく必要があると考えるが、いかがか。

6、避難生活を送る町民の心身の健康維持のための取組の考えは。

以上6点、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 栗原議員の御質問にお答えいたします。

とても重要な視点で、なおかつ1から6までであるということで、しっかりと答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、1番目ですけれども、断水が長期間続いた場合の生活用水の確保ということであり、現在、水道課では、災害時等、不測の事態に対応するため給水車、これ2立米です、2立方メートルの2台、給水タンク1立米、それが10基で保有しています。また、町内各地区10か所に飲料水兼用の耐震性の貯水槽、これは60立米、60立方メートルが整備をされているところです。加えまして、町内の配水池の有効容量は約1万3,000立方メートルでありまして、その辺の総合的なもので対応できればというふうに思っております。

災害が発生した場合、水道施設の被災状況を把握するとともに、避難所等に必要な資機材を設置し、給水できる体制を構築をします。また、被害の状況によって国や県に応援を要請をし、給水体制を強化をしていくということも大変重要かと考えております。

また、災害時飲料水兼用耐震性貯水槽や各配水池に貯まっている水を利用することで、当面の間の生活用水——これは飲料水も含むんですけれども——の確保は可能と考えておりますが、町民の皆様には、飲料水の備蓄やお風呂に水を貯めておくなど、平日頃より防災意識を持って生活をしていただければというふうにも思っております。

断水が長期間続いた場合の生活用水の確保につきましては、基本、国や他の自治体の応援を借りて水を供給する方法が有効かなというふうにも考えているところです。しかしながら、広域災害になりますと、多くの自治体が被災し、当町への支援が遅れることが予想されます

ので、雨水や民間が所有する井戸や湧水の活用も視野に入れるとともに、能登半島地震で実際に行われた事例を参考に対応を検討していきたいと考えております。

水道施設や水道管の耐震化率が低い東伊豆町にとって、能登半島地震による被災市町の水道の被害状況というのは、今後発生が予想される東南海地震における東伊豆町の現状と似通っているかとも感じております。長期間の断水という事態を生まないためにも、今後は計画的な施設や管路の耐震化を進めていき、災害時に断水しない、また、断水しても早期に復旧できる水道事業づくりを進めてまいりたいと思いますが、これらの整備をするためには財源の確保も必要となってまいりますので、同時進行で適正な水道料金の検討、このあたりもやっつけていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、御理解をよろしく願いをいたします。

2番目、災害時のトイレの環境ということであります。

能登半島地震の被災地の中で、あらゆるトイレ、あらゆる場所でのトイレをめぐる本当に大きな問題がたくさんあったというふうに聞いております。避難所のトイレでは、発災直後というのは便器も使用ができたということですが、当日の夜にはもう水がなくなって水が流れなくなり、そして便器は汚物で使用不能になり、トイレの便器に袋をつけて使う携帯トイレ、これも有効だと言われているんですけども、数が足りなくなってしまって、1回分を数人で使うことになるなど衛生的に劣悪な状況になり、その結果、これは伺った話ですけども、逆にもうあまりにも汚いので、トイレに行かなくて済むように水をあまり飲まないようにした結果、それが原因で脱水症になってしまったというような、健康面での問題にも飛び火したというような状況があったという報告を受けております。

これらを教訓に災害時のトイレの対応を図る必要があると本当に考えておまして、災害時のトイレ対応で重要なポイントとなるのは、被災直後に例えば携帯トイレをいち早く設置できるかどうかという、そんな御意見もある中で、避難所の建物やトイレが無事でありさえすれば、携帯トイレの備蓄が有効であるのかなという話も聞こえてきます。初動対応が間に合わないと、その後の深刻な事態、1回もう汚れてしまうと、なかなか復活、復旧が難しいということもあると聞いておりますので、まずは、例えば携帯トイレなどにより日常に近いトイレ環境を何とか発災後、保ちながらも、仮設トイレの設置まで何とか持ちこたえと、いろいろなやり方を組み合わせて、トイレ環境を維持していくという努力が必要ではないかなというふうに感じております。

この点でいうと、町で所有するトイレは、現在ベンクイックという貯便型の仮設トイレが

51基、ユニットイレという便座型蓋つき簡易トイレが95基、簡易トイレエマという段ボールの便座型蓋つき簡易トイレが445基で、合計591基、使用回数でいうと36万2,335回分の使用回数が、一応それで確保はできているということでもあります。

課題としては、畜便型の仮設トイレは、防臭やくみ取りが必要になってくるということ、便座型の蓋つき簡易トイレというのは、凝固剤を使用することである程度臭いは防ぐことができるけれども、袋の交換が必要で、利用回数が、それを管理していかなければいけないという問題。あと、議員御指摘というか御提案のレジリエンストイレについては、平時には普通のトイレとして使用し、災害時に断水になった場合に、通常5リットルの水で水洗いできるものを、水洗トイレに強制開閉弁というのを付けることによって、何とそれが5分の1の1リットルで水洗い、水洗できるというようなものだそうで、ただ一方で、これだと多分、断水時に水の供給が必要になってくるとか、あと、そもそも下水のラインが壊れていると、なかなか多分使えなくなってくるんじゃないかなという課題もあるというふうに思っております。

そのようなことを考えると、仮設トイレは設置やくみ取りや水洗用の水の供給などの手間がかかりますが、議員御指摘のようなトイレカーだと、例えばトイレカーは自走式なので、水源の場所まで乗っていき、直接、水道からホースで簡単に給水をすることができるとか、し尿処理施設へそのまま乗り入れてしまって、ふん尿の処理をやるということも可能だということ、なかなか有効なのかなという考え方もあります。

トイレトレーラーは、同じようなものなのですが、自走ではないので、そこに少し課題が残るということと、逆に天井に太陽光発電パネルなどもあるものもあって、照明など換気扇、電気を使うようなものについても確保ができるということ、あとは、おむつ交換台、比較的空間が広いということで、なかなか使い勝手がいいのかなというところもある中で、例えば女性や高齢者、体の不自由な方々にも使いやすいトイレということが言えるのではないかなというふうに思います。

このように、災害時に使用できるトイレの数というのは多岐にわたります。そのタイミングと目的によって、ある程度使い分けることももしかしたら必要かもしれません。そのようなことを考えながら、避難所の時間的経過による状況の変化も踏まえながら、どのようなトイレを準備するのがよいのか、検討をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

3つ目でございます。避難所における女性の視点ということでもあります。

避難所ではたくさんの方が限られた空間で共同生活を行うため、避難者のプライバシーや

女性及び子育て環境への配慮というのは、とても重要な課題になったというふうに聞いております。そのようなことから、女性の視点を生かした運営は必要であり、誰にとっても安全で安心できる避難所環境の運営を目指す観点から、女性スタッフの配置はとても重要だというふうに認識しております。

各自主防災会については、災害時の役割分担を取り決めた防災組織体制がそれぞれ整備されており、その中に女性役員も組み込まれているというところも実際あります。ただ、一方で、ほとんどの自主防災会で避難誘導に係る担当者が決められている一方、避難所運営に携わるスタッフとして明確に女性が配置されているというところは我が町においては少なく、女性の視点を生かした運営や相談体制に対応できる組織とはなかなかちょっと乖離しているのかなということは否めません。

今後は、各自主防災会の防災組織体制の中に、避難所における生活環境の維持、運営に係るセクションを設けさせていただいて、その中に女性スタッフを配置してもらうように、各地区の自主防災会と検討というか相談をしていきたいというふうに考えております。

また、それとは別のアプローチですけれども、女性スタッフを組み入れた避難所への巡回支援隊を結成させていただいて、定期的な巡回により、避難所の運営環境の確認はもとより、女性避難者からの声を拾い上げて災害対策本部にその情報を集約をさせ、避難所運営に役立てていくというような取組もできるのではないかなというふうに考えているところです。

続きまして、4点目、避難所のペットについてです。

令和2年度に策定した東伊豆町避難所運営ガイドラインの中で、自宅避難が困難な場合などにはペットの受入れを想定をさせていただいております。避難所内の居住スペースについては、ダニやノミなど人に影響を及ぼす可能性や、体毛等によるアレルギーなどの人の体調に影響を与える可能性、また鳴き声や騒音などの課題もあるため、人の居住スペースとペットの飼育スペースをしっかりと分けてやらなければいけないというふうに考えております。

飼い主の皆様には、日頃からの備えとしてケージやキャリーバッグに慣れさせたり、あとは、待て、おいで、むやみに吠えない等、基本的なしつけについてはしっかり行っていただいて、加えてペットの避難用品や備蓄品も用意していただくというような、普段の備えの協力についてもぜひお願いできればというふうに考えております。

今後、各避難所の受入れ体制について、避難所ごとの避難所運営ガイドラインや避難所運営マニュアルなど、分かりやすいルールづくりをしていきたいというふうに考えております。その後、環境省作成の災害時におけるペットの救護対策ガイドラインや、県作成の災害時

における愛玩動物対策行動指針などを参考に、職員のスキルアップを図った上で、ペット同行避難訓練やセミナーなどを開催できたらとも考えているところです。

続きまして、5点目、避難所以外での避難者、避難されている方々への情報提供等を含む対応ということですが、避難所以外での避難者は能登半島地震の際にも把握できないケースが多く見られ、避難者の把握やニーズの把握、物資提供が困難であったことや、避難所代表者が在宅避難者へ物資を渡さないこともあったというような、そんな事例もあったというふうに聞いております。石川県は、自宅や車中泊、県内外の親戚宅等に避難された方などを対象に、連絡先等を登録する窓口を開設して情報収集し、得られた情報については住民票のある自治体を共有しているとのこと。

避難所以外での避難者の把握方法については、分散が広範囲になれば、これはより困難になってくるということが容易に想像できます。そこで、当町では、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を観光協会、稲取、熱川の旅館組合と締結をしていることから、宿泊者がいない場合の全体のキャパは6,300人となっていますので、協議は必ず現場サイドとやらなければいけないと思いますが、このあたりも考えながら、活用できないかということを検討することは重要かと思っております。

避難所以外での避難生活者への情報提供については、同報無線、配信メール、コスモキャスト、LINEを通じて情報提供を考えていますが、能登被災地支援避難所の報告では、どんなに役場が情報発信しているといっても、スマホやパソコンを使わない高齢者には情報が届いていないという報告もありました。このようなことを考えながら、少し対応を考えなければいけないとも思っております。

支援物資の配布については、情報提供により、取りに来ていただくなどを考えておりますが、取りに来られない方、情報が伝わりにくい方も確かにいらっしゃると思います。そのあたりについては、例えば当町は今、運送業者との協定を締結しております。その辺の運送業者との連携ということは今後検討しながら進めることができるといふふうに思っております。

続きまして、最後、6番目です。避難生活を送る町民の心身の健康維持ということについてお答えをいたします。

避難生活を送る町民の心身の健康維持のための取組は、行政の役割としてとても重要、最も重要だといふふうに考えております。東伊豆町地域防災計画では、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努

めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものと明記をされているところです。

そのようなことから、東伊豆町健康支援マニュアルを策定し、大規模災害が発生した際には、保健師、栄養士等が専門性を発揮し、保健、医療等関係者が協力をし、発災後——大体おおむね3日目以降になると思いますけれども——に起こり得る健康課題への対応と予想される予防活動を継続的に行い、町民の皆様の心身の健康維持のための取組を実施していくということになっております。

災害時の健康支援は、フェーズごと、また避難所別ごとにきめ細やかに対応していく必要があると考えております。また、被害状況によっては、町の行政職員で対応できない場合や、専門的なチーム、例えば心のケアチームの派遣が必要な場合も想定されております。そのため、応援要請や受援体制の整備も行っていくことも重要だと思っております。避難生活を送る町民の心身の健康維持のために、平常時から準備と訓練を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

生活用水の確保という件で、町ではかなりたくさん場所だったり物だったりをしながら、困らないように対応、事前に準備がされているということで安心をいたしました。

実は、能登半島地震の起こった後に、やはりトイレの問題が非常にニュース等で報じられていたので、町内の事業所さんからアドバイスというか提案をいただきました。学校にそれぞれプールがありますけれども、プールが大体450トン水が入っているそうです。トイレに使う水が1回10リットルとして、4万5,000回それが使用できるということで、それを露出で配管をトイレに直接つないで、いざというときにそっちのプールの水が使えるようにしてはどうでしょうかという御提案をいただきました。やはり、プールから近い避難所とプールから遠い避難所もありますので、またトイレの問題だけではないので、生活用水などにある程度ろ過した水が使えるような、そういう取組も大事なのかなというふうに思いまして、これは提案をさせていただきます。

また、2番目のトイレの問題ですけれども、大川小学校での避難訓練のときにトイレを組み立てて、簡易トイレなのか何か結構来て、下に汚物が溜まるようになっているんですけれ

ども、組み立てるのもちょっと大変だったりとかということがありました。また、溜まった後の汚物の処理とかいろいろ考えると、トイレトレーラーになると結構大変なのか、やっぱり牽引をしなければいけないという部分で、コスト的にもマンパワー的にも大変なのかなど思いますけれども、トイレカーのほうは結構、そんなにハードルは高くはないそうです。これ7割は地方交付税から算入されて、残り3割をふるさと納税型のガバメントクラウドファンディングでやると、なかなか、大阪の交野市が自治体負担ゼロでこの導入を目指しまして、持ち出しがクラファンの委託料の60万円程度、また、年間のかかる経費は車両整備のコストが年間15万程度でこのトイレカーを導入したという記事を見かけました。

トイレカーですが、トイレトレーラーよりも一つ一つの個室は小さいものの、軽トラから大きなトラックまでいろんなタイプはあるんですけども、交野市が導入したものは5個の個室があって、うち1個がバリアフリー対応になっているそうです。トイレトレーラーは階段を何段か上がらないと使えない、なので、やっぱり足が悪い方とかが使えなくて不便、トイレカーはそのうち1つがバリアフリーになっているので、高齢者とか足の悪い方も使えるようになっているという話でありました。

使える回数は、やっぱり規模にもよるんでしょうけれども、交野市が導入したトイレカーは合わせて1,200から1,500回は利用が可能ということで、やはりトイレトレーラーと一緒に上にソーラーパネルが乗っていて、夜間とかも明るくトイレを使うことができ大変に好評だったということです。

ここら辺だと、賀茂郡では西伊豆町がトイレトレーラーを以前導入をいたしました。普段はイベントだったりそういうときに出勤して、一般社団法人助けあいジャパンが行っているプロジェクトなんですけれども、各自治体が1つずつトイレトレーラーやトイレカーを所有して、被災地に被災していない自治体が応援として駆けつけるというプロジェクトだそうです。それに賛同して西伊豆の町長が導入を決めたそうですけれども、今回の能登半島地震では、残念ながら使用が寒冷地仕様になっていなかったもので、富士市もやっぱり寒冷地仕様になってなくて、対応が遅れた場合もあったようですけれども、このトイレの問題というのは、本当に町長がおっしゃっていましたように、トイレがあまりにも汚くて、トイレに行くのを控えるために水分を控えて体調を崩すという事例は幾つもあったようで、やっぱり清潔な明るいトイレというのは本当に大事なもので、ここに事前に備えられるものは備えていただけたらなど、またそこら辺も御検討をお願いしたいと思います。

また、女性スタッフの件なんですけれども、確かに自主防では女性防災委員という方たち

がいらっしゃいます。ほかの自主防のことはちょっとよく分からないんですが、大川辺りだと、避難訓練のときの炊き出しのお手伝いということで終わってしまって、非常にここがもったいないなというふうに思っています。

確かに、普段いろんな例えば養成講座とか受けたりとなってくると、負担が大きいのでやりたがらない女性の方も多と思うんです。大規模災害のときには、逆におうちのこととか家の介護があったり、子供のことがあったりで、なかなか外に出づらい方も多いと思います。でも、だからこそ多くの女性リーダーというか女性のスタッフを配置して、2時間だけなら行けるよとか、午前中だけなら大丈夫という方とかが、いろんなシフトを組みながら対応できるような、やっぱりちょっと多めにスタッフは欲しいなというふうに思います。

避難所で、こういう状況のときにわがままを言うなというふうに言われたりする場合もあるようですが、女性の場合、例えば生理用品が欲しかったりとか、下着のサイズを言って希望する場合にサイズがちょっと言いづらいとか、いろんな細やかな感情というのはあります。また、避難所をエリア分けするときにも、女性だけの世帯が男性とすぐ隣同士でというものすごく抵抗があったり、実際、東日本でも能登でも、性被害に巻き込まれてしまった女性の方もいらっしゃるようであります。何か女性が声を上げるというのは、なかなか非常時のときに言いづらいものもあるし、周りから、そのぐらい我慢しろという空気感というか言葉もあったりとかという場合もケースも多いと思うんです。なので、相談窓口だったり、要望をまとめるような意味合いでも女性のスタッフ、また、先ほど町長がグループを巡回して回るといったお話もございました。そういった、いろんな形で女性が声を上げやすい環境を整えていただけるように、また検討をお願いしたいと思います。

先ほどトイレのお話がありました。レジリエンストイレ、通常1回10リットル、バケツで流すところを1リットルの水で済むということで、これデモで経験をした方たちの映像を見たんですけども、大体小ぶりのバケツ1杯が10リットルなんです。高齢者の人がそれを10リットルの水を持って歩くってなかなかやっぱり重いなということで、流すときもバケツでじゃつと結構勢いよく流さないと、ゆっくり流すと流れないんです。底に溜まっちゃうんです、水は10リットル使っても。でも、このレジリエンストイレだと蓋があるので、1リットル分を貯めておいてざっと流す感じで。度々に給水ではなくて、給水の槽もあるようなので、そこら辺は対応ができるのかなというふうに思います。ただ、給水の配管に特別なものがあるようなので、そこら辺はやっぱり別の配管の設計は必要になるということでありました。

例えば、これから学校なり公共施設なりのトイレを洋式化する工事をする予定があった場

合に、このトイレの導入もまた検討の選択肢に入れてもいいのかなというふうに思って、そこら辺は提案をさせていただきます。

また、ペット同行避難なんですけれども、要は、前は東日本大震災のときにはペットを置いて人間だけが避難して、後からペットを連れに戻って、そこで被災してしまうというケースがあったということで、国が同行避難のほうを今進めています。同行避難というのは、同室で過ごすということではなくて、逃げるときにペットも一緒に逃げる。そして、ペットはペット、人は人と居住空間を分けるということでもあります。

ただ、これは飼い主さんでそこら辺を御存じない方って結構いらっしゃると思うんです。一緒に逃げれば一緒のところまで過ごせるという方もいらっしゃるだろうし、例えば連れていっていても、屋根とか風雨がしのげる場所ではなくて、鉄棒のところだけただケージを置いたりとか、そこにつなぐだけという場合も避難場所によってはあると思うんです。

そこら辺の徹底を町でもやっていただきたいですし、先ほど同行避難訓練の話もありました。以前、同じようにペットの避難について避難訓練をという提案をさせていただいたときに、やっぱり大切なことなので各自主防に投げかけたいという答弁をいただきました。しかしながら、各自主防、避難訓練、毎年やるメニューも決まっている中で、新しくペットの同行避難をやっていくというのはなかなか負担が大きいのかなというふうに思います。

町として、避難訓練の9月1日とかそういうとき以外に、ペットとペットの飼い主さんと一緒に同行避難訓練を1回やっていただけたらなというふうに思います。訓練をやることによって見えてくる課題もあるでしょうし、また、何より飼い主さんの思いが、ここが準備しなきゃとか、いろんなものが変わってくると思うんです。ぜひそこら辺は、町として1回、同行訓練、またペット防災のセミナーなどは開催していただきたいと思います。でないと、避難所にみんなが集合してからとても混乱してしまうことも考えられますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、避難所以外に避難する方についてのお話もありました。東日本大震災のときには、食料とか水とかいろんな支援物資が避難所にいる人のものだから、避難所にいない人はあげられないよというケースがあったそうなんです。ただ、避難所ではなくて在宅避難をしている方でも、やっぱりライフラインがストップしたりすれば同じように不便を強いられているわけで、それは避難所にいようが避難所外で避難していようが、一緒に支援は等しく受けられるべきというふうに流れは変わりました。ただ、どこまでそれを皆さんが御存じなのかというのはちょっと分からないので、そこら辺の周知もまたお願ひしたいと思います。

また、掌握もなかなか大変だとは思いますが、大規模災害で受けられるべき支援が届かずに受けられなかったという事例も報告されているようでありますので、こちら辺りもまた体制の構築をお願いできたらというふうに思います。

また、長期避難の場合の避難している方の健康について、また保健師さんとかが中心になって健康維持に努めてくださるということで、このときに私、考えたのが先ほどの女性スタッフです。保健師さんといっても、やっぱり限られた人数で、もしかすると保健師さん自身が被災している可能性もありますし、また区から区の移動ができない場合も大いに考えられる中で、各区にいらっしゃる女性のスタッフの方がそれを担えるような、例えば具合が悪いのを見つけるというのは専門家じゃないと難しいかもしれないです。でも、口腔ケアだったり、どこか具合が悪いよという声を聞き取ったり、そういう調査というのは女性スタッフで十分こなせると思うんです。また、お年寄りなんかは、体が動かないとどうしても関節が固まって、だんだん動けなくなっちゃうので、ちょっと体を動かす体操とかを促したり、そういう役割も女性スタッフの方には担っていただきたいなというふうに思います。

以上、いろいろ提案をしましたが、また町長の改めてのお考えを伺いたいと思います。すみません。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 最初の御答弁で大体お答えはしているので、なるべく重なるところは少し割愛をさせていただければと思いますが、女性スタッフについては特に重要だとは思っておりまして、今回御質問をいただいて、各地区に女性スタッフがいるかどうかという話と、運用面で女性スタッフを活用できるかみたいな話を、ちょっとアンケートというか確認をさせていただいたんですけれども、正直、先ほども議員のほうから人数、多めのスタッフが必要かもしれないというお話もあったんですが、実際、現場の状況を見るとなかなか厳しいという状況で、どういうやり方をすれば女性の視点を避難所なり避難の状況の中に反映できるかというのは、ちょっとこれから検討、考えなければいけないなというふうに素直に思っております。

ペットの同行避難についても、ちょっと状況を見ながらだと思います。ただ、当町にペットを飼われている方は結構いらっしゃるという話もあるので、その辺りも少し検討させていただければと思います。

全体を通して、ちょっと今回、避難所、防災等について御質問いただいて少し感じていることが、細かい部分まで当町において災害が起こったときの対応というところで、もう一度

見直しをかけなければいけないなと少し思っております。なので、そこについては、これまでの知見も踏まえながら、どこかのタイミングでなるべく早いタイミングで、今ペットの話もありましたけれども、高齢者の話もあるし健康維持の話もあるし、本当に多岐にわたるといの中で、少しその辺の話を再検討の準備を始め、実際にそれをやっていきたいなというふうに今思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

本当に細々したことがたくさんあって、いろいろそれを整えていくというのは大変だと思いますけれども、やっぱりいつ来るか分からない災害に備えて、町として事前にでき得ることはしっかりと取り組んでいただけたらなと思います。

と同時に、やはり行政がやることは、予算的にもマンパワー的にも限りがあります。やりたくても、寸断されて孤立してしまったりすると、その支援が届かない場合もあります。

一番大事なのは、やっぱり町民お1人お1人が自分の命を自分で守るという部分だと思うんです。よく、最低でも3日分、4日分の備蓄を1人1人がそろえていきましょうというのは、いろんな場所で見かけると思うんですけれども、多くの人は、やらなきゃいけないよねと思いながらも準備ができていない方が多いと思います。例えば大川、北川は町内でも孤立するよと言われた後に、そこ危機感を結構高めた方はいらっしゃると思うんです。

またいろんな場を使って、例えば先ほどのペットの防災セミナー、もしあればそういう場とかいろんな場で、本当に自分で自分の家庭の備蓄はしっかりと整えていかないといけないよと町民の方が思っただけのような意識啓発についてのまた取組をぜひお願いしたいと思ひまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で、栗原議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 内 山 慎 一 君

○議長（笠井政明君） 午前に引き続き一般質問を行います。

12番、内山議員の第1問、商店街の空き店舗対策についてを許します。

12番、内山議員。

（12番 内山慎一君登壇）

○12番（内山慎一君） それでは、今、議長のほうから指名がありました商店街の空き店舗対策について御質問いたします。

地域の商店街は、観光客の減少や人口減少、量販店及びコンビニの進出等により空き店舗が増え、商店街としての存続が難しくなっている。

そこで、以下の点について伺います。

まず1点目は、町内の空き店舗の状況は改善したのか。令和4年第4回定例会での一般質問では、新たなビジョンの構築の検討と店舗改修費、家賃による対応だと答弁しているが、その実績と効果は。

2点目については、稲取温泉の玄関口、顔である駅前通り商店街の空き店舗は延々と入居者がいない。計画を策定し、所有者の安心と入居者が継続して事業展開できるような制度をつくり、早急に実現する考えは。

よろしくをお願いします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 内山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、商店街の空き店舗対策についてということで、町内の空き店舗の状況は改善したかどうかというお話になりますが、東伊豆町の商店街は、中小商業者、サービス業者等の集積として、地域経済において大変重要な役割を果たすとともに、地域に生活する人々の買物の場として、これまでは人々が交流するコミュニティー活動の場として、本当に多様な機能を

今までは果たしてきたというふうに思っております。

しかし、一方で、時代の流れに伴い、先ほど議員からもお話ありましたが、郊外型商業施設の増加や少子高齢化の進展と地域内の人口の減少、さらに情報化を背景とする無店舗販売等の増加により、一段と厳しい対応を迫られているという状況であると認識しております。

このような状況の中で、空き店舗の状況ですが、令和5年度に空き店舗バンク整備のために空き店舗の詳細調査を実施をいたしました。その結果ですけれども、町内商店街ごとの空き店舗数の合計は、令和3年度で69件、令和4年度で63件、そして令和5年度で81件となっており、空き店舗は増加傾向にあります。このような状況を踏まえてお答えをいたします。

議員御質問の内容で、店舗改修費、家賃による対応でと御質問いただいておりますが、少し、ちょっと受け止めのニュアンス、質問のニュアンスが違うかなと思いますので、少しその辺の内容を確認をさせていただければと思います。

議員の御質問の内容だと、町の対策の決め手として、店舗の改修費と家賃による対応があるというように少し受け取られかねないなと思っております。当時、私が答弁した内容というのは、あくまでも商工会が実施をしている補助制度の紹介をさせていただいたということでもあります。

町として、空き店舗対策の決め手として、この店舗の改修とか家賃の施策というのが決め手にあるという認識で御答弁したということではございません。そのときお伝えしたかったのは、質問の内容にもありましたけれども、新たなビジョンの構築という部分であります。

例えば、利用しやすい公共交通の構築や稲取駅構内の活性化策などにより、交流する人口を増やし、活性化していくこと、それが空き店舗対策の重要な部分になるのではないかなということを御答弁申し上げたように記憶をしております。

確かに、事業者に対する直接的支援も重要な場合があると認識しております。ただ、人口減少が加速化している中で、消費者も減少しており、商店を訪れるお客様の数自体が減少していることを考えると、事業者の店舗の補修や家賃に対する補助などだけでは、現状を変えるための効果的かつ根本的な対策につながらないのではないかなというふうに考えております。

商店街の小規模事業者の皆様が事業を継続し、日々安心して生業を営まれるためにも、その場しのぎの対症療法というのではなくて、根本的なアプローチが必要になってくるのではないかなと感じております。

現在、様々な問題の多くの根本原因は、人口減少の問題です。商店街においても、人口減

少によりお客様自体の数が減っている。この状況を変えるための新たなビジョン、つまり、町民の町内移動を活性化するための新しい公共交通の整備や、商店街に多くの方々が訪れる新しい仕組みづくりなどを推し進める必要があると考えております。

新しい公共交通については、今年の2月に町民が自らドライバーとなる乗合サービス、ライドシェアと言いますが、これをスタートさせていただきました。商店街に多くの方々が訪れる新しい仕組みづくりについては、まちづくりのアプローチがとても有効だと考えております。

今年、熱川温泉を台湾提灯で飾り、にぎわいを創出する取組を実施いたしました。実際に評判もよくて、夜にまち歩きをする人も多くなっているため、今年度中にも空き店舗を活用した出店が増えてくるということを予測しております。

実績としては、まだまだこれからという状態ではありますが、熱川温泉では、2件ほど出店を考えている方がいらっしゃるというような話を商工会のほうからも伺っているところでございます。

続きまして、最初の質問の2番目の質問であります。稲取の玄関口である駅前通り商店街についての質問でございます。

先ほどお答えしました魅力あるまちづくりにより商店街の活性化を図る取組については、稲取温泉の玄関口である駅前通り商店街についても有効だと考えております。特に駅前通り商店街については、観光客が稲取駅に降りて最初に目にする商店街でもあり、このまちにとってとても重要な存在だと認識をしております。

その中で、魅力あるまちづくりを進めるポイントとして、その地域の個性、特徴を生かすことがとても重要だと考えております。東伊豆町の人口は、昭和40年代から60年にかけておよそ1万7,000人を超えており、地域で買物をする地元のお客様も多く、商店街の活性化策としては、店舗への直接的な支援も有効であったかとも思います。

ただ、一方で、現在の東伊豆町の人口は、令和6年5月31日現在で1万1,190人、令和2年の人口ビジョンでは、2030年には当町の人口は8,000人台まで減ってしまうという見込みも出ている状況では、まずは商店を集約していくことや、例えばですね、商店街へのアクセスを改善し、商店街への人流を増やしていく等、これからの時代に合った方策が必要だと考えております。

また、駅前通り商店街は稲取温泉の玄関口ということもあり、観光客の存在を忘れることはできません。そのためには、町民のみならず、観光客が歩いてみたくなるような魅力的な

まちづくりが求められます。

今年の4月に、駅前通り商店街に関わる魅力あるまちづくりのスタート地点としての稲取駅構内のにぎわいの創出として、伊豆急行様の全面的な協力もいただきながら、民間企業の力も借りながら、町主導により、カフェと物販、観光案内などを兼ねた店舗を開店をさせました。これを機に、駅前通りの活性化に寄与していただきたいというふうに考えている次第です。

いずれにしても、このように空き店舗に対して1箇所に集中して投資をするということよりは、地域を総合的に考えて、まずは人流を増やしていく、人の流れを増やしていくということを第一に考えていければいいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 12番、内山議員。

（12番 内山慎一君登壇）

○12番（内山慎一君） 今の町長の答弁で、前回の関係のことは、私も町長の考え方というか、町で独自にそういう制度があるということの考え方はしていません。県の補助制度というか、そういうものを利用して、紹介のほうで実務的なことはやったと思うんですよ。

私は今日お伺いしたいのは、そういうものだけで、県の制度、補助制度というか、そういうものだけで、空き店舗というか、そういうものがなかなか埋まっていけないということがあって、1つは全体的なことについては、先ほど町長言ったように、観光の入り人口というか、そういうものが増えていかなきゃということもあります。当然、地元の人口が少なくなっているわけですから。

そういうことは分かるんですけども、もう一つは、2番目に駅前のことを言ったのは、実際には今、例えば稲取の例で言えば、なかなか商店街というような格好の中で言えるところがなくなってしまったわけです。そういう中で、逆にモデル的な格好の中でほかの商店街が衰退してしまったけれども、いずれにしても、玄関口である駅前を集中的にモデル的に空き店舗をなくしてしまって、それをモデルにして、ほかの商店街に一部そういうものが移ってくるような格好、町長言ったように、熱川の今度の九份の関係ですごいにぎやかになって2店舗増えたという。

私も本当にそういう形のことを町に期待したいというか、そういうものの中で、町長言われるように、駅前の商店街がここの地域の、例えば港町だから、港のムードとか雰囲気とか、そういうものを取り入れた格好の商店街にしていくような形を取っていくことが大事かなど。

そういう中で、私は、県の制度融資だけでなく町が応分にできるような格好、そういうものをまずつくっていくような形でものが考えられないのかなと。1番の関係については、抽出的になりますけれども、そういう中で考えていただければと思います。

そういう中で、駅前の商店街をモデル地区というかそういうものでやる中でも、はっきり実施計画というかそういうもの、それから行動計画というようなことを策定するようなことを、先ほど町長言ったように、私も商工会の出身ですから、商工会に実務的なことを依頼をして、委託をして、実際に空き店舗対策を早急にやってもらったらどうかなと。

それには、極端な話ですけれども、企業の誘致をするようなときは、実際に土地代を無償にするとか、あるいは固定資産税を減免するとか、企業誘致ですね、それと同じように、実際にそれを借り受ける人、それから所有者のほうに負担がかからないような格好のことをすれば、実際にそういうものが滞りなくできてくるのかなと。

そういう中で、極端に言えば、町が空き店舗、駅前の空き店舗を借り上げて、それで実際にそういう家主にも、それから入居者にも負担がかからないような形の制度をつくってあげて、モデル地区としてやっていく要素があるのかなと、そんな形で考えてみたらどうかなとというようなことですが、大きなお金はかかるとは思いますけれども、それがまず初めでないかと私は考えますけれども、町長、全体の中で観光の人口だとかそういうものを増やして、回遊していくようなこと考え方もありますけれども、私はここの地域をモデル地区として考えていったらどうかなと。

前回のときに、駅前の場合、街路灯の関係なんかもLEDにして取り替えていただいて、そういう負担は少なくなったと、そういうことから始めて、同じようにいろいろ軽減策というか、商店街だとか商店あるいは所有者にできるだけ負担がないような格好のことをひとつ考えてやるような形のを、実施計画、これから行動計画をつくってやっていただくことができないかなというようなことで、再度質問させていただきます。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

同じようなことを言っている部分と、ちょっと違うなという部分、両方あるかと思ったんです。

まず、モデル地区をつくって、そこを支援したりとか、あとは実施計画をつくって変えていくということ自体は、全然否定をするものではないと思います。ただ、問題は順番の問題だと思ってまして、まず、そこで店舗を開いたときに、ある程度採算が合うかどうかの環

境づくりというところをまずしっかりやらなきゃいけないのではないかなと個人的には思っております。

先般の熱川九份のまちづくりについては、完全に裏の路地を歩いていただくということを、一番最初のターゲットにしました。お客様さえ歩いていただければ、おのずとにぎやかになって、それを見ていた経営者の方が、そこに店を開こうと思うのではないかなというふうに考えたということでもあります。結果的に、今のところ、それを見ていただいて、少し機運が盛り上がっているのかなというふうに思います。

稲取の駅前通り商店街についても全く同じで、いきなり店舗を誘致しても、採算が合わなければ継続持続的な経営が多分できないと思うので、そのあたりを無責任に誘致するのではなくて、しっかりとそこで生業が成り立つような環境づくりというか、そういうところを、まさにその現場の商店街の方々をはじめ、商工会の皆様方の御意見も聞きながら考えていくということが重要ではないかというふうに感じております。

○議長（笠井政明君） 12番、内山議員。

（12番 内山慎一君登壇）

○12番（内山慎一君） 私も町長の言うことは十分に分かります。そういうことだと思えますよ。確かに、駅舎のほうに今度「ようよう」というかな、ああいうところをつくっていただいて、そういう関連だとか、それから今、一生懸命、千円酒場ですか、あそのところがやっているわけですがけれども、なかなか採算が取れているかどうかということについては、私も疑問あります。

そういう点で頑張っているわけですから、それと同じように、せめて、そういう計画をつくって練っていく中で、モデル地区、それから実験店舗というか、実験的な中でやっていただくというか、それでそろばんが合わなければ、出店ができないと思うんですけれども、一応、実験的な形のを町が、県の補助金だとか、それから町のほうでもそれなりのものを負担してあげて、実験的な形のを1年、2年やっていただいた中で、採算が取れば継続するような形を取っていただけるようなことができればいいのかな。

全体的なことは、私も町長言われていることは十分分かりますけれども、そこまでしていかないと、なかなか空き店舗に人が入ってこないし、卵が先か、鶏が先かとなりますけれども、そういうことも含めて考えていただければいかがかなというようなことで、よろしくお願ひします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 実験的な店舗を出して様子を見るというお話だったんですけれども、予測をしてから実験的な店舗を出したほうがいいかなというふうに思います。つまり、採算が合うかどうかの判断をできるような状況だったら、当然、実験的な店舗というのものもあるのかもしれませんが、それがある程度担保できないと、町民の税金を使って施策をやるところまでいくのかどうかというのは、なかなか難しいところがあるかもしれないと思っております。

なので、そういう環境づくりをまずして、採算が合うようなものに、その全体をしていくという努力をまず最初にできればいいのかなというふうに個人的には思っております。

○議長（笠井政明君） 12番、内山議員。

（12番 内山慎一君登壇）

○12番（内山慎一君） そういうことで、今、町長言われたように、そういうことの努力を図っていただいて、もちろん採算取れなきゃ店舗入りませんから、そういうことの努力を、商工会にもちゃんと実務を委託してやっていただくような形を早急をお願いしたいということで、よろしく申し上げます。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、稲取文化公園内への温泉施設の整備についてを許します。

12番、内山議員。

（12番 内山慎一君登壇）

○12番（内山慎一君） それでは、2問目の稲取文化公園内への温泉施設の整備について。

温泉のまちである稲取には、誇りを示すような湯煙の風情やシンボルとなる温泉施設や銭湯がない。

そこで、以下の点について伺う。

（1）稲取文化公園には、現在、足湯が設置されているが、利用する町民や観光客があまり見受けられないと感じる。幸い、公園内の土地は町有地であり、良質の温泉を温泉会社が提供していると伺っている。入湯税の値上げが検討されているが、新たな観光施設整備を考えていく中で、公園内に温泉施設の整備を加え、町民や観光客が温泉の恩恵にあずかれるための施設整備を推進する考えはありますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

第2問ということで、稲取文化公園内への温泉施設の整備についてということで御質問い

ただきました。

稲取文化公園の足湯は日常的に開放されており、御存じのように。午前10時から午後5時まで自由に入れるようになっているということでもあります。具体的に利用者の数というのを把握しているわけではありませんが、稲取温泉旅館組合に確認をしたところ、感覚的な感じ、肌感覚として、平日で20人から30人、祝祭日で50人以上は利用されているのではないかとということをございました。

現在でも和風公園の雰囲気があって、地元の方のみならず観光のお客様にとっても、私自身もそうですけれども、快適にのんびり過ごすことができる公園だと思っております。

が、一方で、せっかくの立地を生かした活用がうまくし切れていないのではないかとこの御意見もいただいているのも事実でございます。

そのような御意見も踏まえ、今年度から稲取文化公園を中心としたエリアの利活用を検討すべく、稲取温泉場景観整備業務委託という契約をさせていただいて、今年度からその着手に入ることになりました。今年度は、まずは地域の方との打合せや、専門家の方々の意見を多数取り入れた上で、来年度以降の整備に道筋をつけていければと思っております。

文化公園だけでなく、あのエリアで言うと、令和7年の秋にリニューアルオープンを予定している旧稲取幼稚園などの新しいスポット、これらとも一体的なエリアとして捉えて、観光客の皆様にも歩いてもらえる、そして町民が生き生きと活動ができるような、そういうエリアをこれから考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 12番、内山議員。

（12番 内山慎一君登壇）

○12番（内山慎一君） 今、利用客というか、足湯の利用客を聞きましたけれども、私が行くときはほとんどいないものですから、朝からずっといるわけではないもので、ちょっとそこまでの人員がいるのかなというのが、ちょっとあれがあったんですけども、私もせっかく、あそこに温泉があるし、町有地ということで考えれば意外と、稲取は温泉地であったとしても、一般の方が自宅に温泉引いているなんていうことはほとんどないわけですよ。

そういう点で、普段お風呂がない人だとか、あるいは釣り客だとか、そういう人たちが入るようなところもないものですから、できれば、せっかく温泉地であるもので、地元の人たちにもそういう恩恵があるお風呂というか、そういうものがあれば、逆に稲取の方も地元の温泉を宣伝もしやすいし、何かのときにお客さんをあそこに連れてくるということが出来る

と思うんですよ。

そういう点で、もう今、お風呂がないとか、そういう釣りのお客さんが来たときに、温泉がないもので、河津の踊り子会館だとか、あるいは南伊豆のほうの湯の花会館だとか、そういうところに行ってしまうことも事実なわけです。

そういう点で、私は、大規模でなくても、漁村の共同風呂というか、そういう雰囲気のあるような浴場というかそういうものを、50人かそこらの規模でいいと思いますけれども、そういうものができたら、地元の人たちもなじんでくれるし、いいのかなと。

それから、ちょうど入湯税の関係が値上げするというか、引上げするような形をお聞きしているものですから、そういうものを原資にして、それで、あとは国・県の観光整備施設事業だとか、そういうものの補助金をお使いになって、そういう浴場を造っていただくことができると。

幸い今、町長が言われるように、文化公園を中心としたエリアを6年度の計画でいろいろ、今の幼稚園と見回した格好のエリアを散策できるような形だとか、そういうものを考えているのであれば、その中の計画の中にぜひそういう浴場を造っていただくようなことが可能かどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

感覚的には、せっかく温泉のまちなので、町民の皆様も温泉に入れるような状況があればいいかなとは思っています。

今、確かに東伊豆町とか稲取においては、公衆浴場的なものも多分ないと思います。私、個人的にはホテルのお風呂に入りに行っています、お金払って。だから、その辺の関係と、あとはやっぱりエリア全体としての関係があると思います。

稲取幼稚園の敷地にもたしか温泉の源があったかと思えますし、その辺もいろいろ広範囲に考えながら、どこに何があればいいかということ、まさにこれからそれを議論する場をつくっていくので、その中で皆様方に御意見をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 12番、内山議員。

（12番 内山慎一君登壇）

○12番（内山慎一君） 私も今、町長言われるように、旅館のお風呂というか、そういうものも今までも考えたんですけども、なかなか敷居が高いというか、それから、地元の方は、

ましてそういうところに、親戚でもなければなかなか行かないんですよ。そういう実態があるんですよ。

だから、そういう点で誰にも気兼ねしないで行けるといって、やっぱり河津の踊り子会館だとかそういうふうに行ってしまうようなことがあるもので、できれば気楽に行って、それなりの、ワンコインだとかそういうものの中に入れるようなところがあれば、住民も喜んでいただけたらと思うし、いずれにしても、私はその文化公園の中にそういう温泉会館的な、小規模で構いませんから、そういうものを計画の中に入れていくような形のこの努力を皆さんで検討していただいて、実際それが実現するような形になればなというようなこの考え方をしているもので、その辺の感覚的な格好のことをもう一度、町長にお伺いして終わります。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

先ほどお話ししたように、今年度から文化公園を含むあの一体のエリアの再生プランみたいなものをこれから考えていくということでもあります。いろいろな会議体が会議を多分やると思うんですけども、その中で、今日の議会にて内山議員からそのようなお話があったことをしっかりとお伝えをし、一応、そじょうに上げて、本当に何がいいかというのを皆さんの御意見を聞いて決めていければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、高校生への通学費の助成についてを許します。

12番、内山議員。

（12番 内山慎一君登壇）

○12番（内山慎一君） それでは、高校生への通学費の助成について。

物価高騰に伴い、家計は困窮している。当町は子育て支援については、ハード、ソフト面での近年充実はしています。しかし、高校生を持つ世帯は、他の子育て世帯に比べ、支援が弱い。

そこで、以下の点について伺う。

（1）近隣の自治体では、高校生への通学定期の半額補助を行っているが、当町でも同様に高校生への通学の助成を考えてはいかがですか。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 内山議員からいただいた第3問の答弁を申し上げます。

高校生への通学費の助成ということであろうかと思えます。

まず、物価高騰対策ということで、高校生に対しての物価高騰対策、ちょうど食べ盛り、育ち盛りの高校生ということだと思えるんですけども、物価高騰対策としての高校生を持つ世帯に対しての支援につきましては、いろいろなやり方があるかと思えます。議員がお示しいただいた通学の補助みたいなものもあるかもしれませんが、ほかにもあると思えるんですけども、当町においては、昨年度、高校生等世帯生活支援給付金ということで、高校生1人当たり2万円、人数にすると198名の方々に対して給付金を給付させていただきました、物価高騰に対する子育て支援ということで実際に施策を進めさせていただきました。

高校生への通学費の助成につきましては、子供の立場に立って支援する必要があるのですが、これ非常に難しい問題なんですけども、例えば、徒歩で通学する生徒との間に不公平が生じないように考える必要もあろうかと思えます。町外へ通学する生徒への負担増になるのに対し、徒歩で通学する方への負担というのはゼロなわけで、その不公平をどう考えるかということも少し考えていかなければ、電車に乗る子供と歩く子供じゃ変わってくると思うので、そのあたりのこともしっかりと考えながら検討すべきかなというふうに思っております。

教育環境がいろいろ変わってくる中で、今、県立高校の再編というか統廃合みたいな話があったり、新しい学校環境への県が提示したグランドデザインの話があったりすると思うんですけども、そのような教育環境がいろいろ変わる中で、進学する子供たちが生まれ育った地域から目的とする高校へ自分で通うことが可能な公共交通を提供するという事は、交通政策だけではなくて地域政策として重要だとは考えております。

人口減を見越したコンパクトなまちづくりや学校の統合の議論、今まさに東伊豆はその渦中にあると思えるんですけども、そのような議論など、様々な検討状況を踏まえながら、保護者の負担を減らすということは考えていかなければいけないなと思っております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 12番、内山議員。

（12番 内山慎一君登壇）

○12番（内山慎一君） 今、町長答弁あったような形で、徒歩の皆さんと、それから電車だとかバスで通学するという事は、助成するという事は不平等かなというようなことは、ちょっと私はぴんときないんですけども、実際に生活が大変というか、実際、今、高校へ進学するというものは、もう100%に近い形があるわけですよ。それから、自分の将来的な目

的の中で進学したいとか、あるいは、こういうもの、部活動やりたいとかそういう形のものがあるわけですが、もう高校の進学というのは、義務教育というかと同じぐらい延長線上にあると思うんですよ。

そういう中で、でき得れば、私が言うのはほかの、町長の不平等というようなことはちょっとあれなんだけれども、ほかの隣接の河津だとかあるいは南伊豆、河津についても、それから南伊豆についても、バス代を半額、伊東までですけれども、提供しているとか、そういう形のものがあるもので、できれば、逆にそういう近隣の市町村がやっているぐらいの形のものを、この町でも考えていただけないのかなと。

それから、意外と今、なかなか教育費用が大変ということは、正直、毎年の学年の中で、母子家庭的な家庭が4分の1ぐらいあるんですよ。そういう皆さんのことを考えると、所得が低くて母子家庭のところについては、そういうものの援助があれば十分助かってくる。

実際に、国も今度、高校生まで児童手当を支給するような形になりましたけれども、先行して今、河津だとか、あるいは南伊豆の場合は、そういう通学の費用を提供しているようなことがあるもので、1つの例で、下田高校へ行く場合は、稲取から蓮台寺まで1年間で9万7,530円かかるんです。それから、伊東高校のほうへ行くには、川奈までですけれども、14万9,400円ですから。そういう形のものにかかる。

それから、あと、夏休みだとか冬休みについては回数券を買うような形で、下田まで行くには6,800円とか、伊東までは1万600円とか、そういう費用がかかって、補修授業だとか、あるいは部活に行く等についてかかってくるわけです。

そういう点で、ちょっと不公平というようなことを、通学で行っている人と比べるのもありますけれども、行っていること自身がもう負担になってくるわけですから、そういう意味で、類似する市町村というか、うちの町と同じようなところがやっている形のもの、半額ぐらいの補助ができることが、この町でも考えていただくことができないのかなと、そういう形のものをお願いしたいことですが、よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

ただいま類似、近隣の自治体でやっているところがあるというお話を伺いました。正確に言うと、自分のまちに高校がない自治体は多分補助を出していると思います。具体的に言うと、松崎、下田、そして当町においては、それをやっていないというのは、自分の町の中に、もしくは市の中に高校があるからです。

先ほどお話をした徒歩の学生、子供、通学と電車に乗るところは、まさにそこが絡んでくる話だと私は思っておりまして、より丁寧に議論しなければいけないなと思っております。

加えて、今、県の教育委員会のほうは、賀茂地域における県立高校のグランドデザインというのをこの間提示をいたしました。御存じかと思えます。その中において、配信センターをつかって、ある程度、一定の教育をどこにいてもできるような工夫をこれからしようとしているところであります。

今、親御さんの負担というのは、子供の負担と言ったほうがいいのかもしれませんが、時間もかけて通学をすること、そして、同時にそれにはお金がかかるということ、県は今どうしようとしているかということ、なるべくそういう新しい技術を使って、そういうようなコストとか時間を使わなくても同一の教育を受けられるような環境づくりをこれからチャレンジしようとしていると私は受け止めております。

そのような新しい流れも踏まえて、子供たちへの支援、基本的に流れているのは、本当に高校生であろうが、中学生であろうが、小学生であろうが、幼稚園の子供であろうが、全ての子供たちに対して、やはり手厚い支援というのはこれからは行政しなければいけないと思っておりますが、ただ、様々な周辺環境が変わっている中で、その辺はしっかりと見極めて、より効果的なやり方をしたいと思っております。

○議長（笠井政明君） 12番、内山議員。

（12番 内山慎一君登壇）

○12番（内山慎一君） 町長言われることは私も分かるんですよ。というのは、私も十分承知しているんです。県立高校があるところは助成がない。それは十分分かるんですけども、父兄については、県立高校があるとかないとかということは別にして、負担がかかるのは父兄ですから、みんな今の類似市町村と同じなんですよ。

そういう意味で、大きな角度で言えば、将来的には同一の教育を受けられるような格好のものをしていきたいというようなことがありますけれども、今はちょうどそれがはさまじゃないかと思うんです。

そういう中で、県立高校があろうとなかろうと父兄が負担がかかるから、その負担がかかる分だけのものを、実際に河津は県立の高校がありませんよね。南伊豆もありません。それだから補助があるということになっていますけれども、父兄の負担は変わらないもので、そのことがなかなか実際に進学をして高校へ行っている人の父兄は分からないわけですよ。

そういう意味で、県立高校があろうとなかろうと、私はそういう意味で、町が県に代わってそういうものを負担をしてあげるようなことができたらよろしいのかなと、そういう考え方なんです。そういう意味で、実際に類似市町村というようなことの言い方でしましたけれども、県立高校があろうとなかろうと父兄の負担は変わらないもので、その辺のことについて、町独自でそういう考え方ができないかなと、そういうふうに考えているわけです。

だから、河津だとか南伊豆の場合は、県のほうから助成が出ているということもある程度は分かっているわけですが、町が独自でそういうことの考え方をできないものかなというようにことを再度伺います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 非常にバランス感覚を問われる問題で、子供たちへの支援というのは、本当にしなければ、逆にしたいと思っているぐらいの立場なんです。通学の補助については、結構金額も多分、数千万のお金が、しかも、それが、例えば伊東から下田間の通学定期の総額というのを考えると、やっぱり数千万の支出になるということも含めて、どう効果的にやるかというのは、もう少しちゃんと考えたいなと思いますので、状況が今、本当に今年、学校の在り方がいろいろ変わってくる可能性があるので、少しそれを見極めながらやらせていただければと思います。

物価高騰ということがあるので、それは去年2万円ということで、圧倒的な支援ではないかもしれませんが、少しやらせていただいて、少し様子を見て次の手を打っていきなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 12番、内山議員。

（12番 内山慎一君登壇）

○12番（内山慎一君） いろんなもののバランスというようなことを考えてということがありますが、数千万円はちょっとかかるかな。というのは、稲取と熱川の進学をする皆さん、みんなしたとしても、稲取高校に入る方はほとんどあれがないわけだし、そうすると、数千万かかるというのはちょっとあれだと思いますけれども、70人かそこらしか学年にいないと思うんですよ。そういう中で、例えば2割の人がいたとしても、それこそ20人かそこらしか行かないから、そうすると、そこまで予算かかるのかなということは考えますけれども、そこらも含めてもう一度、検討なさることができればお願いしたいということで、これで質問を終了いたします。

○議長（笠井政明君） 以上で、内山議員の一般質問を終結します。

この際、14時5分まで休憩とします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時05分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 西塚孝男君

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員より一般質問で資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

8番、西塚議員の第1問、「ラーケーションの日」制度導入の検討状況についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 私の質問は3問から成っていますので、ひとつよろしくお願いします。

1問目、「ラーケーションの日」制度導入の検討の状況について。

令和6年度第1回定例会で質問した「ラーケーションの日」制度の導入については、分からない部分や課題も多い中で、先進地の動向を注視しながら検討していくという回答を受けたが、その後の状況について伺う。

よろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） ただいまの御質問は、教育委員会に係る御質問だと思いますので、教育長のほうから御答弁を差し上げます。

○議長（笠井政明君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、西塚議員の第1問、「ラーケーションの日」制度導入の

検討状況についてをお答えいたします。

前回の定例会で御質問いただいたラーケーションの日制度の導入についてのその後の状況についてということですが、このことについては、全国的な状況を見ると、愛知県や大分県別府市で昨年度2学期から導入しています。今年度は、日光市や沖縄県座間味村、茨城県が順次導入する予定となっているそうです。

また、愛知県が3月に公表したラーケーションの日に関するアンケート調査によると、「既に取得した」が17.3%、「取得する予定」が18.1%、「取得したいが、仕事の都合で難しい」という保護者は23.6%、取得することに前向きな保護者は、合わせて69%いることになります。

保護者がよいと思うことについては、土日に休みにくい家庭でも子供との触れ合いが増えるという保護者が64.5%、ただ、負担に感じる事として、ラーケーションの日のために仕事の休みを取らなければならないと考えている保護者が39.6%という結果が出ています。

また、そのほかに、ちょっと負担に感じるというか難しいというふうに答えた中には、勤務先の理解がないと休めないとか、学習の進度が心配で学校を休ませることに不安がある等の声も上がっています。

同じ愛知県の名古屋市では、この趣旨は理解しつつも、取得できる子供、できない子供がいるということのその公平性、そこに問題があるとか、学習補充の観点から、今年度も導入は見送っているそうです。

これらのことを踏まえ、まだ導入自治体や実績が少ない制度でもあることから、本町においては、完全に否定的に捉えているわけではないんですが、例えば、保護者、児童生徒、あるいは教職員を対象としたアンケート調査を行い、実態を把握したほうがいいかなというふうに考えております。あるいは、県内の他市町の動向なども注視しながら、引き続き情報の収集をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 今、教育長の答弁ですと、ほかの地区、今、パーセンテージとかありましたけれども、望んでいるのが六十何%あると。

この町は観光立町であるし、土日働く人が多い。ましてや小規模旅館の、この前も社長さんから言われたんですけども、ぜひお願いしたいと。休めない。繁忙期、土日忙しいの

に従業員を、今、働く人が少ない中で取られるのは大変だと。そういう意味で、普段のときにそうやって初めから予定を出して、2泊3日ですか、休みの予定を出してちゃんと取れば、学校だってそういう人たちにはちゃんと、この前の教育長が言ったように、勉強の遅れはどうするんだと。インフルエンザで休んで勉強の遅れでやっているのかと。そういうことをやっていないのに、初めから計画出しているんだったら、その宿題とかというのは出せるんじゃないかと。

よその地域がどうかではなくて、この町の現実をちゃんと見据えて、その中でこういう制度を望んでいる人がいっぱいいるから、私はもう一回、こうやって再度お願いしているというのは、そうやって切に望んでいる親御さんが多い。

私も自分が子供のときにそうだったと。土日忙しいところで働いていて、親と旅館なんか土日行ったことないよ、そういう子供たちがいるということが現実なんですよ。ほかの地区がどうではなくて、ここの地区は、町長が言っているように、子供をちゃんと育てようと、ベビーファーストだと。子供はだんだん大きくなっていく、ね、町長。その中でどうしていくかを考えなかったらおかしいでしょう。どうですか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 先ほども申し上げたとおり、この制度に否定的であるわけではないです。そこだけはちょっと押さえておいてください。

実際のところ、どれほどの保護者、子供、教職員が望んでいるかということはこちらはまだ把握していないもので、アンケート調査を実施する予定ではあります。それを踏まえた上で、やるならばやりたいなというふうには思っています。

あくまでも、この制度を導入すること自体が目的になってしまうのは、ちょっと困るかなというふうには思っています。あくまでも、本来この制度が導入されたのは、休み方改革、ワーク・ライフ・バランスをどのように整えていくかということが始まりだったもので、そういうことがしっかり整えられるのか、子供たちの学びがしっかり整えられるのか、あるいは、これを導入することによって教職員の負担増につながるという声も実際上がっています。

だから、そういうことに関して、また教職員の働き方改革をどういうふうにするか、そういうところの課題をしっかりと解決して整えた上で、制度を導入していければいきたいなというふうにご検討しておりますので、すぐというわけにはいかないかもしれませんが、まず実態把握をすることが先決かなというふうには考えております。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 前回の御質問に続いて今回もということで、確かに観光地としての町なので、日頃から私、言っているのは、観光業で働く方々の生活のみならず仕事、様々な環境改善をしていかないと、これから労働力が不足してくる中で、その獲得も難しくなるんじゃないかということで、まず、そこで働いている方々の生活改善、ワーク・ライフ・バランスも含めて、それをよくしていかなければいけないというふうに本当に思っております。

その中で、御提案いただいたラーケーションについては、個人的にはとてもいいのかなというふうには思っておりますが、ただ、教育長のお話にありましたとおり、本当にニーズがあるかどうかという見極めは必要かと思えます。なので、これは、あまり時間を置かずにアンケートを取らせていただいて、それで、しっかりそのアンケートを踏まえた対応ということでやらせていただければと個人的には思います。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に引き続きやっていますから、いわゆるアンケートも早めに取りもらって、どういう方向でいくかは、来年の3月頃までには検討というものをちゃんとももらいたいなと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、中学校の部活動についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 2問目の中学校の部活動について。

現在、部活動の練習試合や大会会場への移動については、個人の車で送迎していると耳にする。仕事の都合により送迎できない家庭もあり、仲間外れの原因になることも懸念されるために、公共交通機関を利用すべきだと考えるが、いかがか。

よろしくをお願いします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） この点につきましても教育委員会の関係の話だと思いますので、教育長のほうからまずは御答弁差し上げます。

○議長（笠井政明君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、西塚議員の第2問、中学校の部活動についてをお答えい

たします。

部活動の練習試合、大会会場への移動について、公共交通機関を使うべきではないかというふうに御提案なんですけれども、ちょっと誤解があるといけないので、少し説明をさせていただきますが、全ての練習試合や大会参加への移動を個人の車、いわゆる保護者の車をお願いしているわけではありません。

基本的には、公共交通機関で行けるようなところ、大会の会場とか練習試合の会場は、公共交通機関を使ってもらっています。ただ、会場が遠方であったり、開始時間が早くて公共交通機関を使うと間に合わなかったり、そういうような場合には、保護者の方々の御協力をいただきながら、現地集合、現地解散という形を取る場合もあります。全てではないということだけはちょっと御承知おきください。

また、中学校部活動の大会参加の移動につきまして、町の補助についてもちょっと説明させていただきます。中体連等の町が指定する大会に公共交通や貸切バスを利用して参加した場合は、町から交通費や宿泊費を補助しています。令和5年度では、稲取中学校、熱川中学校の両中学校で146万余りを助成しているということも御承知しておいてください。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 教育長、そのように言いますけれども、いわゆるある部活は、ちゃんと先生が電車で行って、バスを使ったりして行っている。部活動は学校の教育の一環なのに、公共交通機関が行かないところで試合を組む、おかしいと思いませんか。これ民間の人に送らせて、事故があったときどうするんですか。学校が責任取ってくれるんですか。そうではないでしょう。

そして、今やっているのは、どんな近くのところでもそういうことをしている部活動もあると。そこに乗れない子供、土日働いていて送れない、さっき言ったように行けない子供、そういう家庭も多いと。そうすると、その子は、部活よさなきゃならない。そんな子供の夢を潰すような、折るような教育で本当にいいと思いますか、教育長。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 確かに公共交通機関を使って行けるところだけで試合とか大会が行われるならば、それはそれでいいと思うんですけれども、なかなかそういうわけにもいかないというか、できないところが実際のところ多いです。

例えば、熱川、稲取でいうと、伊豆急沿線上の中学校だけで練習試合、あるいは、そこで行われる大会というのは限られてしまいます。ですので、どうしても遠方に行かなければならない場合が出てきます。地区大会を勝ち抜いて上位の大会に行く場合には、ほとんどが東海沿線で行われることが多いですので、そちらに行かなければなりません。開始時間がやっぱり早い、1日に何試合も行うために、開始時間が早かったりしますので、どうしても保護者の方の御協力を得なければならなくなってしまいます。

今、何かあったらどうするんだということがありましたけれども、一応、保護者の方にお願いをする以上は保険をかけています。レクリエーション保険という、正式な名前かちょっと分からないですけども、レクリエーション保険といって、1月換算でやるんですけども、部活動に何人の生徒が参加した、何人の保護者が参加した、応援の保護者や関係者が何人参加したかによって保険の額が決まるんですけども、例えば、先月は稲取中学校で約200人の生徒、保護者、関係者が参加した、それに対して6,000円程度ですので、1人当たり80円ぐらいかな、になるんですけども、その程度の保険なんですけれども、そういう保険をかけています。

補償はどれほどのものが出るか、ちょっとそこまでは調べていないんですけども、そういう形で、一応、4月か5月の最初ぐらいに部活動懇談会というのが両方の中学校で行われるんですけども、そこで保護者の方にお話をさせていただいて、各部活動で練習試合とか大会の参加に関しては、遠方の場合には保護者の方に御協力願いますということで承諾を得ています。ですので、公共交通機関だけを使う場合というのは、なかなか難しいのが現状です。

あるいは、貸切バスを使うという手もあるんですけども、今はバスがかなり高額になっていたり、部員の数が少なかったりするもので、1人にかかる負担が非常に大きいものになってしまいますので、どうしても保護者の方にお願いをせざるを得ない状況になっています。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） じゃ、その保護者に割り振りは誰がするんですか。生徒の保護者の、この車に誰が乗っていく、誰を乗せてくれ、そういう割り振りは、じゃ、誰がしていますか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） そちらに関しては、学校側が一切口出しができないという変な話

ですけれども、保護者の方々にお願いをするしかありません。変な話ですけれども、学校側が、じゃ、あなたの車に誰々を乗せてくださいと言うことはできません。ですので、その試合、その試合によって、保護者の方々の中で話し合いをしてもらっていると思います。

ただ、基本的には、あまりほかの家庭の子供は乗せられないというのが原則なんですけれども、その状況の中で、ただそれができない場合もあるもので、やむを得ず乗っていく場合もあります。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に子供のことを思いますか。やれなくて、やりたくてもできない。親も自分の働いている環境で子供をやれない。泣いているんですよ。そんな気持ち分かりますか。もっと俺のほうができるのに、できない子供、やれない子供。乗せてくれない。おかしいじゃないですか。義務教育ですよ、部活動は。何言っているんですか。この町は子供の夢を潰す町なんですか。町長、どうですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ちょっと教育長の御答弁とは筋が違う話をするかもしれませんが、私の独り言ということでお聞きいただければと思います。

そもそも部活動自体がもう維持できるかどうかの全国的な問題になっていると思います。それはどういうことかというと、教員の過剰労働、要はボランティアで教員が本来の仕事を終わった後に部活を見るということが、もうできなくなってきたということもあるし、学校単位での人口が減って、子供の数が減って、学校単位での部活が存続が難しくなってきたという話もあります。それが高じると、我が国、日本におけるスポーツ自体が本当に、今までは部活が一応スタートで、国民がスポーツに打ち込んでいたということがあったんですけれども、それ自体がもう危ぶまれています。

経済産業省のほうで、未来の部活ビジョンというのを数年前に検討いたしました。その中に、すごく示唆に富んだことがたくさん書いてあります。少子化で、先ほど言ったように、学校単位ではチームを取り組めない。あとは、これ先ほど議員のお話にも少しあったかもしれませんが、断れない、対価もない。教師のみならず保護者も断れない負担というのが今の部活の中にあるのではないかとされています。

そのようなことを解決しない限り、いくら小手先のことをやっても、私は持続可能なことができないとっていて、国としては、私、国の人間ではないですけれども、国の方向性

としては、恐らく地域スポーツクラブに話移っていくと思います。

賀茂地域においてはまだこの話は出ておりませんが、県のほうからはそのようなニュアンスは伝わってきていますので、その辺のこと、本当に子供のことを考えるのであれば、抜本的な対応を図るべきだと個人的には思っています。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当ひどいですよね。町長が余談だと言ったけれども、いわゆる部活動だって、先ほど言ったように好きなスポーツができない、その中で選んでやっている子供たちなんですよ、今、現状が。その子供たちが、高校へ行く。高校も町長の言うように、稲高に全部あればいいけれども、なくて、仕方なくよそに行く子供たちもいるということも確かなんです。

いわゆる、何でと、スポーツというのは、いろんな協調性を持たせたり、本当に勉強だけではなくて、すごく人生においてすごくいい経験をさせてくれる場だと思うんですよ。そういうところで、心がひねくれたり、嫌になったりとか、そういう環境を親が作っちゃ一番駄目ではないかと。ましてや、子供が少なくて、子供が地域に移住してきて、子供たちを生んでくれと言っているこの町が、そういう義務教育の中のスポーツ活動をちゃんと守ってやらなかったら、それはお金が高くなるかもしれない、かもしれないけれども、それはみんなで行く義務だというものを持って参加させる。そういう心がなかったら、何にもできないじゃないですか。

お金ではないでしょう。子供たちの悲劇、泣き声、親の泣き声は聞こえるでしょう。やらせたくてもやらせられない。自分の都合で、親の仕事の都合で、スポーツがいっぱいできるのに取り上げている。それはおかしいでしょう。そこのところ、よく考えてもらいたいと思うんですけども。どうですか、教育長。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 今の町長の話ともちょっとつながるんですけども、部活動を中学校から切り離そうという議論という動きが全国的に進んでいます。義務教育だから部活動をしっかりやらなきゃならないというような趣旨の発言があったんですけども、根本的にいうと、部活動は教育課程外の活動なんです。学校ではやっていますが、切り離して考えても全然おかしくはない活動です。

ですので、今、地域クラブに移行するという全国的な流れは正論なんです。ただ、なか

なか地域によって、それができるところとできないところがあるので、進んでいないのが実態です。

ですので、もちろん、学校でやっている以上、何とかしなければならぬんですけども、いろんなことを考える中で、もちろん公共交通機関だけを使って練習試合とか大会が運営されればいいんですけども、それはなかなかできないということは先ほども申し上げたとおりなんですけれども、今度は逆に、じゃ、個人の、保護者の送り迎えなしだよといった場合に、それはそれでまたいろんな問題が出てくる場合がありますので、そのところを御承知おきください。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 教育長、場合とか、運営とか、そんなのは遠いところは遅い試合にすればできることだってあるでしょう、考えれば。はなから駄目な話ばかり。駄目探してみたいな話じゃないですか。全然やろうとする、何で皆さんに言つてと、ここは遠いんだから試合は遅くしてくれよとかと言えるでしょう。おかしいですよ。初めからなし。話が進まない。どうですか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 賀茂地区に関しては、例えば東海沿線で行われる場合には一番遅くに組んでもらっています、実際に。一番遅くというか、時間的なものを配慮してもらって、遅い時間にやってもらっています。それはずっとそうです。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に純粋にスポーツをやりたくて、部活動で目指している。そして、今、日本中が大谷選手を見ている。ああいう中で、ちゃんとしたスポーツマンであって、ちゃんとした日本人の心を持って何事もやるような、精神を生むような部活動だと思うんですよ。ぜひとも、皆さんがみんな同じ環境で同じ部活動ができるように努力してもらいたいと思います。

これで終わります。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、消防団の報酬についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 消防団の報酬について。

町民の生命、財産を守る消防団の機能向上が求められ、そのためにも訓練は重要である。団員は、この訓練出動のために仕事を休まなければならないケースが生じると聞いている。東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例では、訓練手当が1回2,000円と制定されているが、このような状況において訓練手当が妥当であるか伺う。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員からの第3問の質問に御答弁申し上げます。

消防団の活動というのは、まさに議員がお話をされたように、町民の生命及び財産を守る非常に重要な活動だというふうに認識をしております。

報酬については、消防団条例を廃止し、令和2年4月1日から施行の東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の全部改正が行われました。郡内で差があるために、副分団長、班長、団長等の年額報酬の増額を行い、団員については、令和2年1月の年報酬が2万500円から2万9,000円に、令和5年12月には3万6,500円に増額した経緯がございます。

訓練については、仕事に支障を来すとの声も先ほどお話にもありました。ありましたので、効率よくできるように時間の短縮などの改善を進めているというふうに、それは消防団の側ですけれども、聞いております。

なるべく訓練においては、長時間団員を拘束をしない、団員の負担軽減を図るということもあり、決められた時間内に訓練を完了していただくよう、このような背景も踏まえながら、訓練手当については、令和2年の改正時に、近隣市町と比べて高かったため、近隣市町並みの2,000円に、ここで初めて2,000円という額が出たんですけれども、減額した経緯があります。これは、2,000円の範囲内でなるべく訓練は終えるという、多分、意図が裏にあると思うんですけれども、当時、団員には説明し、理解が得られたため改正を行いました。現在、近隣の手当を調べたところ、賀茂管内では金額が一番低く、伊豆市と同額となっているということでございます。

冒頭に申し上げましたが、消防団の活動は、町民の生命及び財産を守る非常に重要な活動と認識をしております。加え、災害が激甚化、頻発化する中で、団員のインセンティブをしっかりと維持することも大変重要かと思えます。

そのような状況も考えながら、仕事をしながら消防団を担っていただいている方々の処遇改善は大変重要であるということも考慮し、地域を守る消防団員が服務に専念できるような環境づくり、これは金額の面でもそうだと思うんですけども、それをしっかりとこれから考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に消防団は、簡単にみんなボランティアだからとか言う。ボランティアではないですよ。自己犠牲のたまものですよ。本当に。それでいて、自分の家族の休みを日曜日に訓練に当てたりしてやっている。それは訓練としては半日かもしれないけれども、その後に、じゃ、どうする。団へ帰って、それでどうしたらいいのか。どうやってやっていくのか。

今は訓練に行く人数も決められていたりしているらしいですよ。そうすると、そのとき出られる人員とその日出られない人員があったりして、多く出ても報酬は5人分とかとなっていたりして、という、終わってから、こういうことをした、こういうことをしたと教えたりしなきゃならない。

だから、そういう面では、訓練2,000円というのは、朝行って、家族に迷惑かけられないからどこかで朝飯は買って、それで、みんなで昼飯食って、それで終わった後、みんなで夕飯食ったら赤字になるわけじゃないですか。

ある人間が、いわゆる実働、火災のときの報酬は上げてあります。火災なんかはそんなにいっぱいあってどうするんですか。そうではなくて、町長が言っているように、消防と消防団の連絡を、消防団の訓練が必要だという中であるなら、訓練をもっと短縮、みんなでちゃんとこの町を守るんだという中での報酬があるべきじゃないかなと。皆さんに手元に渡したように、この消防団の強靱化、そういう中でも、今、消防団の成り手がなくなったり、なぜかといったら、そういうところに持ち出してやるべきかと思う考えがあるわけですよ。

そのところを町長が調べてくれて、いわゆる一番安いと、自分がやったときは3,000円出ていたんですよ。それが下がって2,000円まで落ちたということは、やっぱり団員の人数も減っているのに、そのところはやっぱり考えてやらなかったら、なかなかみんな、訓練も行かなくてもいいだろうとかなっちゃうんじゃないかなと思うんですけども、どうですか、町長。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

御質問いただいて、賀茂郡下のそれぞれの自治体の消防団員の訓練報酬というのを調べさせていただきました。本当に東伊豆が一番低いということで、あとは、町によっては、4時間より短いか長いかで決めて、金額をまた変えているという工夫をしているところもあったりするので、一度この金額については、しっかりと現状を確認をさせていただいて、ふさわしい報酬を少し考えていきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に消防団は自己犠牲のたまものですから、ひとつよろしくお願ひします。

これで終わります。

○議長（笠井政明君） 以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

この際、午後2時55分まで休憩とします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時55分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

10番、須佐議員の第1問、旧大川グランドホテルの撤去と地域活性化についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） それでは、私のほうから2問通告しておりますので、通告順に御質

聞させていただきたいと思います。

1つ目、旧大川グランドホテルの撤去と地域活性化について。

旧大川グランドホテルの撤去については、これまで何度も議論を重ねてきたところであるが、具体的に撤去に向けた動きは見えてこない。

そこで、以下の点について伺う。

(1) 昨年度、所有者が廃屋の一部を解体したと新聞報道されたが、いつ頃、どの部分の解体が行われたのか。

(2) 残る部分の解体計画について、所有者から伺っているか。

(3) 旧大川グランドホテルは臨海地かつ国道沿いという立地にあることから、道の駅に適していると考える。撤去による防災面の強化と、大川漁港や磯の湯を含めた周辺の整備が進められれば、地域活性化につながる要素が十分あると考えられるが、検討できないか。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 須佐議員の御質問に御答弁申し上げます。

まず、最初に、旧大川グランドホテルの撤去と、それに伴う地域の活性化ということでございます。

解体をしたという報道がされた、いつ頃、どの部分の解体が行われたのかということですが、この解体に関しては、町は全く関係しておりません。町が知ったのは、解体時に業者が出す建設リサイクル法に基づく届出書が提出をされて、それによって知ったということですが、事実関係というか状況としては、令和5年11月から12月にかけて、別館と呼ばれていた伊東市側の部分だと思わんですけれども、その部分の鉄骨2階建ての建物が解体をされたということになります。

そして、2番目に、残る部分、要は本体、大きな部分、あそこの部分についての解体計画について、所有者から何か伺っているのかということですが、残る本館部分の解体については、当町に対しては現時点で解体の計画等は一切示されておりません。町としては、所有者に対して自発的な解体をお願いをしたいというふうに考えております。

3番目ですが、道の駅ということでの活用ということですが、国道に面し、海を望む景勝地であることは、私も全く同感であります。ただし、対象となっている土地と

というのは、冒頭で撤去が進まないというお話がありましたけれども、それも関係するかと思いますが、この土地自身が個人所有、法人所有、国の国有地等でありまして、非常に入り組んでいて、なかなか難しい問題にあるという現状がございます。

旧大川グランドホテルを撤去した後の活用を考える状況には、正直、今、全くそこまでいっていないということで、とにかく当町としては、廃墟となっている建物の取壊しを最優先で進めたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） この大川グランドホテルに絡んだ質問は、このところ毎年のようにこの6月の議会で、これはなぜ6月かということは別にはないんですけども、1年に1回程度させていただいている中で、その中で進捗状況というものを伺いながら、あの廃墟を撤去しなければいけないという認識について、私も町長と認識共有している、そこは感じているところなんですけれども、なかなか前に進んでいかないのかなという今、感触を受けております。

4月7日の静岡新聞さんの記事で、そこで建設整備課のほうで、地域の要望に所有者が応じた形で一部撤去をしたという記事が出ていたということで、これはお手元の資料でも配付しているところです。

この新聞の記事などを見ましても、この東部地域で、非常にこういうところは多く抱えている自治体があるという中で、うちのケースとまたちょっと違うんですけれども、例えば下田市のグランドホテルについては、場所的なこともあると思うんですけれども、防災機能を持たせた公園とする計画を持っているということです。地域的に避難しやすい場所なのかなというのは見てとれるわけなんですけれども、同時に下田グランドホテルについては、不動産会社が破産したということの中で、市が所有者が不在になるとして取得したというようなことがあると。

そうしますと、私どもの大川グランドホテルについては、まだ不動産会社さんのほうが建物をしっかり保有しているという形の中で、以前、令和4年6月に答弁いただきましたところによりますと、分譲型のリゾートホテルにしたいという話を、役場のほうに計画があるんですよということだったと思うんです。それに対して町長は、公共的なもので考えたいというような答弁も同時にされていると思うんですけれども、その辺のところは事実関係、個人

的な所有物の話になりますけれども、その辺のところの、景観ということも含めまして、どういう状況なのか、ちょっとひとつお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。分譲型のリゾートホテルというのは、先方が当時、何かお話をしていたと記憶をしております。

その後、その話をする前に、もともと土地の問題が全然解消していないので、それで今まで物事が進んでいないという状況なので、それ以降、何か進展があったということは特にないように思います。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） これまでの議論の整理しながら、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、昨年6月のところで、議事録ちょっと振り返ってみますと、本来ならば所有者が取り壊すのが原則だけれども、危険性であるとか、公共性、その規模の大きさ、場合によっては町が取壊しを行わなければならない可能性もあるんじゃないかというお話、1年前されています。

その辺のところを、やはり一歩なり二歩なり進めていただいて、やはり町の入り口にあるあの廃墟を撤去していただくという方向に目を向けていただきたい。町長もあのとき、1年前、そこに集中していきたいというふうに考えていますという答弁をいただいたわけなんですけれども、その辺のところの決意といいますか御認識、その辺のところをいま一度お聞きしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 経緯は、その後、取壊しというか、なかなか土地の問題があるので法的な問題もあって、そこまで踏み込むことができないんですけれども、まずやれることとして、行政として土地の所有者に対して、非常に景観上も、あと国道を通る通行車両にとっても危ないということで、あとは近隣住民の方々にとっても危ないんじゃないかということで、文書的なものをたしか出したかと思います。

恐らく、伊東側の2階建ての鉄筋を、鉄骨造のものを壊したというのは、そのようなアクセスがあったから、ある程度動いたのかなというところも推測ですけれども感じている中で、ただ、基本的な土地の問題というのは解決をしていないので、なかなかそこから一足飛びに物事は進まないという状況だというふうに認識しています。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 町長もなかなか御自身のお考えどおりに事がなかなか進まない部分もお感じになられている中で、前向きに何かをしていかなきゃいけないんだろうということを思っておられるんだと思うんですよ。

その中で、やはり昨年の6月の議会の中で、やっぱり公共性というものを十分理解をしながら、土地の取得ですとか取壊し、跡地の利用に関する目的や費用については、検討した上で具体化する必要があるのかな、そんなような御答弁をされているわけです。

そこで、私ももう少し踏み込んだお答えがいただけるのかなと思ったところなんですけれども、町長、どうなんでしょうか。ああいった廃墟、廃屋を町で取得して、そして、公共的に資するものに町とやはり国・県と連携しながら、何でしょう、造っていくということのお考えというのはいかがですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 取得をするとと言っても、今の本体のほうを取り壊すので、多分、恐らく石綿系が入っている可能性もあって、それを多分取り壊すと莫大な金額になるんじゃないかなという中で、そう簡単に取得という判断は難しいんじゃないかなと現状思っています。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 分かりました。

今、あそこに、写真を撮ってきました。この角度、町長の好きな角度からちょっと撮らせてもらいましたけれども。

というのは、皆さん、お手元に資料があるかと思えますけれども、手前が大川の漁港になっております。大川の漁港から写真を撮っています。左側に磯の湯がありまして、駐車場がありまして建物があると。距離感で言いますと、二、三百メートルかな、もうちょっとあるか、そのぐらいの距離感じゃないかなというふうに思うんですよ。

ここ一体を少しかさ上げするなどして、道の駅化をするという形にしまして整備すると、この大川地域の活性化につながるんじゃないかという提案を、ここでちょっとさせていただきたいなというふうに思っているんです。

お手元にまたその資料があるかと思えますので、その辺のところでもちょっと見ていただきたいと思えます。

今の町長の御答弁で、ちょっと飛躍的な議論になるかと思いますが、質問事項の中で、道の駅に適しているのではないかとということで質問していますので、進めさせていただきたいと思います。

道の駅というのは、ここにいらっしゃる皆さん誰しもが一度はもう利用している施設で、国民も必ず一度は利用しているようなところではないかと思っています。

基本的なコンセプトとして3つあるんだと。休憩機能と情報発信機能と地域の連携機能ということでございます。休憩して休む、24時間無料で利用できる駐車場とトイレがあるということです。そして、情報発信機能としては、道路の情報、地域の観光情報、それから緊急医療情報などを提供する。そして、地域との連携機能というところでは、文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設ということで、ここで初めて道の駅という形で定義されるといったところだと思います。

道の駅の整備フローということで、この辺は実際にそういう形になればということで、ちょっと飛ばさせてもらいますけれども、このような形で、全体の構想から、そして設計から、市町村の事業実施に踏み切って登録手続だと。そして、国や県との申請ですとか登録ですとか、そういったものが生じてくるんだということなんですよね。

裏面もちょっと見ていただきたいと思います。

この旧大川グランドホテルを解体し、道の駅にした際のメリットということで挙げさせていただきました。

これが、港湾の活気ということでまず1番目挙げさせていただきましたけれども、大川漁港の海産物を道の駅で販売したりする。そうすると、また雇用が創出できるということも1つあるかと思っています。

昨年の12月の議会だったと思いますが、町長、3番議員の質問の中で、大川漁港のことで答弁されています。その中で、サザエの水揚げが主であるという話の中で、海業というものを大切にしていきたいと。今、政府のほうでも海業という言葉をあえて使いまして、水産業というものを進めていきましょうよという取組をされているという形の、そういった形の中で、大川漁港というものにクローズアップさせていく。

そして、地域振興施設の活用というところでは、観光客の方はもちろん、住民も利用できる飲食の施設ですとか農産物の販売所であるとか、そういったような形のものを置くことができるんだと。

それから、今、観光協会が役場の1階にあるわけなんですけれども、その観光協会を道の

入り口に設置することによって、観光情報を発信したりですとか宿泊施設等の紹介を行っていく。

このような、取りあえず、このところで切りますけれども、そういったようなメリットがまず大きくあるというふうに思うんですよ。やはりその辺のところのメリットを見て、今後のことをどういうふうにするかということを考えていただきたいと思うんですけれども、この辺のところまで、町長、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 様々な御提案ありがとうございます。

ただし、その土地の所有者ではないので、所有している箇所について今何かを言う立場にはないと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） では、少し続けさせていただきます。

先ほど、建物を撤去するに際してかなりのお金がかかるだろうという話もありました。例えば、東日本大震災で瓦礫と化した地域、これはもう町長よく御存じだと思いますけれども、ああいった瓦礫は、私もあの震災後10年経ってちょっと視察させていただいたときに、意外ときれいに片づいていた。瓦礫を再利用して約7割ぐらい、道路ですとか防波壁ですとか、そういったものに再利用できていたという話も聞きます。

ですので、今あそこにある廃屋ですとかというものを解体するということに関しては、少しその費用をそういうような形で抑えられる可能性もあるんじゃないかなというふうに考えているところです。

そして、地域交通の拠点になるということもありますし、先ほど申し上げましたが、磯の湯整備などもあるということの中で、真剣にこの辺のところをちょっと考えていただきたいなということが1つあります。

繰り返しになりますけれども、その辺のところ町長のお考えをまたひとつ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 解体について、東日本大震災の事例ですか、出されましたけれども、ちょっとそれと今当該の物件がどうかというのはよく分からないんですが、少なくとも何も

調査をしていないのでよく分からないんですが、もしアスベストが含まれた施工がされている場合は、かなり解体費用にかかるというのは、これは一般常識であると思いますので、縮減できると簡単には言えないのかなというふうな印象を受けております。

その活用については、先ほどお話ししたとおり、現状、町の所有でない土地について、町がああだこうだ言う立場にはないというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） そのこのところで、町の所有ではないという形でそこで言い切られるわけですけれども、今後そういうふうに検討する考え方というのはないですか。町が所有していく、あそこの土地を所有していきなり、開発に向けて検討していくというお考えはないということでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 町としての最大の目的というのは、あの地域に老朽化した家屋、家屋というかホテルがなるべく早く解体をしたいという思いがありますので、そこに向けていろいろな選択肢、これは排除するものではないかなとは思っています。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） そこで排除するにしても撤去するにしても、やっぱり町がそこまでそういうふうに形で乗り出していくということになると、何かをするために撤去する、片づけるという形に私も聞こえますし、その辺のところをどうするのかということなんですよ。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、ちょっと私の言い方が分かりづらかったので。

あの老朽化した建物を撤去するのが第一優先的に考えていることで、そのためには、いろいろな選択肢があってもいいと思いますということです。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） ということは、今、会社が持っている建物、土地、土地はちょっと入り組んでいるという話ですけれども、それを撤去したい、片づけたいということを町長がお考えになっている、町として考えていくということは、ただ、それを会社の所有の方には

っと訴え続けていくのかということなのか、町として何かアクションを起こして、そこをやっぱり所有して片づけていく、そして何か造り替えていく、そのところが、物事を早くするか遅くするかを決め手になっているような気がするんですよ。

このままだったらやはり、今、一部解体というのはありましたけれども、遅々として進まないのではないかと。そこだと思います。いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） あそこの老朽化した建物を一日も早く解体をしたいという思いは町として持っております。そのためにやるべきこと、それはいろいろなやり方があるかと思うので、それを今、限定的に決めたりとか、逆に排除したりするということはありません。以上です。

○10番（須佐 衛君） 分かりました。じゃ、これで。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、町営風力発電施設の現状についてを許します。10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 続けていきます。

町営風力発電施設の現状についてということで、町営風力発電施設について、現在、解体工事を行っていると聞く。これまでの説明では、町は風車の置かれている現状に憂慮し、GPSS側が新風車を建設するか否かにかかわらず、町が撤去に踏み切るという判断がなされたが、以下の点につき伺う。

（1）撤去費用は総額どの程度見込まれるのか。全額町負担という認識でよろしいか。

（2）風力発電事業の総括はどの時点で行うのか。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

町営の風力発電施設の現状についてということで御質問いただきました。

まず、撤去費用についてですけれども、撤去費用の総額につきましては、概算で1億2,000万円という金額を議会の皆様には御説明をさせて既にいただいております。令和6年2月29日締結の動産譲渡契約の変更に関する覚書では、消費税を含み1億5,000万円を上限

とすることが明記されております。

本来、町営の風力発電所ということで、町が撤去すべきであります。撤去工事の発注や独特の業界があるということで、撤去工事の発注や根回しなどについては役場職員も不慣れで、民間企業に実施していただくほうがメリットも大きい。GPS Sホールディングス株式会社に撤去を実施していただいております。負担については、GPS Sが風力発電事業を実施する場合はGPS Sが負担をし、万が一、風力発電事業について撤退した場合は、これは町が全額負担することになっております。

また、風力発電事業自体の総括についてどうするのかというお話であります。これまで風力発電事業については、特別会計という形で決算認定や町のホームページで状況を確認していただいております。総括については、民間事業者が風力発電事業を実施するかしないかによって、町の負担額が大きく変わることから、総括については、撤去まで完了した上での検証が重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） この撤去については、私も何かそういう会議のときに、早めに撤去すべきだということを言ってきたと思います。

その中で、今年の2月13日の全協だったと思いますけれども、今、町長答弁されたような形の中で、本来GPS S側が撤去をするんだけど、もしそれが事業に踏み切れないのであればという話があってということで、要は、実際それいつ分かるんですか。もう工事始まっているわけですね。もう工事始まって、当時あのお話ですと、6月いっぱいぐらいなのかな、ホームページ上では7月までかかっているのでしょうか。そうすると、その辺のところでは分からないままで工事、もう契約がなされているということになりますと、一旦GPS S側の業者の方がお支払いになって、もしその事業ができないということになると町が払うということは、補正予算を組まれるんでしょうけれども、そういうような認識でよろしいわけですか。

1つ、いつ頃それが分かるのかということと、補正予算の件。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、この風力発電所、風車の撤去について、これまで議会の中でも早急に撤去をせよというような御意見も多数いただいている中で、老朽化もしてきていると

ということで、早急の撤去が望ましいという、まず判断がございました。

その中で、撤去の仕方として、町が実際に撤去というよりは、今回はGPSがその負担を、撤去についてノウハウが、業界よく御存じなので、その辺は、そこを何と言うんですか、御協力いただくことが様々な面でメリットがあるという判断で、まずはGPS側に撤去をお願いをしているということでございます。

最終的にGPS側が撤退するかしないか等については、担当課のほうから少し御説明させていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） それでは、10番議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、町としましては、月1回、GPS等と情報交換を行っております。その内容では、今現在、風車の解体を行っておりまして、1号機、2号機は解体が済みまして。今、3号機を行っておりまして、今週末で3号機も解体される予定であるということです。

今後の予定につきましては、来年度の7月から9月頃に新しい風車を輸送して、10月に組み立て、令和8年2月に受電、令和8年6月に運転稼働というスケジュールで今動いておりますが、これはまだこれで決定したわけではなく、稼働につきましても、まだ決定をしたわけではありません。

今、彼らが検討しているのが、風車をどのように上げる、野球場の辺りからどのように上げるかを今検討している、4コースぐらいありまして、その中でどう上げるかを今検討しているところであります。

ただ、その仮設工事が9月頃にも始めたいという考えではありますので、その付近で決定されるのではないかとすることはちょっと聞いておりますが、まだはっきり、いつ決定するということは、こちらも決まっていないということで聞いております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） そうしますと、工程表みたいなものを以前いただいたんですけども、この工程表どおり、ある程度進んでいて、それで、秋から来年の4月ですか、ということは、もう始めていくということですね。新事業を始めていくということでよろしいわけですか、認識としては。

その辺のところ、ちょっと議会にも、もしあれでしたら、また説明をいただければなとい

うふうにも思うんですけども、そういう認識で、その中でも、また途中でもしかしたらやめちゃうかもしれないということもあり得るということですか。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 先ほど答弁したとおり、まだ決定はしていません。どのように風車を上げるか、それがどのくらいコストかかって採算が取れるのかというところもあり、最終的にはGPS等の最終的な決定機関によって決まりますので、決まったか、決まっていないかということでありまして、まだ決まっていないところで認識いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） ちょっと分かったようで分からないという感じなんですけれども、また話が進展しましたらお知らせ願いたいなということで、質問を終わらせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（笠井政明君） 以上で、須佐議員の一般質問を終結します。

この際、午後3時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時45分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山田 豪彦 君

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員の第1問、学校教育環境についてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 改めまして、こんにちは。

本日、1日目の最後の質問に立たせていただきます山田です。改めまして、よろしくお願いいたします。

それでは、通告してある質問は1問です。

学校教育環境について。

学校教育環境整備委員会からの答申を受けた後に、県教育委員会から出された公立高校の統廃合案に幼小中高の校舎一体化案を検討をし、さらには総務課内に学校教育環境整備担当を設けるなど、子供たちの未来を真剣に考え、取り組んでいると評価されるものだと思っております。

そこで、以下の点について伺う。

1点目、幼小中高の校舎一体化案の進展については。また、現行の施設や環境について、抱えている問題についてはどう対応していくのか。

2点目、学校教育環境整備係の具体的な事務内容と学校教育環境整備委員会の連携はどのようにして取られていくのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田豪彦議員の御質問にお答えをいたします。

学校教育環境についてということで御質問をいただきました。一括してというか、流れで御答弁申し上げます。

まず、3月末に賀茂地区の県立高校の在り方に係るグランドデザインが県の教育委員会から示されております。グランドデザインでは、下田高校を中心とした高校のキャンパス制への移行や、小規模校であっても学力を保障するためのオンライン授業の導入などに加えて、私から提案をさせていただいた町立の幼小中学校と県立高校の一体的な整備や連携が認められる方針が示されております。

これを受けて、4月に県の担当課長以下担当者が町を訪れ、顔合わせを行っております。現在、幼小中学校と稲取高校を一体整備する場合の候補地等については、学校教育環境整備委員会にて検討を進めていただいているところであります。

7月末には、学校教育環境整備委員会から答申が出されることになっておりますので、その内容を精査した上で、候補地や幼小中学校と稲取高校の統合の形態などについても検討を

開始したいと考えております。

現行の課題と示されたグランドデザインの関係について、少しお話をします。

現行の施設や環境が抱えている課題については、今から1年半前、令和4年12月15日に出されました東伊豆町小中学校教育環境整備に関する答申の中で、町立小中学校の課題として、まずは、児童数が減少することにより、児童生徒間の関わり合いが十分確保できなくなる。また、児童数が少なくクラス替えもないので、新たな人間関係づくりができにくい。また、児童数が減少することにより、部活動の面で人数が少ないことにより活動に支障が出る。そして、学級数が少なくなったことで配置される教職員が減り、小学校では個々の教員が担当する業務の負担が増え、また、中学校では教科担当の教員が不足をし、専門の免許を持たない教科の授業を担当せざるを得ない状況になっている。

そして、施設面では、現在の小中学校の校舎や体育館は老朽化が進み、今後、施設の維持管理をどう進めていくかが大きな課題というような、そのような課題が幾つか指摘をされている状況です。

これらの課題に対して、今回、県から示されたグランドデザインにおいては、ある程度の対応は図れる可能性があると感じております。

例えば、児童生徒間の関わり合いが十分確保できなくなる、新たな人間関係づくりができにくいなどについては、今回のグランドデザインの中で、同一学年ではなくても、幅の広い年齢の子供たちが1つの近い空間にいることによって、例えば低学年の子供たちは、自分たちよりかなり年上の高校生が様々な分野で活躍する姿に憧れを持ち、高校生は逆に低学年のかわいらしい姿を見て、慈しみの心とか思いやりの気持ちを育んでいく。また、場合によれば、高校生が小学校の勉強を教えるということがあるかもしれません。

教職員数が減り、個々の教員が担当する業務の負担が増えるという課題については、まずは、今回の幼小中高の一体的教育という新しいチャレンジにより、幼小中高の先生方がより柔軟に協力し合う環境が整ってくるのが予想されます。これにより、できる部分について仕事を共有し、対応することが可能となり、教職員の皆さんの業務負担の軽減に資することが考えられます。

また、参考までに、今回の県の示した賀茂地域における県立高校のグランドデザインには、幼小中高の一体的教育に加え、センター配信型遠隔教育についても盛り込まれております。まさにこのセンター配信型遠隔教育の推進により、高校教育においては、教員のメリットとして、専門ではない科目を教える負担が減る、多様な学習ニーズに応えることができる、特

色ある教育課程を組むことができるなどが挙げられており、教職員の皆さんの負担低減につながることを期待されています。

センター配信型遠隔教育については、当面は高校教育における取組になるかと思いますが、人口減少が進む地方において、将来的には小学校、中学校の教育においても同じような取組が実施される可能性はあるのかなと思っています。

中長期的視点に立てば、高校教育がより身近にあることにより、小学校、中学校の教育の部分についても、オンライン的な授業などの新しい取組が導入される、そんなきっかけになるのではないかなとも感じております。

校舎や体育館が老朽化し、今後の維持管理をどうするかについては、東伊豆町と静岡県が一貫的な教育の実践の中で建物も共有することができれば、建て替えコストの削減を図ることができるとも考えております。

現状、鉄筋コンクリート造校舎の改築までの年数はおおむね40年程度で、法定耐用年数も60年または47年となっております。東伊豆町内の小学校の築年数は大体50年から70年ほどになっており、また、稲取高校の築年数は57年と、どれも建て替えの時期を迎えていると思います。このような状況も踏まえ、これからの校舎の在り方についても、手順を踏みながら議論をしていきたいというふうに考えております。

そして、学校教育環境整備係の具体的な事務内容と学校教育環境整備委員会の連携はどうかという話については、学校教育環境整備係については、学校整備がまちづくり全体に関わる事業であることから、候補地の選定、通学方法の検討、基本構想や計画の策定などについて、全体的な調整を担うことと想定しております。学校教育環境整備委員会は諮問機関であることから、学校教育環境整備係との直接的な連携は想定しておりませんが、委員の皆さんには、事業を進める過程で別の形で協力をいただく可能性は十分あると考えております。

これからの大きな流れとしては、今、教育委員会の諮問に応じ、学校教育環境整備委員会で学校教育の環境整備に関して必要な事項について調査、審議し、その結果を教育委員会に報告するために審議が行われている状況で、学校教育環境整備委員会から出された答申を基に、その後、学校教育環境整備係が事務的役割を果たしながら、これからの新しい教育環境の在り方について検討を開始することになっております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） さすが町長、前向きにいろんなことをやってくれているんだなと思っております。

私も、個人的にはこの幼小中高、当然びっくりしまして、小中一貫校自体のことももう避けて通れないんだなと思いつつ、高校の話が出てきたと同時にいろいろ考えられて、このことを県の教育委員会と話されて、うちの町が本当に一歩も二歩も早く動き出したんだろなということで、私自身も少し勉強しなきゃということで、幼小中高の一貫校というのを少し調べてみました。やはり私立が中心で、公立というのはなかなか難しいんだなとちょっと勉強している途中に思ったんですが、その中でちょっと目に留まった町を紹介していきたいなと思っております。

うちの町よりさらに小さな町で、北海道の十勝平野の北西部に鹿追町という町がありまして、令和2年の人口は5,266人、小学生が292人、中学生が153人、公立の高校生が126人の町が、英語教育と環境教育を軸に一貫教育を平成15年から平成29年まで文部科学省の指定を受けて推進してきています。その後、平成30年度以降もその成果を生かしつつ、町独特の特色である一貫教育に取り組んでいます。子供たちが大きくなったときに住みやすいと感じられるようなまちづくりは、大人の責務だと書いてあります。このことを読んだら、まだまだうちの町も、町長以下、皆さんがそういうふう考えてくれるのであれば、まだ遅くないと思っております。

たしか私も、息子の高校のときにPTAの関係で、PTAの役員をやっておりましたときに、当時の町長、国の仕事をしているときに、GIGAハイスクールのことで相談に乗ってもらったことがあります。多分、この平成15年から29年、当時、GIGAハイスクールというのが、田舎の学校でも都会並みのことができるとか、田舎の学校でもいろんな経験ができる、海外との姉妹校みたいな形で留学もできるというようなことで、私の子供がいる学校でもぜひそれを入れてみたいということで、当時の、今の町長の岩井さんに相談したことがあるのを思い出します。

そんなことも踏まえて、まさに子育て世代の町長に先頭に立っていただき、不可能を可能に変えていただければ、夢を諦めなければ、このことも現実味を帯びてくるんじゃないかと思いますが、もう一度、その辺のことも踏まえて、町長のお気持ちを伺わせていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

1つ確認というか、一貫教育と一貫的教育は微妙にちょっと違っていて、一貫教育というと、幼小中まで行ったらそのまま高校というイメージなんですけれども、今、考えられているのはあくまでも一貫的教育なので、町立の学校とやっぱり県立の高校というのは全く別物であります。ただ、それを新しいチャレンジによって、ある程度同じ空間で生活することによって、いろんな相乗効果を生み出せないかという話がこの一貫的教育の肝になってくるかと思えます。

当時のGIGAハイスクールの話で、田舎でも都会と同じような教育という話があって、今回、多分、県が示しているグランドデザインの中でもほぼ同じような話があるかと思っております。リモートである程度教育をする、そして、どこにいても同じレベルの教育を受けられるような環境づくりというのが、多分、県が考えている1つのことだと思っております。

いきなり町のほうはそこまではいかないと、多分、教育長も思っていると思いますし、私もそう思うので、ただ、やはり周辺にそういう環境があることによって、何か違う教育、特質のある教育とか、今までにできなかったような教育ができるようになってくるんじゃないかなという期待を実は持っているところです。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 言葉の難しさを改めて感じているところでございます。

いろんなことで子供たちのことを考えて、子供たちにとっていいことは、ぜひとも私自身も協力していきたいし、みんなで協力してやっていければと思っております。

それで、先ほども町長触れていましたけれども、確かにうちの町の学校施設、本当に古いんですね。こんなに古かったかなというのを改めて感じました。そう言われてみれば、私自身が今の稲取小学校の校舎で最後に勉強したんだなと思ったら、既にもうその年数が経っていてもおかしくないなという気持ちで、平成23年に大規模改修が行われて、それでもうちちゃんとしたところで勉強ができるという状況になっているようです。本当に一つ一つが勉強で、今の町のホームページ自体もすごい見やすくなっていて、検索しようとするときに出てきますので、本当にありがたいと思っております。

それで、これ教育長にちょっと伺ってみたいんですが、平成23年に大規模改修されて、さらには、最近、何年か前に熱中症の問題が出て、各教室にエアコンの取付けとかという中で、

この町の学校は割と早くエアコンが導入されたと思っております。

そんな中で、体育館とか体育の授業、部活動でも使用しておりますが、体育館のほうはどのような形になっているのか。また、やっぱりPTAとかいろんなことで小中学校に出入りさせていただいた関係で、何かうちの町の小中学校のグラウンドは水はけが悪いような記憶がすごいあるんですけども、最近そういう面は少しはよくなっているのか。特に私が心配しているのは、体育館の熱中症対策とかその辺のことを聞いてみたいと思います。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

体育館に関しましては、一応、防災のほうで答えるかもしれませんが、いろんな事情がありまして、簡単につけられないというところがあるようです。確かに、部活動等で熱中症の心配があるもので、エアコンがつけられるとありがたいななんていうことはあるんですけども、簡単につけられないもので、今、大型の扇風機を各学校で何台くらいか、ちょっと今、把握は、ぱっと言えないんですけども、大型の扇風機を用意してもらって、それで活動をしている状況です。

グラウンドの水はけに関しましても、確かに年数を重ねるごとに水はけは悪くなっているのは事実です。ですので、対症療法になってしまうんですけども、少しずつ少額のお金しかかけられないんですけども、直すように努力はしています。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

そのような環境の中で、統合の問題やいろいろ抱えている中で、今、学校に通っている子供たちに我慢をさせるとか、私、実は高校のときに、やっぱり体育館が新設される場面に当たりまして、2年間、体育館が使えない状況を経験しました。新しいことというか、学校統合とかいろんなことで関係するときに、そのためにお金を取っていかなきゃならないとか予算を確保していくために、学校教育環境を十分に整備できないとかになっては、今の生徒たちに責任を負わせるというわけではないですけども、我慢をさせるということがないように、今回の統合に関しては、最低でも10年先を見据えてスピード感を持って対応してもらいたいと思っております。

そんな中で、この町、稲取地区とか城東地区とかという言葉が誰もが耳にする話です。稲取地区と城東地区がいろんな場面で競争をして成長してきた町だと、私たちの先輩はよく言

ってくれます。そんな中で、それぞれの地域の方から、私も議員になってまだ1年ですけれども、学校だけは稲取からなくすなよと、学校だけは熱川に持ってきてよとか、いろんな場面でその地域の方々から意見を聞きます。

だけれども、ここの議場で改めて私もちよっと一言、町民の人に訴えかけたいのが、これは町にもお願いしたいことですが、それぞれの地域から学校がなくなったらとか言っている間に、この町の教育自体が駄目になると思っております。

町のホームページで見ると、少子高齢化はとんでもない速さで進んでいまして、この15年間の間に1,100人程度いた児童生徒数が、令和4年度には半分以下の516人まで減っているんだなというのを、今回のこの質問に当たり見たときに、多分、町民の人もそこまでは分かっているかどうかなというのが分かりませんので、こういったことをやる時に、ぜひ町のほうには丁寧に説明会をしていただいて、東伊豆町に1つの学校でこの町の子供たちを守っていくんだということを丁寧に説明して、この統合に関しては進んでいただければと思っております。

今回のこの質問は、多分明日もほかの議員からもありますので、いろんな角度から統合に関してはお話があるかと思っておりますけれども、私の気持ちとしてはそういう気持ちで、町に丁寧にスピード感を持って進んでいただければと思っておりますので、最後に町長にその気持ちを聞いて、私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

河津町で学校が統合されて、その後の効果ということで以前、河津の方に聞いたことがあるんですけども、今まで河津もどっちかという海側の人と山側の人で同じような、稲取と城東のような関係があったのが、学校が統合することによって、父兄の親御さんのところから、だんだんもうそういうわだかまりというか、そういうのがなくなって、今、本当にフラットに近くなってきたよという話も聞いたことがあります。逆説的な話なんですけれども。

どこに学校を置くかについては、今、環境整備委員会のほうで議論をさせていただいているところで、そこから答申が出て、そして、その前に1回答申も出されているので、その辺も加味しながら、トータル的な判断として、どこに学校があるべきかというのは考えていきたいと思っております。

東伊豆町として、どういう町のゾーニングを考えて、観光地としてしっかりとほかの地域に要は秀でていくかということを含めて、あとは防災の点もいろいろ加味しながら、物事

を決めていきたいなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣言

○議長（笠井政明君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時10分

令和6年第2回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和6年6月13日(木)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

1. 14番 山田直志君

- 1) 幼小中高の一貫的な教育構想の基本点について
- 2) 外国人労働者への対応について
- 3) 避難所等災害対策について

2. 2番 鈴木伸和君

- 1) 町の学校教育環境整備について
- 2) 地域おこし協力隊の取り組みについて

日程第2 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

日程第3 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)

日程第4 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度東伊豆町一般会計補正予算(第1号))

日程第5 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度東伊豆町一般会計補正予算(第2号))

日程第6 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号))

日程第7 議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第24号 東伊豆町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について

日程第9 議案第25号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

日程第10 議案第26号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)

- 日程第11 議案第27号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第28号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 報告第1号 令和5年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 同意案第3号 東伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について
- 日程第17 議員派遣について
- 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（12名）

1番	山田豪彦君	2番	鈴木伸和君
3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山慎一君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	福岡俊裕君
総務課参事	森田七徳君	企画調整課長	太田正浩君
税務課長	木田尚宏君	住民福祉課長	鈴木貞雄君
健康づくり課長	山田義則君	健康づくり課参事	柴田美保子君
観光産業課長	梅原巧君	建設整備課長	村上則将君
防災課長	鈴木尚和君	教育委員会事務局長	齋藤和也君

水道課長 中田光昭君 会計課長 国持健一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 村木善幸君 書記 榊原大太君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第2回定例会2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、幼小中高の一貫的な教育構想の基本点についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） おはようございます。

通告は3問してありますが、1問ごとをお願いいたします。

幼小中高の一貫的な教育構想の基本点について、お伺いしたいと思います。

町長が進めようとしている幼小中高の一貫的な教育について、県に一定の理解を得たように思いますが、今後の課題について伺いたいと思います。

まず1点目に、県との個別協議というのは行われたのか。

2点目に、賀茂地域の出身者の高校進学では、賀茂地域以外への高校への進学が増加しているようだが、過去3年間の地域外への進学状況はどのような状況でしょうか。

3点目に、稲取中学校・熱川中学校から稲取高校への過去3年間の進学者数と割合はどのような状況でしょうか。

4点目に、稲取高校を維持・存続させるというための方策というものを、町長はどのようにお考えでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） おはようございます。

山田直志議員からの質問でございますが、幼小中高一貫的な教育ということなんですが、データの御質問が多いので、まずは教育長のほうからお答えをさせていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、山田直志議員の第1問、幼小中高の一貫的な教育構想の基本点については4点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、3月末に県から賀茂地域の県立高校のグランドデザインが示されたことを受け、4月に役場において県担当課長との顔合わせを行いました。ただ、それ以降、現在まで具体的な個別協議は行われていません。

7月末に予定されている学校教育環境整備委員会からの答申を受け、その後、町の方針が決定した際には、県と具体的な協議が始まるものと承知しています。

次に、2点目についてですが、賀茂地域の生徒の地域外の進学状況につきましては、令和4年3月卒業生のうち21.2%、令和5年では22.4%、令和6年では21.4%の割合の生徒が賀茂地域全日制高校以外の通信制や定時制を含めた高校へ進学しています。

賀茂地域以外への高校への進学が増加しているようだがという質問でしたが、過去3年間に

おいては、それほど大きな変動はありません。

次に、3点目についてですが、稲取高校への町内中学校からの進学については、令和4年度は稲取中学校が14名で36.8%、熱川中学校では16名で50%、令和5年度は稲取中学校が20人で64.5%、熱川中学校では7名で30.4%、令和6年度は稲取中学校が20名で47.6%、熱川中学校は5名で19.2%を占めています。

最後に、4点目についてですが、稲取高校は県立高校であるために、町主導で維持・存続のための施策を単独で打つことはできません。とはいっても、地域にとっても稲取高校は非常に重要な存在であると認識しております。

今回、県が発表したグランドデザインにおいて、小規模校であっても学力を保障するためのオンライン授業の仕組みづくりなど、新しい形が示されたことから、今後も必要に応じて県と連携しながら、よりよい学校になるように、町としても協力していきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） まず、県との問題なんですけれども、伊豆新聞の新聞報道とか、賀茂広域連携会議の議事録等々を、資料を見ておきますと、いわれているように、今までずっと教育関係者からは、例えば下田高校に対して見れば、分校というのは1つで、それはもう南伊豆分校があるから、そういう部分でずっといわれてきたんですけれども、今回の県のグランドデザインというものの中でいうと、松崎高校にしる稲取高校も含めて、極端な話、分校になっても小規模校、いわゆる分校になってもそれは維持しますよというような考え方なのかなということで、そこはちょっと、今まで聞いてきたことと、ちょっと県の対応は違ったなというふうには思うんです。

ただ、この県立高校の問題で見ると、やはりその大事な問題は、その先に出てくる、いわゆるオンライン授業が結構取り入れられてくるという問題と、2年連続で15人以下の、やはり募集に満たない場合は廃止というような、この枠があるんだよなということは変わっていないのかなと。

昨日の町長の答弁を聞いていますと、今年度中に何らかの、町が具体的なものを提案していかないといけないのかなという認識だというふうに思うんですが、私はその認識であります。

すぐに、生徒が減ったからすぐに、多分稲取高校がなくなるとか、松崎高校がなくなるといふことではないけれども、やはりハードルはまだ高いと。

それは町長、やはりハードルの問題、教育長も、お手元に資料あると思うんですけども、これは未成年の年齢別人口ということでありまして、今年の高校3年生が、賀茂郡、年齢ですから、全てまた高校等々に行っているとは限らないですよ。病気だとか特別支援学校等に通っているということもあるわけですけども、今年の高校3年生該当者が402人のものが、10歳ということになると330になり、さらに5歳ということになると218、0歳児、今年1歳を迎える0歳児の部分でいうと、賀茂郡全体で138人しかいないという、今実際その状況だと思うんですね。

ここは非常に、今町がやろうとしている幼小中高一貫の中で、一番やはり制約的な、大きなハードルというのが、特に高校というものを存続させるための要件が、極めて将来的に不安定ではないかなというふうに思っているんですけども、これはこういう幼小中高一貫という、一貫的な教育構想というものを、構想をつくり上げる段階で、こういう子供の出生状況というものは十分把握した上で構想というものを打ち上げられたのかどうか、その点まずお聞かせください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

そもそも論なんですけれども、稲取高校については県立高校ということなので、その運営とか手法については、町が何か具体的な話を、本来ならする話ではないかと思えます。

ただ、今回においては、稲取高校をはじめ、松崎からも今日傍観者いらっしゃいますけれども、ありがとうございます。

その賀茂郡域における県立高校の在り方というのが考えられる中で、東伊豆町においては、稲取高校を何とか残してほしいというような声が散見をされたということと、あと、実際に稲取高校自身が、これまで総合的な探究の時間というのを設けていただいて、自己探究ということで、様々な地域に根差した活動をしていただいております。

例えば、1年生では、地域や社会との関わり合いから東伊豆地域の魅力や課題を見つけて、それまで気づかなかった地域の魅力を発信をするとか、3年生においては食育をテーマに、東伊豆町保健福祉センターと連携をしながら、次世代を担う生徒たちに食に関する自己管理能力を向上させるというような、本当にいろいろな活動をしていただいているということ踏まえて、私として、稲取高校はできれば東伊豆町にあってほしいという判断があったとい

うことであります。

その中で、今回、幼小中高一貫的教育という話なんですけれども、県の独立した部分があるんですが、ただ、地域として考えたときに、何をメリットとして考えたかという、例えば、先生が不足をしている、もしくは逆側から言うと、1人1人の先生方への負担が増えていくというのを何とか解消できないかという話。あとは生徒が減っていて、ある程度一定の規模を持った教育がしづらくなってきているというのは、もともと根本の話だと思います。そのような話。あとは、ここが結構ポイントになると思うんですけれども、校舎の建て替えの話があって、昨日の答弁でもお話をしましたけれども、RC構造物の校舎がもう60年、70年たってきている中で、そろそろ建て替えではないかというような話が聞こえてくる中で、当然、県立高校においても、かなり老朽化をしているということで、そのあたりのコストの負担ということを考えたときに、県立高校と町立の学校がある一定の一つの器に入ることによって、建て替えコストを削減できないかなというような案がいろいろあって、御提案を申し上げます。

稲取高校の存続について、これ、この間、県の教育委員会から御提示していただいたグラウンドデザインの中に、様々な工夫が取り入れられております。リモートである程度どこにいても一定の教育は受けられる、場合によれば、かなりレベルの高い教育も選択肢として入ってくるのではないかという話がある中で、これまでの高校教育、そして幼小中高の教育とまた全然違う環境がこれから生まれてくるのではないかなというふうに期待をしているところであります。

そのようなことを踏まえながら、町としては、県としっかり連携を取りながらチャレンジというか、やれることをしっかりやっていくということがとても重要だと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長の、ある面決意は聞いたんですけれども、ただ、どうしてもやはり、今、その400人からいる高校3年生レベルが、もうほぼ3分の1近い状況に、この10年、15年先というのが見えてくるという時代の中で、どういうふうにこれからかじ取りをしていくのかなど。

四、五年たって、使い物にならないということではいけないわけなんで、そこで町長、思うんですけれども、一つは、やはり先ほどの稲中、熱中の卒業生自体からも、言葉はちよっ

と悪いかもしれないけれども、稲高が選ばれずにほかに行っている、町内でもそういう状況が、大体3割から4割そういう状況、3割から4割の子供しか稲取高校へ来ていないと、この問題について見ると、やはりこれから町が絡んで高校というものを維持しようとするならば、この間、やはり稲取高校を選んだ子供たちは、何がよくて選んだんだろう、何で稲取高校はその子供たちから選ばれなかったのかなというような、やはり意向調査的なものは、マーケティングとして必要ではないでしょうか。

今、黙って100%の子供たちが、東伊豆町の中学校を卒業して稲取高校に今行っていないわけですから、もし、そういう子供たちに少しでも稲取高校に目を向けてもらおうということであるならば、なぜ選ばれる環境がなかったのか、どこを改善したら選ばれるのかということについては、真剣に探究してみる必要があるのではないかなと。

10年先までと言いませんけれども、この三、四年の中でも、やはり地元中学を卒業した親御さん、保護者の方々や子供たちがどういう判断の中で高校を選択しているのか。今後やはり、そういう親御さん、保護者や子供たちに選ばれる高校にならなきゃいけないわけですよ。そういうことが私は必要だと思うんですけども、これはどちらが答えるか分からないですけども、最低限そういう調査をしていただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

現状を把握するというのはとても重要だと私も思います。

令和5年に、これは一社の伊豆半島創造研究所というところが、賀茂地域住民の意識調査ということをやられております。その中で、学生に対してのアンケート、住民に対するアンケート、そして二十歳の若者に向けたアンケートということで、アンケートを実施しております。

その結果を見ると、学生のところにおいて興味深い話があって、高校の希望という話ではないんですけども、そもそも賀茂地域に住みたいか、住みたくないかという話から始まっております。そのときに、住んでいきたい理由というのがありまして、ちょっと読み上げますと「不便な田舎」が断トツ36%、それで「仕事や夢」これがないということだと思えますけれども、そこが21%、そして「外の世界への憧れ」というのが37%であります。多少なりとも、多分進学にも、このマインドというのは多分関係をしていると思います。

例えば、不便な田舎というところについては、これから伊豆縦貫自動車道が開通をしていく中で、ある程度時間を短縮して、一定の大規模な都市に行けるように、そういう環境が整

ってくるのではないかなと思いますし、仕事や夢のところについて言えば、コロナ禍終わって、ある程度離れた地域でテレワークとか、あとはワーケーションといういろいろな流れが出てくる中で、選択肢としては増えてくるのではないかなと思っておりますし、外の世界への憧れというのは、これはもう止めることはできないと思いますが、そのようなことを踏まえながら、あと、この間の県が示したグランドデザインの中身を見ると、比較的新しい技術を使ってこれらの課題を解決しようという方向性、私は見て取れると思いますので、場合によれば、もう少し詳しい意識調査みたいなのをしてもいいのかもしれませんが、でも、ある程度この結果で、これからの方向性、当然県もこの結果は読んでいると思いますので、それを踏まえたグランドデザイン、そしてその中で町と県がどうやって連携をしていくかということだと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 私はぜひ調査は必要だと。やはり、例えば稲取高校を選ばないという理由の中には、やはり人間関係を変えて、今までと違うところでいろいろ挑戦をしていきたいとか、いろんなことがありますね。やはり、割と今もうほかの、河津なんかもそうなんだけれども、小学校・中学校が一本化してくると、ずっと人間関係同じところでいたくないとか、いろんなやはり子供たちの気持ちもあるわけですね。

そこも変わってきたわけですから、丁寧にやってみる必要があるし、また同時に、今県が提案しているような、町長は大分評価しているようですけども、いわゆるオンラインやなんかの授業というのが本当に子供たちに支持されるのかどうかと。

私も、孫が塾やなんかで、タブレットでオンラインの塾をやっているのなんか見えていますと、確かにそういうところでやっている授業というのは質が高いし、すごいなと思うことはありますが、高校というものにそれだけを求めているかどうかということも、これは分かりません。

という面で見ると、調査は必要だと、中学校を卒業した世代に対してもそうだし、場合によっては今の中学生世代の保護者や子供たちに対して、そういう高校に対しての、やはり本当に、そういう高校に魅力的なというふうに思っただけなのかどうか、こういう問題があるのではないかなと思ってますんで、それは再度要求していきたいと思います。

4点目の問題なんですけど、町長、私は町長がこの幼小中高の一貫的な教育ということで、

町長の言われた中で、何かハード面のメリット性は出てくるんだけど、私はもっと何か、今までの県立高校という枠の中でできなかったような教育や何かをこの町に取り入れるというような、そういう意欲的なものがあるのかなと思ったんだけど、そういうものは、何か今までの中では話されてこなかった。

やはり、子供の数が減っていく中で、今の県立高校の形をある面多少破れない高校だとすると、本当にそれは魅力的な高校として映るのかなという疑問は持っているんですよ。

例えば、町長、日本の教育のいい悪いは国会での話になる話だけれども、ただ、こういう、昨日、鹿追町での教育の話が出たんだけど、やはり日本の教育の中で、ちょっと、じゃ、違った教育ということで、いわゆるスウェーデンだとか、そういう別な国の教育の在り方で評価されているものもありますよね。また、世界の七大教育方針なんかいわれて、シュタイナー教育なんか、いろいろ教育論もあるわけですよ。ただ日本の今までの教育という、このがんじがらめの中だけで高校生き残るのかなと。

2週間ぐらい前ですか、NHKのプロジェクトXで、海士町での島前高校に対して留学生を受け入れたというのがやっていたけれども、もうあれは20年、30年前の話ですから、今、そんなことじゃ立ち行かないわけですよ。

地元の子供を振り向かせることができるぐらいの、何かやはり新しいものを、町長は取り入れるというような考えがなければ、現実の子供の大幅な減少の中で、なかなかこの幼小中高の一貫的な教育というのも、ちょっと絵に描いた餅になってしまうのではないかな。

また、私は逆に、町長が高校を存続させるということに、いろんなアイデアやいろんなものを持ち込むことで、町長は総合指針でも言っているように、子供たちが世界へ羽ばたけるような、そういう教育を提供するということができるのか、できないのかと。

町長、この辺については、その教育の中身について、何か今考えているんですか。県との話でいったら、今年中に何らかのものを出すということであれば、どういうふうにこの問題に取り組んでいくんですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず最初に、オンライン授業については、私、過去、予備校でオンライン授業をやったことあるんですけども、かなりポテンシャルが高いというか、やる気さえあれば、学力的な面では十分補完はできると思いますが、ただ、そこだけでいいのかという話は本当であって、例えば、人と人との心の交流とか思いやりとかというところは、まさにそこには全然ないの

で、それをほかのところでしっかり補完しなければいけないのかなというふうに思っております。

これからの新しい教育について、実はいろいろ考えていることはあるんですが、ただ、順序として、今、県の教育委員会からグランドデザインが示されて、我が町においては特に小中のところと高校をどう一緒にして、もっと言うとどこにそれを持っていったみたいな話を、まず決めなきゃいけないと思います。

それが本当にしっかり決められるかどうかというのを、これから、今、環境整備委員会のほうでいろいろ議論していただいているところで、答申というのがまた出てくると思いますが、前回の答申と今回の答申、しっかりと踏まえながら少し議論をさせていただいて、まず、その基礎となるその部分を決めないと、上滑りするのがちょっと個人的には嫌なので、まずはそこをしっかりと決めてから、具体的な内容について活発に議論を始めたいなというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、私は逆に、議員の立場からすると、一番やはり問題はその高校だということだと思っているんですよ。高校が、やはり児童生徒数の激減をしていく中で、本当に魅力的なものを提案できるという、やはり確かな見通しがなければ、やはり本当にこれは構想であって、やはり現実的な問題として実行はできないと思って、ただ一緒につくればいい、だけれどもこの子供の数からしたら、5年先にはなくなっちゃうかもしれないというものでいいのかということ、我々議員としても絶えず通っていかなきゃならない問題なので、町長言われるように、確かにそういう方向性はある。でも、我々、小中の問題は学校教育の整備委員会から答申があって、そうすると、じゃ、この高校という問題について、県立高校の枠組みの中で、本当に魅力的なものを町が関わるということの中で提案できるならば、この構想が実現できるかもしれないけれども、さして県立高校の枠組みに捉われた中で、ただ校舎なり教室は残りますということで、本当に今、賀茂から流出をしている地元の中学生でも半分以上行かないというような、この現状の中で、この高校というものを踏まえた一貫的な構想というものは、やはり実現が不可能になるんじゃないかと、こういう問題があるんで、町長がもし何かお考えがあるとするならば、そのお考えを、やはり何らかの形で検討したり、町長がそういうものを提案したりして、検討して、これが生かせる、県立高校として生かせるか生かせないとか、そういうやはり場だってなければ、町長、頭

の中で描いていても、やはり構想は構想で、やはり絵に描いた餅だという話になると思うんですけれども、町長、先ほどの話聞いていると、何らかの構想なりがあるということであれば、何らかのものを検討したりして、我々に少しでも、稲取高校なり、この幼小中高の一貫的な教育構想というものが、町民にとってちゃんとしっかりとした実のある計画だということが分かるような、やはりアクションを起こしていただだけませんか。そうでないと、これ、なかなか、この子供の大幅な減少に対して理解、やはりできないことが私は多いと思います。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

例えば、下田中学校が統合、4中学校が1校になったときに、やはり教育課程をどうするか、どんな教育課程を組んでいくかということで、いろいろな各学校の先生方だったり教育関係者、あるいは地元の方々等々集めて、いろんな部会を開きました。その中で、どういう教育課程を組んでいこうか、どんなことをメインにしてやっていこうか、その教育課程部会以外にも、例えば、部活動をどうするか、制服をどうするか、校歌をどうするか等々いろんな問題があるんですよ。その中で練り上げていって、今の下田中学校ができたと聞いています。

ですので、まずは今、この構想が現実としてできるかどうか最優先だと思います。その後から、どんな教育を目指す、どんな目玉をつくっていこうかなんてことが決められていくのかなというふうに思っています。その中にももちろん、町としてこんなことをやってもらえればいいななんていうことが入って行って、町とまたそのいろんな部会とが共同でそれを進めていくのかななんていうふうには思っております。

いろんなことが変わっていく中で、県立高校の在り方に関しても、今のまま、このままの形でいくかどうかは分かりません。例えば、今回のこの地域協議会が行われて、学校関係者であったり、各首長であったり、その方々を一堂に集めて、県の教育長が、あるいは県教委の方々が来て意見を聞くなんてことは、今までは一回もなかったことです。今回初めて行われたことです。

例えば、何年前でしたか、ちょっと今ぱっと出てこないですけども、下田北高校と南高校が統合されたときも、いきなり県からどんと統合しなさい、伊東高校が伊豆伊東高校になった、あれもいきなりぼんと来た。高校はそういう形で、何の相談もなくと言うとちょっと語弊がありますけれども、地域の人の意見を聞くなんてことは、かつてはなかったことです。

それが、このような形で地域協議会を開いて、グランドデザインを出してくれたというこ

とは、非常にすごいことだなというふうに思っています。

ですので、今後、15人が2年連続下回るということは、それが変わるかどうかはちょっと分からないんですけども、在り方自体も、こんだけ人数が少ないのに、200人がいいですよなんて言われていられる時代ではなくなってくると思います。

ですので、パラダイムシフトとよくいうんですけども、今までの考え方を変えなければ、教育界もやっていけないのではないかなというふうに思っておりますので、今後どのように県立高校の在り方で考え方が変わってくるかは分からないところはあるんですけども、今のままでいったら、どこの高校も、どこの地域の高校も存続はできなくなってくるのではないかなというふうに思いますので、変わることと期待すると言うと変な話ですけども、今後このままでいくとは限らないだろうなというふうに、自分は今思っています。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、しゃべりたがりなので、ごめんなさい。

もともと、この考えに行き着くまでに、いろんなことを、一応自分の中で考えて整理をしましたので、昔、市町村合併というのがあって、平成の大合併というのがあったのは御記憶に新しいかと思えます。あれ、どういう評価を受けているかという、成功したところもあるかと思いますが、結構失敗をしているといわれています。つまり、数合わせで少ないからといって、それを寄せ集めて、全く中身を変えずに寄せ集めたとしても、何の効果もあまり出てこないというのが立証されているのではないかなというふうに、個人的には思っています。

学校においても、単純に数合わせで一つに集めたらいいかという問題ではなくて、しっかりと今までと違う考え方、工夫を取り入れたものを、中身を変えて対応しなければいけないという意味で、私が言っているのは水平的な集合ではなくて、垂直的に、要は世代間が違う子供たちを一つの塊として、ある学校生徒数を維持するという考え方もあるのではないかなというのが、今回の私が提案した一つの案であります。

なので、そのあたりの新しい取組もあるということ、ぜひ御理解をいただければと思いますし、あともう一つ、多分、校舎の建て替えというのがキーポイントになってくるかと思えます。

今、超延命措置で100年ぐらいもつ校舎というのも、技術的には可能といわれておりますが、今回の場合には、建て替えになるのかなというふうには思っておりますが、そのときにどういう機能を校舎の中に入れていくか。

つまり、これまでは、子供たち、ある限られた中だけでの使用でしたけれども、場合によれば、今御提案しているのは学年が違ふ、年齢が違ふ子供たちが共用をしていく、共有をしていくという思想。もう一つは、できればそこに地域住民も利用できるような工夫をすることによって、要はシェアリングをすることによって、例えばクラスが少し減ったとしても、その辺はある一程度の吸収をしながら、その変化を吸収しながら対応ができるというようなやり方もあるのではないかなというのが、あくまでも考えですけれども、そんな考えをこれから皆さんに御提案をして、議論の一つにさせていただければいいのかなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） いずれにしても、町内の、やはり子供たちの今の、やはり状況というものについては、絶対的な意向調査が、卒業した子供でもそうだし、今の子供たちにも必要だというふうに思うし、やはり教育長が言われたように、確かに県教育委員会も変わってきたとは思いますが、やはりこちらがしっかり持っているものを持って具体化していかなくちゃいけないということは間違いないし、そういうものがないのに、やはり建物のハード面の建設が先走るといふのはいかがかなと思うので、もし、いろんな経営、こんなことをやれる学校にしたいんだというものがあるならば、やはりそういう構想というものはもっと具体化して、皆さんに投げかけられるものを出していただかないと、ただ、やはり縦の垂直だとか何だとかという問題ではないのではないかなと。

子供たちに、また保護者の方々に稲取高校の新しい魅力というものが伝わらないということであるならば、やはりそれは結果として何もならないので、その点もぜひ、お願いをしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、外国人労働者への対応についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第2問、外国人労働者への対応について伺います。

外国人労働者150万人、200万人時代を迎えているといわれておりますが、町内でも大変外国人の方、働いている方が増えてきたというふうに思いますが、その点で3つお伺いします。

まず1点目に、町に外国人登録している外国人は何名いらっしゃいますか。また、それはどこの国から来ておりますか。

2点目に、町において外国人労働者に対応する窓口というものはあるのでしょうか。その点を2点目にお伺いしたいと思います。

3点目に、この間、この外国人労働者との関係で、雇用や生活に関わる相談というものについて、町では受けているのでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 外国人労働者への対応ということで御質問いただきました。

まず、町に外国人登録している外国人は何人いるか、どこの国からかというお話であります。令和6年4月1日現在の状況として、住民登録のある外国人の人口は384人となっており、国籍については中国が89人で23.1%、ネパールが74人で19.3%、ベトナムが57人で14.8%となっております。

また、雇用関係や生活に関わる相談窓口のことも含めての御質問であります。外国人に対する町の相談窓口は、現状、明確に設定できていないというふうに認識しております。

外国人の方からいただく雇用関係や生活に関わる相談についても、今のところ、具体的な相談を伺ったということがないのが現状です。

もしかしたら、行きたくても窓口がないから来ていないというのが、もしかしたら実情かもしれないけれども、しかしながら、相談を受けていないのは、外国人の皆様が、今言ったような話ですけれども、どこに相談したらよいか分からないということで、実際は困られている可能性もありますので、東伊豆町役場としても、何らかの受け皿、これはつくらなければいけないというふうに思っております。

人手不足が慢性化し、深刻な社会問題となっている中で、我が町においても、外国人というのはとても非常に重要な人材、本当に貴重な人材だと思っております。

人手不足の解消に寄与していただくためにも、外国人の方々の労働環境や住環境なども含め、様々な困り事などについて話をしっかりと伺って、問題解決のために対応していくことが望ましいと、私は思っております。

まずは、具体的な施策ですけれども、すぐに大規模なことはできないかもしれませんが、まずは庁舎の玄関口である住民福祉課に案内窓口を設けさせていただいて、外国人来客者のお話をまず伺う、そして相談内容に応じて担当部署へおつなぎをするというような体制、こ

れ少しつくってみようかなという、今御質問をいただいて思っているところでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） たしか、昨年9月の決算のときに数字を聞いて、昨年の3月末現在あたりで260人ぐらいでしたから、1年間で120人ぐらい増えて、宿泊施設だけではないんですよね。医療や介護の現場、また大きな食堂やそういうところ、あらゆるところで外国人の方々が働いているということ、今目にするようになりました。

ちょっと問題は、排他的な対応なのか、やはりインクルーシブに、包括的に受け入れていくのかということだと思うんですよね。

町長、このまちづくり総合指針でも、多様性を認め合う、尊重し合う社会の実現ということで、こういう問題が、やはり今、東伊豆町の中で、これはやはり、何もしないで排除していくなれば、それはそれとしてリトル何とかとかいう、外国人の方々独自の社会形成をしていくんでしょうけれども、やはり、もし包括的にこういう方々を町の中に取り組んでいくとするならば、やはりそれに対するしっかりとした対応が必要になってきているのかなと思うんです。

例えば、これは有名な群馬県の大泉町なんかの場合ですと、ホームページで、特にこの外国人労働者向けのホームページがあって、だから、通常この辺でも英語とか中国語、韓国語とかというのがあるんですけども、大泉町だとポルトガル語だとか、こういう言葉がいっぱい出てきて、当然、外国人労働者にとってみると、必要な情報というのは町のホームページイコールではないんですよね。例えば、やはり町民との問題でいえば、ごみの出し方についてだったり、子供の教育のことであったり、病気のことであったり、当然、働いている雇用に関する問題もあるでしょう。ただ、そういう問題というのを、独自にやはり、そういうものから情報を得られるような取組というのは、やはりこれから必要だし、大泉町もそうだし、県内でも非常に外国人労働者の多い、やはり浜松市なんかだと、やはりそういう中でリーダーをつくり、そういう方々からいろんな意見を吸い上げていくというような取組を、やはりしているんです。そういう取組を通じて、やはり包括していく、この町の中に一緒に住んでいる人間として、一緒に働き、この町を支えてくれている人として、やはりこういう方々の、やはり生活に、やはり我々のほうも配慮していく必要があるんだと思うんです。

全て雇用関係があるから、その方を、やはり雇用している事業者、全てのやはり責任と

というのは任せられないし、対応も、事業所としても全部は対応できないと思うんですよ。

多くの外国人労働者を雇用する事業所に対して、浜松市なんかはやはり、逆に補助をして、やはり浜松市の生活のルールやいろんな情報をちゃんと教えなさいという、そういう補助金まで用意してやっている状況もあります。

現状、まだ380人というか、もう380人なのか、これから聞いていますと、小さな旅館でも、人手不足から外国人労働者を派遣してもらうということの契約を結んだよなんていう話もこの間聞いたんで、もっともっとこれ、国のあれも含めて増えていくわけですから、これに対して、やはり疎外感や何か持たずに、情報をしっかり提供するという部分と、できれば、事業所でもそうだし、町内でも、例えばこういう外国人の方々の交流をする、歌や料理や踊りやとかいろんな形で交流して、お互いが理解を深めるというような部分も、これから必要になってくることではないかというふうに考えていますけれども、町長はこういう総合指針をまとめられた中で、今のこの現状について、どのように対応をお考えですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

東伊豆町というのは、一次産業も力強くあるんですけども、それ以上に観光産業というのがとても重要な産業の柱になっているのは、皆さんも御同意いただけると思います。

その中で、コロナが終わって、今どういう状況かというところ、コロナで一度失った従業員というのはなかなか戻ってこないという話もまだ聞こえていて、部屋が空いているのに部屋を埋めることができないというところもまだあるというような話もあります。ということは、これから、労働環境というか労働市場でしょうか、要は労働者の奪い合いになってきて、なかなか労働者を確保できなくなるということが予測されております。

そのような中で、観光産業をしっかりと、観光産業だけではないですけども、しっかり支えるためには、海外からの外国人の労働者というところに活躍をしていただくというのは当然の結果というかやり方だと思っております。

なので、これから外国人労働者の方々に対しては、先ほども御答弁いたしましたけれども、労働環境のみならず、人生の一部をここにいていただけるということもあるので、住環境のほうもいろいろな、あとコミュニティーとか、コミュニケーションのところもしっかり充実していくことが重要かなと思っております。

ただ、一方で、もう一個、実は我が町においては、労働者以外の外国人の方もいらっしゃいます。最近増えてきました。宗教関係、宗教法人の方々が流入をしているということで、

そのような方々と、どのような距離感でどう対応していくか、基本的には同じなんですけれども、労働者というわけではないというところにおいては少し違うので、その辺もしっかり見極めながら、東伊豆町が労働力が足りなくてなかなか発展できないということにならないように、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 本当に人手不足の問題というのが、町の衰退を招きかねない状況なので、この外国人労働者の方々が、やはり今来て働いていただいているということは、本当にありがたい部分だと思うし、今後やはりこれがもっと増えていくということになったときに、やはり町として本当に排除して、その人たちだけが自分たちの独自の地域コミュニティーを確立するのではなくて、やはり東伊豆町という中で包括できるようにしていくということが本当に大事だし、そういう方々から、この東伊豆町という町はやはりいい町だなと言われるような部分がないと、あそこの町行くと、とんでもない町だななんていうことになっていくことはやはりいけないわけで、今後やはりそういう点を含めて、取組をぜひ具体化していただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、避難所等災害対策についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 残り時間が少なくなってしまったんですけれども、第3問、避難所等の災害対策について伺います。

能登半島地震では、被災者の避難生活の厳しさが指摘されている。

そこで、以下の点を伺う。

1点目に、町として避難用テントの確保数はどうなっていますか。災害時の対応として十分でしょうか。

2点目に、避難所運営・自主防災会に女性のリーダーはいるか。昨日栗原議員も聞いたところですが、簡潔にお願いします。

3点目に、トイレ自動車の導入や簡易トイレの配布等が必要である状況が、水道の状況から出てきましたけれども、これらについてはいかがでしょうか。

4点目に、非常用のポリタンク及び簡易タンクの備蓄というものは十分用意されているでしょうか。

5点目に、避難所となる体育館へのエアコン整備が必要だと考えておりますが、これらについてどうお考えですか。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の御質問に御答弁申し上げます。

避難所等災害対策についてということで、1番から5番まで続けて御答弁申し上げます。

まず、避難用テントの確保数等でございますが、避難用テントの確保数ですが、屋内用のワンタッチパーティション簡易テント262張を備蓄しております。

災害時の対応として十分かについては、災害規模によりますけれども、県の第4次被害想定のもも被害が大きいL2の想定避難者というのは1,466人ということで、その人数が避難所に避難する想定ですので、現在確保しているテントの確保数については、残念ながら想定される避難者全員をカバーすることはできないというのが現状でございます。

今回の御質問をいただき、これまでの避難計画をはじめ、防災減災対策について確認をしましたが、能登半島地震の教訓も踏まえ、見直しが必要かというふうに思っております。

避難用のテントの課題も含め、東伊豆町の防災減災対策について、私の目でもう一度再点検をさせていただいて、新しいもの、進化をさせたようにしていきたいなというふうに思っております。

そして、次に、避難所の女性リーダー的な存在ということですが、栗原議員の質問にもありましたが、災害時の役割分担を取り決めて、女性役員も組み込まれている自主防災会、我が町の自主防災会というのは既にありますが、明確に避難所運営に携わるスタッフとして女性が配置されているというところは少なく、女性の視点を生かした運営に対応できる組織とはなっていないのが現状です。

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画の視点から、防災復興のガイドラインの中では、避難所運営において、管理責任者にリーダーや副リーダーを、女性のリーダーや副リーダーをしっかりと配置するということが書かれている等、しっかりと対応しなければいけないのかなと思います。

ただ、一方で、現場サイドというか、当町の各地区の避難所での女性リーダー、その受け止めができるかどうかについて軽く確認をさせていただいたところ、なかなか人がいないとか、これ以上なかなか対応が難しいというような話等々が聞こえてきております。

なので、具体的にリーダーを配置することが、少し敷居が高いのであれば、女性スタッフという見方で、その女性の視点をしっかりと避難所に反映をさせていくことが重要なのかなというふうに思っております。

3番目のトイレについてであります。これも栗原議員とほぼ同じでございますが、実際に能登半島地震において、トイレの問題って本当に大きくありました。

時間によってトイレの数とか種類を変えていくというやり方もあるのかなと、実は教訓を踏まえて感じているんですけども、当町においては、所有するトイレというのはベンクイックという蓄便型の仮設トイレが51基、ユニットイレという便座型の蓋つき簡易トイレが95基、エマという簡易トイレという段ボールの便座型の蓋つき簡易トイレが445基で、合計591基、使用回数にすると36万2,335回分、一応確保されているということでありますので、これをどうしっかりと使っていただくかという工夫と、トイレカーという話もありましたが、トイレカー等の新しい取組というのも加えて検討に入れていきたいなというふうに思っております。

4番目、非常用ポリタンク及び簡易タンクの備蓄についてでございますが、非常用ポリタンクにつきましては、避難所や自主防災用として20リットル入りのポリタンクを259個保有しております。また、観光客用として簡易的な給水袋、これ6リットル入りなんですけれども、その給水袋を3,000枚ほど保有をしております。

町民の皆様が個人で使用される、貯水に用いる容器、ポリタンク等は、基本的には個人で準備をぜひしていただきたいというふうに考えております。

これを機に、町民の皆様にもなるべく個人で所有して、ある一定数所有していただきたいということを周知をしたいなと思っております。町民の皆様には、いま一度、災害時に必要な品物の再確認をして、災害に備えをしっかりとしていただければというふうに思っております。

最後の、避難所となる体育館のエアコンの整備についてであります。避難所の生活環境は、心身とも疲労している被災者の方々の健康維持にとってとても重要な要因となりますので、その中で住環境というのは根本的なものであるというふうに認識をしております。

多数の方の避難が想定される体育館は、季節によりその環境が変化をします。特に注意したいのが夏季と冬季ですが、温暖化が進む中で、従来温暖な気候の伊豆地域では、特に夏季の対策が優先されると考えております。

避難所となる体育館へのエアコン整備は重要だと考えますが、エアコンを設置して効率よ

く稼働させるためには、エアコンの取付工事だけでなく、附帯工事として断熱工事、これ結構お金かかると思うんですが、それをやらなければいけないということになります。

費用に関して、設置後のランニングコストも含め、相当な金額が見込まれるということでもあります。

設置期間中は、体育館を使用する授業への影響や、一般利用者への貸出しの影響や、災害時の対応などが課題となり、検討が必要だと思います。

設置に関しては多くの課題があり、慎重に考えなければなりませんし、今後は、先ほど少しお話ありました学校の統廃合の話もあって、空き施設のことも考え、避難所の在り方そのものも検討しなければいけないということで、そのあたりも踏まえながら、これから検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） テント等の問題について、でも200からのテントを用意しているというのは、これはすごいことで、阪神・淡路にしても東日本にしても、今の能登でも、相変わらず段ボールで仕切りをしているような状況を考えるならば、うちの町がこの備蓄用テントを用意しているというのは、これはとても大事なことで、これ、また当然、町長今見直されるということなんで、それをぜひ期待をしていきたいと思います。

2つ目に、女性の問題なんですけど、確かに県のマニュアルやいろんな防災対策の中から、自主防災会が避難所運営をするということになっていて、東伊豆町の場合、自主防災会イコール町内会になっているわけです。ここがやはり、一つの限界があるんじゃないかなと思うんですよ。

昨日、栗原議員への町長答弁の中でも少し、コミュニティーの面からというようなことを少し述べられたかなというふうに思っているんですけども、昔は、30年、40年ぐらい前ですと、町というのは、区長会と婦人会と老人会に町の方針を説明すれば、割と町内にみんな行き届いたんです。

今、婦人会はない。老人会もありますけれども、数はもう大変少なくなってしまいました。当然、昔みたいに、かなりの方々に複数のルートからこの問題が浸透していくということができなくなってきた。そういう中での、今、町内会だけが中心に残っていますけれども、この町内会イコール自主防という考え方が、これから先いいのかなということも含めて考え

ていく必要があると思います。

静岡県でも東海道沿線の自主防災会というのは、町内会とかなり切り離されているという問題もあります。例えば、町内会でやると、2年に1回ぐらい役員みんな交代していくわけですね。そうすると、蓄積された避難所運営ということもなかなかできないですね。もう、このやり方では、やはり適切な避難所運営というのは限界があるわけで、福祉的な要素も含めて、ぜひ再検討していただきたいと思います。

もう一つ、汚物の問題、トイレの問題は、町長言われたようにかなり数があると。問題は、これ、し尿処理場で対応できるかどうかというような、最後の、やはり処理のところまで、町としては考えなきゃいけないと。現場でトイレしたいという人に対応はできるけれども、ただ、言われたように、三十何万個という汚物が集まって、それが、じゃ、実際にエコセンターで管理しているし尿処理場で処理できないとすれば、これ、また大問題なんですよ、循環していかないわけですから。処理して結論が、行政としてはそこまでが必要だというふうに、私は見えています。

ですので、当面、住民が困るという問題は、一定解決できるかもしれませんが、行政としては、それがしっかりと対応できるというところまで目配りをしてやっていく必要があるというふうに思います。

ポリタンクの問題ですけれども、確かに町長言われたように、備蓄については徹底して、また9月の防災の日を前に、徹底して啓蒙はしていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 鈴木伸和君

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員の第1問、町の学校教育環境整備についてを許します。
2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 最後の一般質問となります。よろしくお願いいたします。

第1問、町の学校教育環境整備について。

平成30年4月に大川小学校と熱川小学校、大川幼稚園と熱川幼稚園の合併後、町では令和元年の小中一貫教育研究会の報告を受け、小中一貫校の整備を見込んでいました。

しかし、近年の出生数の激減を受け、令和4年12月の学校教育環境整備委員会の一貫校1校への町内4校統合案の答申を受け、現在、再編整備計画の途上にあります。

昨年、静岡県 の 県立高校の在り方に関する基本計画策定の検討の中で、地域協議会が立ち上げられ、賀茂地区のグランドデザインが本年3月に策定され、稲取高校のサテライト化が発表されました。

そこで、以下の点について伺います。

1点目、町の幼小中高の一貫的な教育とする案は、いつ、どのように検討されていたのか。

2点目、この案が町の最終計画案となるか。

3点目、県は令和7年度に具象化を決定し公表するとしているが、町の幼小中高連携の対応と計画策定はどのように考えるか。

4点目、急激な少子化が懸念される中、この連携によって稲取高校の存続が可能と考えるか。

よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） 2番議員からの御質問にお答えをいたします。

町の学校教育環境の整備についてということなのですが、これまでの学校教育の環境の変遷も踏まえてということですので、まずは教育長からお答えをしていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、鈴木議員の第1問、町の学校教育環境整備については4

点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、町内における教育環境整備に関しては、かなり以前から検討しております。平成27年度以降、町立幼稚園、小学校、中学校の規模及び配置の適正化に関して考え方や具体的な方策について、その都度、教育環境整備委員会や研究会を開催し、議論してきました。その議論、提案を基に、平成30年には大川幼稚園と熱川幼稚園、大川小学校と熱川小学校を統合し、令和5年度には稲取幼稚園と熱川幼稚園を統合したところです。

また、平成30年には小中一貫教育についての研究会を立ち上げ、東伊豆町立小中学校の在り方について検討してきたところ、コロナ禍により、状況が一変したのは御案内のとおりです。急激な少子化等により、それまで議論していた東伊豆町立小中学校の在り方について、早急に再検討する必要性が生じたため、令和4年4月より学校教育環境整備委員会に諮問し、12月5日にその答申を受けました。

一方、県の教育委員会の方針により、県立高校の在り方について改めて検討する地域協議会が令和4年7月に設けられ、その中で賀茂地域の高校の再編について議論されることになりました。

これらのことを踏まえ、令和5年年明けより町長と教育委員会が協議していく中で、2月にズームで行われた県との会議の中で、高校を含めた一貫的な教育についてという考えが浮かび、その可能性について協議をしました。その後、県の教育長に面談を求め、内容説明するなどして、協議を進めてきたものです。

次に、2点目についてですが、この案が最終計画案となるのかということですが、この案は、あくまでも選択肢の1つとして町から県の教育委員会に対し提案したものであります。

今後は、今開かれている学校教育環境整備委員会から、一応7月に与えられる予定なのですが、その答申を踏まえ、諸条件を検討し、県とも協議した上で、子供たちの教育を最優先に考え、町としての最終的な方針を決定していきたいなというふうに思っております。

続いて、3点目ですが、4月の県との顔合わせの際に示された県の想定するスケジュールでは、候補地が正式に決まると、3年程度をかけて基本構想と基本計画を策定し、その後、基本設計、実施設計へと進み、建築工事に2年程度を要する見込みとなっております。

今後、高校と幼小中学校の一体整備を行うことが決定した場合には、県と歩調を合わせて、必要に応じて連携しながら事業を進めていくことが重要となります。

最後に、4点目ですが、これに関しましては、山田直志議員への答弁と若干重なるところ

があるんですが、県立高校の存続については、先ほども答弁で申し上げたとおり、今回、公立高校の在り方に関する地域協議会というのが開かれて、グランドデザインが出されたんですけれども、次回、次回というか今後開かれるかどうか分からないんですけれども、そういうような地域協議会が開かれる中で、最終的に県が決定することになります。

ただし、先ほども申し上げたとおり、町としては、県と連携が可能な点についてはしっかり連携することが重要だと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 教育長、ありがとうございます。私でこの質問が3人目ということで、いろいろ今までブラインドにかかっていたようなものも、昨日、今日の一般質問の中で、大分視界がクリアになってきたのかなと思うんですけれども。

この年度初めの4月、5月というのは、町内会の総会をはじめ、いろんなところの総会があって、最後に5月にクリーン作戦があって、6月の頭に土砂防災訓練があってということで、非常に人が集まることが多くて、その中でもやはりこの学校の話というのが非常にどの世代でも皆さん話題にされて、いろいろなお話を私もいただくんですけれども、私のほうもなかなかこの勉強不足なこともあって視界が分からなくて、その方々とのお話もあれだったんですけれども、中には元教育長の方がいたり、一緒に町内会の役員をやってみると、校長先生がいたりとか教育関係の方もいらっしゃる中で、このことがどうなっていくのかなというのが、非常にこの皆さん、一番今興味を持たれているのかなというような感じでございます。

一回ここで、先ほどまでの町長の答弁も含めて整理させていただきたいんですけれども、今言われたとおり、その候補地、全部で5つということでいいんですかね。町内の4校と県立高校を含めて5つの中のどこかに1つ決める、その決めるのが来年の7月ということですよ、今の話だと。そこから3年の基本計画をして、実際にハードを含めると、来年から6年、7年かけてハードの整備もされて、開校になってくるのかなというような、そんな感じで今受け取ったんですけれども、その辺もう一度お願いします。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 候補地が5つあるというのは、ちょっと微妙に違うところがあるんですけれども。

前回の答申を受けたときに、そのときには小中一貫校、前回の教育環境整備委員会のその

前の決定では、熱川地区と稲取地区にそれぞれ小中一貫校を2校という形で進もうとしていました。

それが、やっぱりコロナ禍で急激な少子化になって、もう一度答申を出してもらったときには、小中一貫校を1校で、場所は熱川地区が望ましいという答申を得ました。

ですので、今回の候補地に関しては、前回の答申を踏まえた上で、高校と共存するのはどこがいいかということです。ですので、5つあるというのはちょっと違います。ですので、2か所というか、1つと熱川地区のどこかというふうに考えてもらって構わないと思います。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。現稲取高校と熱川にある2校のうちということが候補地に考えられるということによろしいですね。

先ほどの町長の御答弁にもあったんですけれども、バーティカルでその教育環境を、東伊豆町をつくっていききたいという中で、最初に町長が就任してから言われている、急激な人口減少をできるだけ緩やかにして、なおかつ少なくなってもこの町が存続しておるような、そういう町をオール東伊豆でやっていきたいという中の、これは重要なファクターを持っている部分だと思います。

今回、高校が、県の教育委員会が非常にスタンスが変わって、非常にこの地域寄りになってきて、こういうことが始まったよというのが先ほど教育長のほうの話でもありましたけれども、自分も自分の子供が南校と北校が合併するときのPTAにいた関係で、いろんな要望書を県に出したけれども、もうすべなく破棄されて、県立の教育委員会というのは非常にみんなで残念になった思い出があるんですけれども。

今回、先ほどの話からこのグランドデザインが出てきても、その内容を見ていくと、地域のことも非常にこう熱心に書かれていて、町長が言われるように、より具体性というんですかね、信頼性というんですかね、それが持てるのかなというふうにも思っています。

そんな中で、県立の高校の存在というふうに書かせてもらったんですけれども、先ほどの答弁のとおり、県立の学校のことなので、町がとやかく、いい形での存続をお願いするのであって、それ以上のことはできないのかなと、多分できないだろうなど。その中で、やはり今一番重要なものは、県立の高校ができた中に、町長が言われるシェアリングですか、幼小中をそこへ入らせてもらって、皆さん高校までのこのバーティカル的な子供たちを教育していく、そういう場を貸してもらってそこでやっていくというイメージでよろしいでしょうか。

そこ、もう1回、すみません。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 場を貸してもらおうという表現がいいかどうかちょっと分からないんですけれども、なかなかちょっと今審議の途中なもので、ちょっとどこまで言っているか分からないところがあるもので、あれなんですけれども。

シェアリングと言うのは、町が主体になるか県が主体になるか微妙なところがあります。あくまでも例えばの話ですけれども、県立高校の今、稲取高校のある土地に町の小中が行った場合は、県の土地の中に町立の小中学校が入ります。逆に、熱川地区の熱川中学校か熱川小学校かあるいはそれ以外の場所でも構わないんですけれども、そこに町が保有している土地の中に県立の高校が入るということも考えられます。あくまでも可能性です。

ですので、お借りするという表現は、ちょっと微妙に違うのかなというふうに思いますので、あくまでも1つの土地の中に共存をするという考え方です。

一貫校っていろいろな種類があって、義務教育学校とか、連携型の学校とか、併設型、大きく分けるとこの3つがあるんですけれども、どちらかという、今回考えているのは連携型の一環的な教育ができればいいかなというふうに考えておりますので、1つの土地の中に幼小中の町立と県立の高校が入っている、そこでシェアリングをするという考えです。

だから、どちらの土地に借りるという、微妙に言葉のニュアンスがちょっと違うかもしれません。今ので分ったでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 先ほどの質問の中で、稲取高校と熱川2校というお話も含め、今の県立高校に入るという基本的な考え方も含め、まだ何も議論が始まっていないので、お答えすることは多分できないと思います。

学校の在り方についても、その土地にどういうふうにあるか、連携なのか、連携もいろいろな連携の仕方があろうかと思います。あくまでも環境整備委員会の議論、環境整備委員会から出された答申を踏まえて、過去の答申も踏まえて協議というか議論が行われて、それは県の教育委員会と当町の間でも行われると思うんですけれども、その結果、何をやるかというのが決まるということでありまして。

可能性としてはいろいろあると思いますが、ただ現状で何がどうだという話は多分、一切言えないのかなというふうに思います。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

(2番 鈴木伸和君登壇)

○2番(鈴木伸和君) 先ほどもお話しました、いろんな寄り合いで一服休憩していると、やはり皆さんは、いつどうなるの、稲取高校のところの小中学校が来るの、今の熱川幼稚園のところの小学校のあの辺に高校が来るのとか、極論みたいな話をされる方もいて。この辺も、やっぱり落ち着いた中でのそのスケジュール感というのは、議会側もちゃんと把握しないとイケないのかなと思っているんですけども。

先ほどの教育長の答弁のとおり、その基本計画が3年、実施計画、そしてその後に本体の工事が入るとなると6年ぐらい、6年、7年ぐらいの時間が決まった後も要するのかなというふうに思います。

今回まちづくりの観点からもという話の中で、昨年の町長のこの地域協議会の中の発言があったので、新聞記事にも載っていましたが、数合わせで統廃合を繰り返して決しているいいことはないという中で、過疎地域のモデルになるかもしれないというような書き方もされてきました。非常にこれは私もそうだなと思っています。

その中でももう1つ、逆の書き方で、議論が長引く東伊豆という書き方もされているんですね。私が言いたいのは、あまり長時間かけると、それができた頃に、先ほどの14番議員ではないですけども、できた頃の子供の人数どうなのという話になってしまわないかなと。それも、ある程度内容の濃い議論は当然必要なんですけれども、そのために参事さんを置かれたと思うんですけども、そういったところのこのスピーディーさも少し、町民の皆さんは、特に子供を持っている方々の話というのはそうなのかなというふうに思いました。

ぜひとも今後、いろいろハードの面とそのソフトの面で検討されていくという話なんですけど、ハードの面では、何て言うんですかね、全国にアピールできるような、あそこの今度できる校舎はこんなだよみたいなものにしてもらいたいし、また、教育の内容についても、今言われましたけれども、連携型でほぼ行くのかなというような中で、県内には当然沼津市の静浦なんてもう小中一貫校とつくにやっていますし、伊豆市の土肥では義務教育学校もやっています。

今、全国で百二十幾つの義務教育学校もできていて、非常にそのメリットがPRされているところなんですけれども、それらも含めて、その学校に入れたいねぐらいに思うようなその教育内容みたいなのがあると、若い夫婦が移住してくる、子供を連れてくるというのも、将来的にはいいプラスの効果になるのではないかななんて思ったりもするんですけども。

そういうところを鑑みながら、今後のその協議を密にしていきたいと思いますが、ど

うですか。

○町長（岩井茂樹君） 反問権。

○議長（笠井政明君） ただいま町長より反問権の行使についての申出がありました。

これを許可します。

町長。

○町長（岩井茂樹君） シビアな話ではないので。

今、議論が長引く東伊豆という、確かに新聞記事での表題では見た記憶がありますが、具体的にどこを示しているのか教えていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 静岡新聞だったと思うんですけども、一番上のところに、この協議会があった時に、町長の発言を受けた後に、議論が長引く東伊豆という命題があって、それが先ほども言いましたとおり、今教育長が言われましたけれども、27年からずっといろいろ子供の学校の在り方についてのことをやっている中で、元年にやっ行きそうな結論が出て、コロナの関係もあったんでしょうけれども、そこで今度の4年の答申になっている。

ですから、そこで、私が言いたいのは、これは指摘しているわけではなくて、これからやるのを長引かせないようにしていただきたいという旨の中での発言なので、ここのここを取られているから長引く議論だよということではないということを確認していただきたいと思っています。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、ありがとうございました。

ということは、確認ですけれども、これまでのやり方が議論が長引いたということであって、これからという、今までこの二、三年の話ではないという認識でいいかと思います。

それを踏まえまして……。反問権、終わり。

○議長（笠井政明君） 以上で反問権の行使を終了します。

町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。それを踏まえまして、確かにとても重要なポイントだと思っています。

令和4年7月に第1回の県立高校の在り方に係る地域協議会が開催をされて、今年の3月の下旬、27日に同協議会から1年9か月という、これ僅かな時間、あまり時間がたっていない

いですよね、その中で、何て言うのかな、グランドデザインが示されたというのは、県の教育委員会側がかなり危機感を持っていて、すごいタイトなスケジュール感を持っていたというのが分かるかと思います。

グランドデザインが出される1年前の段階で、実は私の直感、直感というか受けた感覚なんですけれども、グランドデザインが出る1年前ですよ、僅か1年前なのに、まだその賀茂地域における県立高校の在り方を含めて、何か代替案的なものが何も示されていなかったです。その中で、年明けに、令和5年ですか、去年の年明けに県庁に行かせていただいて、状況が全く分からないので、県の教育長から直接お話を伺って、どういう基本的な考え方でいるのかというのを実は聞いてまいりました。その考え方をしっかり聞いて、それを持ち帰って教育委員会との議論に入ったという経緯かと思います。

最終的には、それを踏まえて去年の8月に第4回の地域協議会の中で、今回の県から示されたグランドデザインの基本となるこちら側の考え方を示したということになります。

やはり、スピード感というのはとても重要だと思います。今までなかなか進んでいなかったものを、県側はそうは悠長なことを言っていられないという体制もあるので、町としてはしっかりとスピード感を持ってやっていかなければいけないと思います。

ただ一方で、独善的になってもいけないとは思っています。なので、実は今回私が県に提案をさせていただいた内容というのは、当然、県の教育長と直接話をして、何を考えているかというのをまず伺って、加えて令和5年ですか、前の環境整備委員会の答申、あの中身も踏まえて、実は去年の8月のこちらの提案をさせていただきました。

加えて言うならば、その8月の提案をさせていただいた後に、新しい環境整備委員会を教育長のほうですぐ立ち上げていただいて、今その中でその案を議論していただいているということ。

私の印象ですけれども、そのスピード感を持ちつつ、かといって独善的にはならず、しっかりと順序を踏まえて、なるべく多くの方々の御意見を聞いたやり方を今やれているのかなというふうに思っております。

引き続き、7月に新しい答申のほうが出て来るとしますので、前に出された答申と今回出された答申とそして県の教育委員会の考え方、こちらの考え方、そして場合によれば町民の皆様御意見なども踏まえながら、よりよいやり方というのをスピード感を持って進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） とにかく今、町長も言われたとおり、スピード感は非常にやっぱり重要かなど。今までのことを鑑みますと、あそこができる、ここができる、1校だってよ、4校だってよと、皆さんが知っている中での今回の県の教育委員会のスタイルが、態度も一変したというのがありますのでね。

ぜひとも、今言うように、独善的にはならないけれども、やっぱり県の教育委員会と町というこの2つのあることで、当然独善的にはなっていないと思いますけれども、先ほども言いましたけれども、人口が減っても何とか残っていく町をつくるために、これは非常に重要な案がこれから出てくると思いますので、それについて、先ほども言いましたけれども、連携ありきではなくて、一度やっぱり今、話題になっております義務教育学校のこと、ちょっと頭の中に入れていただいて、また練ってもらえればなという私からのお願いで、第1問を終了させていただきます。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、地域おこし協力隊の取組についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） それでは、第2問、地域おこし協力隊の取組についてをお願いします。

総務省が地方への人の流れをつくることを目指し、平成21年度に始まった地域おこし協力隊の取組は、令和5年度には7,200人の隊員が、全国で地域の活性化のために活躍しています。総務省はこの数字を、令和8年度までに1万人に増やすという目標を掲げています。

当町においても、制度開始に伴い様々な地域協力活動を提案し、隊員を募集してきました。特に2016年に隊員となられた方は、その後も当町に定住し、開業され、成功事例の一端を担っております。本年も8名の隊員が活動を行っています。

そこで、以下の点について伺います。

1点目、制度開始から現在まで、何人の隊員が活動しましたか。

2点目、何名の隊員が定住していますか。

3点目、定住に至らなかった隊員の原因は何だと考えますか。

4点目、今後募集する地域協力活動の内容はどのように決めていきますか。

5点目、外国人の隊員を募集するお考えはありませんか。

よろしくをお願いします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御質問にお答えをいたします。

まず最初ですけれども、1番目として、制度開始から現在まで何人の隊員が活動したかという御質問であります。この地域おこし協力隊制度というのは、国の制度として、平成21年度からスタートをいたしました。

当町においては、平成28年4月に2名が地域おこし協力隊として就任して以来、現在までに17名の方が就任をされました。内訳を申しますと、任期を終了された方が9名、現在地域おこし協力隊として活動されている方が8名であります。また、7月1日から雛のつるし飾り文化推進事業と観光振興プロモーション事業担当の2名が新しく就任をいたしますので、今年度の地域おこし協力隊は総勢10名ということになります。

このほか、現在、移住定住関係人口創出事業、ふるさと納税推進事業、歯の健康見守り事業担当の3名を募集しているところであります。

続きまして、2番目の質問で、何名の隊員が定住をしているかというお話であります。現在の8名の隊員については、制度として住民票を当町に移動することが条件と。これは基本的な条件となっておりますので、全員の方が当町に住んでいただいております。任期を終了された隊員9名のうち、当町に住所がある方は6名で、定住率は66.7%となっております。総務省の令和5年3月末調査では、およそ65%となっており、当町の定住率というのは、全国平均よりも上になっているということが言えるかと思えます。

ただし、住民票がない3名のうち、2拠点生活として当町で仕事をし、結婚後ほかの自治体へ移住されましたが、関係人口としては引き続き連携を取っている方もおりますので、実際、最終的に連絡が取れないという方は1名だけということになります。

また、今年度末に任期終了を迎える2名は、定住を予定をいただいているようです。今後は定住率、今のような状況も踏まえると、もう少し高く、さらに高くなっていくのではないかなというふうに感じております。

3番目ですが、逆に定住に至らなかった隊員の原因は何なのかというお話ですが、大きく2つの原因が考えられるかと思えます。1つ目は、任期終了後の将来像に対する準備不足と、2つ目は、地域への溶け込みだと考えております。もちろん、結婚や諸事情により定住できなかった方もおられますが、特に制度が始まった初期の頃、3年の任期終了後

の将来像が、町も隊員も両者描けていなかったというのが現状ではないでしょうか。OB、OGもそのときは少なく、サポートも足りていなかったことが要因ではないかと感じております。

地域おこし協力隊については、毎月、町職員と打合せ会を開催し、情報共有を行っておりますが、今年の4月からその会に私自身も参加をさせていただいて、様々な話を伺うようにしております。その中で、3年後の将来像を描き、それに対して町がどのようにサポートできるかを考えていきたいというふうに考えております。また、今定住している方は、非常に地域へ溶け込み、よい関係を築いているとも分析をしております。

地域おこし協力隊の活動が見えないという声も聞かれ、昨年度は議会の皆様にも報告会を開催させていただきましたが、今後も活動報告の冊子作製や報告会を開催し、活動内容をなるべく広く伝えることで、地域おこし協力隊と町民の距離を一層縮めるとともに、今年度は地域おこし協力隊活動支援委託料を計上いたしましたので、これ、地域おこし協力隊を俯瞰して面倒を見るというか、フォローするというような仕事内容なんですけれども、日々の活動や生活面だけでなく、3年後を見据えたサポートを充実していきたいというふうに思っております。

4番目、今後募集する地域協力活動の内容をどのように決めるかというお話であります。かなり最近、地域おこし協力隊の種類も増えてまいりましたので、それをどうやって決めているかということですが、昨年度、東伊豆町まちづくり総合指針を策定をしましたが、これを具現化する計画として、総合戦略や骨太の方針を今後策定をしていきます。

その際、役場職員や庁内にない斬新な視点や彼らの才能、能力が必要だと判断し、任期後も自立継続して活動が見込める場合に募集していきたいと考えております。具体的には、各課、局において各種団体と協議をしながら、解決すべき課題に対して地域おこし協力隊が必要であると判断したときには、予算要求と同時に要望をし、町とその必要性等について検討し、決定していきたいと考えます。地域おこし協力隊、地域、地方公共団体の三方よしの取組が言われております。

続きまして、5番目、最後になります。外国人の隊員を募集する考えはということですが、外国人隊員数の公式な統計はありませんが、総務省によると、22年時点で全国に150人ほどおり、年々増加傾向にあると言われております。制度的には、就労ビザを取得している外国人であれば隊員になることができます。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、今後、東伊豆町まちづくり総合指針を具現化し、総

合戦略や骨太方針を策定し具体化する際に、外国人の才能や文化等が必要だと判断すれば募集していきたいと考えております。

また、国も、今年度から地域おこし協力隊として外国人の積極登用に乗り出すとの報道もございました。外国人のマッチングにおける支援は国から県に行われるものであるため、当町としましては、県と連携しながら、必要に応じてマッチングを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 地域おこし協力隊ですけれども、最初に町長に断っておきたいのは、私もこの制度が非常にいい制度だなと思って、もっともっと活発に積極的に活用していくべきだなというふうに思っていますし、国のほうも増やそうとしているし、先ほどありました、外国人の登用についても積極的に今行っていますので、町長も行政報告の中にもありましたけれども、先だつてのある応援街頭演説のときでも、この制度の評価をして、今後、町もこのことを増やしていくよというような話がありました。

自分も協力隊の書類審査や面接というのも経験してきましたけれども、なかなかそれだけで決めていく難しさというのはあるんですけども、この3年後を見据えたということなんですけど、最終的にやはり町が協力隊を募集していく最終目標とすると、3年後の任期終了後の移住定住というふうな考えでよろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 地域おこし協力隊を活動していただくという大前提として、今議員からお話ありましたとおり、移住定住ということを念頭に置いているのは間違いないと思います。いろんな諸事情があったとしても、なるべくそういうふうになりたいと考えております。

そのためには、今まではどちらかというと、任期が完了した後のところについては少し役場としてコミットできていなかったところもあるのかなという反省もありますので、これからは、隊員が現職の間にしっかりその辺の話も一緒にしながら、出口戦略でしょうか、隊員としての出口戦略というところも、町のいろいろな考え方も踏まえながら考えて行けるのかなというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 実は今日この地域おこしをやるに当たって、私はやっぱり2つの観点で町へお願いしたいなというのがあって。

1つは、やっぱり今言われる隊員のフォローなんですね。私たちがやっていた頃も、町の職員は本当に丁寧に丁寧に隊員のフォローを、自分の仕事をしながらも見ていたというふうな記憶があります。今見ても、町の職員が一生懸命その隊員の方々をフォローしているというのが感じ取れるし、先ほどのその不明となった1名を除けば、ほぼほぼ関係人口もしているし、住まわれているし、中には起業もされてという形があります。

その中でも、現有の今いる8名の中にも、地域の消防団に入団して一緒に消防団活動をやりながら、今地域が困っている祭典にも積極的に出てきて一緒にやってくれている隊員だとか、あとは商工会の会員になって、会費を払って町の経済に寄与するためにとということで、この間もその方ともお話をさせてもらいました。

ただ、今回お話したかったのは、町長は既に見ているかとも思いますけれども、昨年のNHKのクローズアップ現代で、この地域おこし協力隊をお辞めになった方のSNSの投稿が炎上して、それを取り上げた番組を見ました。その中で、それをきっかけに私もいろいろ調べていくんですけども、その辞められた方の理由とか原因ってなかなか追究するのが難しい中で、NHKに出ていたその教授の方の分析によりますと、やはり先ほど言われました、3年後の自分の将来像をちゃんと描けなかったことだとか、自治体の放任が激し過ぎて、自分が何していいか分からなかったというのも理由の中にありましたけれども、やはり一番大きかったのは、地域とのその溶け込みが理由でお辞めになった方がいらっしゃる。

そんな中で、今言ったとおり、逆に地域、住んでいるところのフォローアップというんですかね、職員がするのもなかなか難しいんでしょうけれども、彼らは住所を置いて、いろんなところに住んでいらっしゃいます。当然その地域のルール等々も、町のルールと一緒にごみの出し方だったり何なりはしていると思うんですけども、当然、町内会費も払われて、そういう形もやっているのかどうかというのも一つ、各住んでいるところのチェックもこれからは必要なかなというふうに思いました。

これ、具体的な例で大変申し訳ないのですが、3月にある隊員がとても素敵なイベントをやりました。マルシェの形でやりました。これが、担当に話を聞くと、自分で自ら発案して、企画して、キッチンカーを呼んでこのイベントをやっているよと。

自分も見に行きましたけれども、かなりたくさんの人たちでにぎわっていましたが、たまたまこの日が津浪避難訓練の日だったんですね。ある方からは、こういうことをやるの

を分かっている町はこういうことをやらせるのというような意見も、1人、2人ではなくて多数伺いました。

その中で、地元の町内会の先ほど言うその自主防災会のビブスを着た役員の方々がその現場にいました。その辺はどういう形でそのビブスを着ていたのかは聞かなかったんですけども、やはりこういったところのその小さなほころびは次につながっていきますので、町がやろうとしている行事とできるだけこういういいことをやろうとするのは重ならないような、そういうちょっとした気づきというのは職員の側にもっと持ってもらいたいなというのを思いました。

ちょっとずれましたけれども、これ、ノックルの説明会のときもあつたんですけども、地域防災訓練の日にドライバーの講習会をやるとかという話もそのときにあつて、そのときもいろんな区の役員にも言われましたけれども、そういうところとバッティングしないような形をしていただければ、この隊員の活動に批判的な意見を言う方も少なくなっていくのかなと。そんな感じで、もしかすると一生懸命やっているのにというふうな、逆に勘違いをする隊員も出てこないとも言えないので、そういうところはもう少し住んでいる地域とのそのフォローというんですかね、そういうのを職員に、職員でなければ逆にできないのか、オールラウンドで見えていただける方からのお話になるのか分からないんですけども、そういうのを少し気をつけていただけるような考えはございませんか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。まさにとても大事な御指摘をいただいたと思っております。小さなほころびがだんだん広がっていくのではないかと。

先ほどの御答弁の中で、月に一度、これまでは役場の職員との懇談というか報告会的なものをやっていたんですけども、今年の4月から私も一緒にということで、なるべく参加をするようにしております。実はその場で、もう過去に何回か実施したんですけども、そのときに、まさに今のお話が出まして、実は。イベントをやったのに、ほかのイベントと、それは防災ではない違うイベントの話だったかもしれませんが、イベントとイベントが重なるのはこれどうなのという話が出まして、その場で担当課長のほうにまず情報の共有を、地域おこし協力隊の皆さんだけではなくて、町の考えているイベントとも共有したほうがいいのではないかとのお話をさせていただいたところです。

なるべく地域おこし協力隊の隊員の皆様方が頑張っているその努力に報いることができるように、役場もなるべく小さな話も受け止めて、それを改善するような努力を引き続きやっ

ていきたいというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ぜひとも今そういうフォローを今年から始めたということなので、地域から見るとまだまだよそ者、若者ということの形の中の移住者の目というのは、特にこの地方都市、田舎についてはなかなかなくなる中で、小さなほころびが大きくなるような御配慮も一つ。彼ら、彼女たちが、全国の中で東伊豆を選んでくれたということも非常にやっぱり重要なことだというふうに、育てていってあげたいなというふうに思います。

今回5点目、その外国人のことなんですけれども、総務省のほうも積極的に外国人を入れていこうよという話の中で、採用に当たっての流れとかいろいろ出しています。

例えば、先ほど14番議員でもあったんですけれども、外国人労働者が今非常に増えている中で、その方々の窓口対応で通訳ではないですけれどもしていただけるような、町のコンシェルジュではないんですけれども、そういう外国語が話せる、当然日本語は話せるんですけれども、そういう方が通常、受付の窓口において、そこから町の発信を常時SNSでしていただいて、時間があるときは、ほかの観光以外でもいいですから仲間の地域協力隊と町内を回っていただいて、外国人が見た目で、東伊豆こんなものがあるよとか、こんなものがおもしろかったよとかまずかったよとか、そんなものの発信をしていくと、これがまたインバウンドの需要につながっていくのではないかな。

特に今、台湾との交流を盛んに濃くしていますけれども、そういった中で、やはり町内に1人でもその台湾の方々との通訳ではないですけれども、そういう方がいるということになると、町内の町民もそういう固い人ではなくて、地域おこし協力隊の人がいて通訳してくれるよということになると、非常に地域との交流も盛んになっていくのではないかなというように、これは私は思っているんですけれども。

そういうのも踏まえまして、なかなか在留資格を持ったその2か国語以上をしゃべってという、なかなかハードルは高いかもしれないんですけれども、外国人にもやさしいそのまちづくりの中で、地域おこし協力隊がこれ3年間、町の費用なしで隊員になっていただけると非常にいい制度なので、ぜひともその外国人も今後担当部局で検討していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。外国人の労働者の方のみならず、観光客対応

というところでも、何て言うんですかね、そういう実際に母国の方がその観光地にいると、随分気持ちも変わるのかなというふうに思います。

具体的な仕事内容というのは、やっぱり地域おこしの一つの気をつけなければいけないポイントというのは、その地域おこし協力隊が何をやっているかというのは本当に個人任せになるというところがあって、その仕事量についても決まった仕事量があるわけではないので、その辺の仕事の中身とかボリュームもしっかりある程度考えて、その外国人を地域おこしで来ていただくならやっていただくほうがいいのかというふうに思いますので、今後一つの方角性として、外国人の地域おこし協力隊という選択肢、前向きに検討していきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ぜひとも観光地の先進事例になるような形で、地域おこし協力隊、外国人の方が非常に活躍しているよ東伊豆はというふうになるようにしていただきたいと思います。

以上をもって、私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（笠井政明君） 以上で鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第2 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税
賦課徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（笠井政明君） 日程第2 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

今般の令和6年能登半島地震災害に関して、地方税法の一部を改正する法律が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月29日付にて専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 税務課長。

○税務課長（木田尚宏君） ただいま提案されました、専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律では、個人住民税の関係において、令和6年能登半島地震災害に関し、制度の一部が見直されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する内容でございます。

主な内容を資料により説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の専決承認第3号、最後のページの説明資料を御覧ください。

令和6年能登半島地震の被災者に対する個人住民税の特例措置等について、令和6年能登半島地震災害で、住宅や家財等の資産について生じた損失の金額を令和6年度分の個人町民税の雑損控除の適用対象とすることができる特例措置を設けます。このことにより、令和5年に生じた損失金額として計上することを選択できるようになります。

特例の対象となる方は、次のいずれにも該当する方が対象となります。令和6年能登半島地震により、住宅や家財等に損害が生じた方、令和6年度の個人町県民税の納税通知書が届く前に、この特例を受けようとする旨の記載のある申告書を提出された方。

最後に施行期日ですが、この条例は交付の日から施行し、令和6年2月21日から適用いたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいた

します。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第3 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

○議長（笠井政明君） 日程第3 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

令和6年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の一部改正を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月1日付にて専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

詳細につきましては税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 税務課長。

○税務課長（木田尚宏君） ただいま提案されました専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律では、個人住民税、固定資産税関係を中心に、それぞれ制度の一部が見直されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の条文整備を図る内容でございます。

主な内容を資料により説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の専決承認第4号、最後のページの説明資料を御覧ください。

1点目の個人住民税関係、個人住民税の定額減税についてですが、令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の特別控除を次により実施いたします。対象となる方は、前年の合計所得金額が1,805万円以下で個人住民税所得割の納税義務者となります。定額減税可能額は次の金額の合計額といたします。ただし、その合計額が所得割を超える場合には、所得割の額を限度額とし、納税者本人1万円、控除対象配偶者、または扶養親族1人につき1万円を減税いたします。また、定額減税による減収分については、全て国費で補填されます。

2点目の固定資産税関係について、①土地に係る負担調整措置等の継続ですが、土地の固定資産税については、評価替えによる評価額の急激な上昇があった場合でも、税負担の上昇が緩やかになるよう、課税標準額を徐々に引き上げる等の負担調整措置や据置き年度であっても、簡易な方法で評価額の下落修正ができる特例措置等が講じられてきましたが、令和6年度から令和8年度までの3年間についても、これらの措置が継続されます。

②新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しですが、新築認定長期優良住宅特例について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には、区分所有者から申告書の提出がなくても、減額措置の適用を受けることができることとなります。

③課税標準の特例措置のうち、地域決定型地方税制特例措置に係る特例割合の整備について、再生可能エネルギー発電設備、一定のバイオマス発電設備にかかる課税標準の特例措置について、7分の6に減額する規定を導入いたします。次に、一体型滞在快適性等向上施設にかかる課税標準の特例措置について、2分の1に減額する規定を導入いたします。

最後に、施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行します。ただし、個人住民税関係の規定の一部は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から、固定資産税関係の規定の一部は令和7年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））

○議長（笠井政明君） 日程第4 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の

規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、道路災害復旧事業において速やかに町道の測量設計業務を行う必要が生じたため、令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）を処分したものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについての令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）について、概要を御説明いたします。

令和6年度東伊豆町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,100万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の金額に400万円を追加し、1億7,700万円といたします。

1節細節1財政調整基金繰入金400万円の増は、今回の補正予算の財源不足額を基金からの繰入れで補填するものであります。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正前の額に400万円を追加し904万6,000円といたします。

事業コード1道路災害復旧事業、12節委託料、細節1町道湯ノ沢草崎線測量設計業務委託料400万円の増につきましては、3月の大雨で被災した町道湯ノ沢草崎線の復旧工事を行うために必要な測量設計業務委託料であります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額59億8,700万円に400万円を追加し、59億9,100万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額59億8,700万円に400万円を追加し、59億9,100万円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、一般財源400万円といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号））

○議長（笠井政明君） 日程第5 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、物価高騰支援給付金を町民に対して速やかに支給するため、また県知事の辞職に伴う静岡県知事選挙が急遽執行されることになったため、令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）を処分したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについての令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）について、概要を御説明いたします。

令和6年度東伊豆町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,586万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億686万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目総務費国庫補助金、補正前の額に700万円を追加し、2,991万9,000円といたします。

1節総務費補助金、細節7物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金700万円の増は、物価高騰支援給付金に対する国からの補助金であります。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正前の額に886万4,000円を追加し、3,731万1,000円といたします。

3節選挙費委託金、細節1静岡県知事選挙費委託金886万4,000円の増は、県知事選挙にかかる費用に対する県の委託金であります。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、4項選挙費、3目静岡県知事選挙費、補正前の額に886万4,000円を追加し、886万4,000円といたします。

事業コード1 静岡県知事選挙事業、3節職員手当、細節20投開票事務従事者手当369万9,000円の増は、選挙の投開票事務従事者に支給する手当でございます。

9ページ、10ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、9目物価高騰対策事業費（民生費）、補正前の額に700万円を追加し700万円といたします。

事業コード1 電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援給付金給付事業（追加給付分）、18節負担金補助及び交付金、細節1 電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援給付金（追加給付分）700万円の増は、令和5年度の住民税均等割の非課税世帯に対して、1世帯当たり7万円を給付する事業費であります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入についてですが、補正前の額59億9,100万円に1,586万4,000円を追加し、60億686万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額59億9,100万円に1,586万4,000円を追加し、60億686万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、全て特定財源で、その内訳として国県支出金が1,586万4,000円となります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号））

○議長（笠井政明君） 日程第6 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、大雨で被災した大川地内の町道の復旧工事を始める前に、地質調査の実施をする必要が生じたため、令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）を処分したものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについての令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）について、概要を御説明いたします。

令和6年度東伊豆町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ60億1,286万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の金額に600万円を追加し1億8,300万円といたします。

1節細節1財政調整基金繰入金600万円の増は、今回の補正予算の財源不足を基金からの繰入で補填するものであります。

7ページ、8ページを御覧ください。

次に、3、歳出について御説明いたします。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正前の額に600万円を追加し、1,504万6,000円といたします。

事業コード1道路災害復旧事業、12節委託料、細節2町道湯ノ沢草崎線地質調査業務委託料600万円の増につきましては、3月の大雨で被災した町道湯ノ沢草崎線の復旧工事を行うために必要な地質調査業務委託料であります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入についてですが、補正前の額60億686万4,000円に600万円を追加し、60億1,286万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額60億686万4,000円に600万円を追加し、60億1,286万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、一般財源を600万円といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） お尋ねします。

この地質調査の業務委託を1号補正をやるときになぜ検討できなかったのか、それをお願い

いします。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 1号補正の際には、測量設計ということで、工法を含め測量設計のほうの業務を実施いたしました。その後、土木事務所との協議を行った結果、大型ブロック積工という工法を選択するという方向になったんですが、その工法を実施するためには、地質のほうの調査が必要になってくる。査定官のほうからそのような指示がされるだろうということが後から分かりましたので、1号補正で補正ができず、3号補正ということで、後からの追加補正ということにさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） 私も現地見まして、後でというのも十分分かるんですけども、あの現地の高さを見て、背後の幅員を見ると、最初にこれやっておけば、もう1号補正でとっくに済んでいるということなもので、次回から、公共災害については特にそういったところの配慮、時間が非常に重要になってくるので、したほうが、職員の仕事の分野についても削減できてくるのかなと思うんで、今回は質問させていただきました。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に

ついて

○議長（笠井政明君） 日程第7 議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準額の見直しを図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

改正内容につきましては、資料により説明させていただきます。

恐れ入りますが、最終ページの議案資料を御覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月31日に交付されております。その中で、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の見直しがなされたことに伴い、町の条例の改正を行います。

改正内容の1点目、課税限度額の引上げについてですが、3つの項目でそれぞれ規定されている課税限度額のうち、今回の改定では後期高齢者支援分について課税限度額の引上げの改定がなされ、現行の22万円が24万円に引き上げられております。当町におきましては、令和7年4月1日より、この改正による限度額の引上げを施行することから、附則にその旨を記載させていただきました。

次に、2点目ですが、軽減判定所得の見直しとなります。5割軽減、2割軽減の算定方法の変更を行い、納税者の負担軽減を図ります。

まず、5割軽減基準額については、基礎控除額に現行29万円掛ける被保険者数で所得計算の基準が定められていますが、現行の29万円を29万5,000円に改めます。

次に、2割軽減基準額については、基礎控除額に現行53万5,000円掛ける被保険者数で所

得計算の基準が定められていますが、現行の53万5,000円を54万5,000円に改めます。

附則として、施行期日ですが、この条例は交付の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。ただし第2条第3項及び第20条第1項の改正規定は、令和7年4月1日から施行します。

適用区分になりますが、改正後の東伊豆町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

なお、お手元に新旧対照表を添付しましたので、参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第24号 東伊豆町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第8 議案第24号 東伊豆町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例についてを

議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第24号 東伊豆町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和6年度介護保険制度改正により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正奨励が交付されたため、条例の名称変更と合わせ、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 健康づくり課長。

○健康づくり課長(山田義則君) ただいま提案されました議案第24号 東伊豆町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、一番後ろに添付してあります議案資料を御覧ください。

まず、条例の題目を東伊豆町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例に改めます。

条例の題目と内容の変更の事由ですが、条例の題名につきましては、国の基準省令に沿った表題の変更のため、国の基準省令の題名に合わせ変更を行います。

内容の変更につきましては、令和6年度介護保険制度の改正により条例の内容を改めます。

次に、令和6年度介護保険制度改正による主な内容改正点について説明いたします。

1つ目として、身体拘束等の適正化の推進については、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととします。また、身体拘束等を行う場合の記録を義務づけることとします。

2つ目として、介護予防支援の円滑な実施については、人員の配置について、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準をアからウの内容で規定しております。

また、町に対する情報提供として、町において要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、町から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を町に情報提供することとします。

3つ目として、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングについては、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しをします。

4つ目として、業務継続計画の策定については、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずることとします。

5つ目として、高齢者虐待防止の推進については、利用者の人権の擁護、虐待の防止等により推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講ずることとします。

6つ目として、書面提示の規制の見直しについては、事業所内での重要事項の書面提示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけることとし、その際1年の経過措置を設けることとします。

次に、東伊豆町の基準の反映によるものについて説明いたします。

条例制定に当たっては、国の基準を基本として制定しますが、次に掲げる項目については、町独自の基準を盛り込みます。

1点目、指定介護予防支援の申請者に関する基準については、介護保険法第115条の22第2項第1号の条例で定めるものは従来どおり法人とします。

2点目、運営基準については、省令では、記録の整備についてはその完結の日から2年としていますが、地方自治法に規定する介護給付費の返還請求権の時効等を考慮し、介護予防支援台帳等の保存期間を5年とします。

附則として、施行期日については、1、この条例は交付の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

重要事項の掲示に係る経過措置については、2、この条例の施行期日から令和7年3月31日までの間は、この条例による第23条第3項の規定は適用しないこととします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第24号 東伊豆町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第25号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する
規約について

○議長（笠井政明君） 日程第9 議案第25号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第25号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

今回の変更は、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、静岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更するものであります。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第25号 静岡県後期高齢者医

療広域連合規約の一部を変更する規約について、概要を説明させていただきます。

今回の変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月2日に施行されることによって、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、規約中の「被保険者証及び資格証明書」の文言を改めるものであります。

最終ページの新旧対照表を御覧ください。

変更する内容につきましては、別表第1の中の「被保険者証及び資格証明書」の文言を「資格確認書等」に改めます。

なお、附則として、この規約の施行は令和6年12月2日からとさせていただきます。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をよろしく申し上げます。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） これは、国のほうの法律に対応した中身だという。ただ、問題は、保険証を発行しなくなるということでの対応というものが出てくるかと思うんですが、現状町内での後期高齢者の方々でのマイナンバーの所有状況はどうなっているか。また、できればそれに対する紐つき状況というのはどういう状況になっているのか、概数分かりますでしょうか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） まず、マイナンバーカードの保有者数についてですが、我が町の人口令和5年1月1日現在の人口なんですけれども、1万1,414人、その中で、マイナンバーカードの保有者が8,853人ということで、割合は78%になっております。

その中で、後期高齢者については2,984人が後期高齢医療のほうに加入しておりまして、そのうちマイナンバーカードの紐づけ登録されているものが1,808人、61%ということに現状なっております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうしますと、今後の問題で言うと、紐づけできている方は、それはそれで問題はあるんですけども、いいわけですけども、紐づけされていない方はどのような対応が必要となるのかという問題が一つあります。

また問題は、さらに現在マイナンバーを取得していない方、またそういう方々への町とし

での対応というのはどういう形で進められていきますか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） 対応についてですが、まず後期高齢者医療というのは、広域連合のほうでやっております関係で、まずそこで基本的な広報をやっていただきます。その中で、まだ全体の広報の仕方等というのがはっきり定められていないとか、決まっていない状況でありますので、今担当者レベルで、どのような形で各市町広報しているかということで、検討している段階であります。

今後町のほうでは、いろいろなやり方について広域連合等含めて対応していくんですが、あと窓口対応等も含め、できるだけ後期高齢者の方が困らないように対応していきたいと思っています。

マイナンバーで紐づけされていない人については、新たに資格確認書のほうを、これは役場の方から本人申請ではなく直接送って、それによって医療機関に受診していただきたいと考えております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 今の資格確認書、保険証と変わらないような効力を持つというふうな話もあるんですが、この確認書も大きさが現在の保険証のようなカードサイズのものからA4サイズというふうなことで、特定のこの大きさも決まっていないというようなところもあるようですけども、これらの対応についてはどういう。

これなかなか高齢者の方ですと、こういうA4の紙1枚の確認書となった場合には、なかなか診療のときにこれを毎回出すというのは、なかなか大変だと思います。また、出したり、入れたりという形の中で破損するというのも出てくると思うんですけども、そういう問題についての対応はどうなっているんですか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） 資格確認書については、カードサイズ、はがきサイズ、そしてA4サイズということで、一応それは決まっております。ただしそれ以降のやり方というのは、ちょっとまだ決まっていない段階でありますので、そこら辺は決まり次第町のほうでも対応したいと考えております。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） これは国が決めたことで、町にどうのこうの、町長以下、課長さんに責任があるというわけではないんですけれども、非常にマイナンバーについては、やっぱり問題が多いと思うんですね。確かに身分証明書として有効なのかなというふうに見ていましたけれども、今回の国のこのマイナンバー法で見ると、今回保険証との紐づけ、またはその銀行口座との紐づけということで言うと、例えば今回の保険証の紐づけで言えば、個人の同意なくレセプトの状況が国が集約して企業に売り渡すこともできる。そういう点で見ると、本当に個人情報、プライバシーを本当に軽視した性格を持っているということもございます。

2つ目に、河野デジタル担当大臣は、去年発覚した169万といういろいろな誤作動について、これを見直したということをおっしゃるんですが、診療所のお医者さんなどでつくる保険医団体連合会では、既に4月段階で5,088件の医療機関で問題は起きていると。実際身分が確認取れない場合、資格が確認取れなかった場合は、実際窓口で10割負担をお願いするケースも頻発していると。こういう点で、高齢者の命にも関わるような事態をこのマイナンバーという制度は持っているわけで、その点で私はこれについては賛成するということができない内容だというふうに思っています。

町のほうでは、しっかりそれをフォローする体制を取ってくれると思いますけれども、国の厚生労働省のやっている、このマイナンバーのデータ確認情報がいい加減であるということ考えると、とてもこれは認めることはできないというふうに思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に本案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） ほかに討論はありませんか。これで討論を終結します。

これより議案第25号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第26号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）

○議長（笠井政明君） 日程第10 議案第26号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第26号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2億4,045万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を62億1,731万8,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、定額減税に伴う町税減収分の補填財源として減収補填特例交付金を増額しております。国庫支出金では、給付金事業に対して交付される物価高騰対応臨時交付金を増額しております。また雑入において、新型コロナワクチン接種助成金を計上しております。

次に、歳出の主な内容ですが、物価高騰対策として給付される定額減税補足給付金の事業費予算と、非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金の事業費予算を計上しています。また、感染症対策として65歳以上の高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種委託料を計上しています。観光対策では宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金を新たに計上しております。

その他、早急な対応を要する項目について予算措置をいたしたところであります。

必要な財源配分を行った後の不足額については、財政調整基金から繰入れし、調整させていただきますので御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第26号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）について概要を御説明いたします。

令和6年度東伊豆町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億445万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,731万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

次に、2、歳入について御説明いたします。

10款地方特例交付金、1項1目減収補てん特例交付金、補正前の金額に2,102万3,000円を追加し、2,502万3,000円といたします。

1節細節1減収補てん特例交付金2,102万3,000円の増は、定額減税の実施により減収が見込まれる町税に対し、国から町に対して補填される交付金であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、補正前の額に326万6,000円を追加し、1,432万4,000円といたします。

1節社会福祉費補助金、細節5子ども・子育て支援事業費補助金292万4,000円の増は、児童手当法の改正に伴うシステム改修費にかかる国からの補助金であります。

7目総務費国庫補助金、補正前の額に1億6,341万3,000円を追加し、1億9,333万2,000円といたします。

1節総務費補助金、細節7物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億5,560万5,000円の増は、税務課が実施する定額減税補足給付金給付事業や住民福祉課が実施する物価高騰対策給付金給付事業に係る事業費に対して国から交付される補助金であります。

細節8共創・Ma a S実証プロジェクト補助金780万8,000円の増は、今回の補正予算で計上したノックルひがしいずプランニング業務委託料等に対する国からの補助金であります。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正前の額から1,000万円を減額し620万7,000円といたします。

1節企画費補助金、細節3ふじのくにフロンティア地域循環共生圏形成事業費補助金1,000万円の減は、域内交通実証事業委託料の歳出予算を皆減したため、それに伴う県補助金も併せて減額するものでございます。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目ふるさと納税基金繰入金、補正前の額から703万3,000円を減額し、2億4,037万6,000円といたします。

1節細節1ふるさと納税基金繰入金703万3,000円の減は、域内交通実証事業委託料などの財源充当額の変更に伴い調整するものでございます。

3目財政調整基金繰入金補正前の額に865万7,000円を追加し、1億9,165万7,000円といたします。

1節細節1財政調整基金繰入金865万7,000円の増は、今回の補正予算における歳入歳出調整後の財源不足額を基金からの繰入で調整しております。なお、補正後の財政調整基金の残高は約14億8,532万円でございます。

7ページ、8ページをお開きください。

21款諸支出金、4項2目雑入、補正前の金額に2,490万2,000円を追加し、1億695万7,000円といたします。

9節雑入、細節33新型コロナワクチン接種助成金2,407万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種費用に対する一般社団法人新薬未承認薬等研究開発センターから支給される補助金であります。

9ページ、10ページをお開きください。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、10目自治振興費、補正前の金額から921万円を減額し5,191万円といたします。

事業コード5域内交通実証事業、12節委託料、細節1域内交通実証事業委託料1,500万円の減につきましては、今年度は事業実施を取りやめるため、事業費を皆減するものでございます。

事業コード6ノックルひがしいず事業、11ページ、12ページをお開きください。

12節委託料細節1ノックルひがしいずプランニング業務委託料577万5,000円の増につきましては、ノックルの当日予約を可能とするためのプランニングやシステム設計などの委託料であります。

2項徴税費、3目物価高騰対策事業費（徴税費）、補正前の額に8,607万円を増額し8,607万円といたします。

事業コード1定額減税補足給付金給付事業（調整給付金）12節委託料、細節1給付事務委託料198万円の増は、補足給付金を給付するためのシステムを定額減税の担当課である税務課に導入する委託料であります。

18節負担金補助及び交付金、細節1定額減税補足給付金（調整給付金）8,300万円の増は、定額減税をしきれない方の減税に係る補足の給付金であります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、補正前の額に102万6,000円を追加し、

4億593万3,000円といたします。

事業コード6 地域生活支援事業、12節委託料、細節6 訪問入浴サービス事業委託料102万6,000円の増は、訪問入浴サービス事業を民間事業者に委託するための事業費であります。

9目物価高騰対策事業費（民生費）、補正前の金額に6,953万5,000円を追加し、7,653万5,000円といたします。

事業コード2 物価高騰対策給付金給付事業（非課税化給付分）、13ページ、14ページをお開きください。

12節委託料、細節1 給付事務委託料176万円の増は、物価高騰対策給付金を支給するためのシステムを給付金の担当課である住民福祉課に導入する委託料であります。

18節負担金補助及び交付金、細節1 物価高騰対策給付金（非課税化給付分）4,000万円の増は、令和6年度に新たに住民税非課税世帯になった対象者に対し、1世帯当たり10万円を給付する給付金であります。

事業コード3 物価高騰対策給付金給付事業（均等割のみ課税化給付分）2,400万円の増は、令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税の世帯になった、非課税の対象になった対象者に対し、1世帯当たり10万円を給付する給付金であります。

事業コード4 物価高騰対策給付金給付事業（こども加算分）18節負担金補助及び給付金、細節1 物価高騰対策給付金（こども加算分）250万円の増は、10万円を支給する世帯に18歳以下の児童がいた場合、児童1人当たり5万円を加算する給付金でございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費、補正前の額に292万4,000円を追加し7,707万8,000円といたします。

事業コード1 児童手当給付事務事業、12節委託料、細節1 児童手当システム改修業務委託料286万円の増は、児童手当法の改正により手当の支給額が変更となり、その変更に対応するためのシステム改修業務委託料になります。

15ページ、16ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正前の額に3,461万8,000円を追加し、5,678万3,000円といたします。

事業コード2 成人予防接種事業、12節委託料、細節3 新型コロナウイルスワクチン接種委託料3,422万円の増は、65歳以上の町民を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種費用のうち、接種者から徴収する自己負担分を差し引いた町の負担分であります。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、補正前の額に1,000万円を追加し、4,133万

5,000円といたします。

事業コード1 商工振興事業、18節負担金補助及び交付金、細節6 宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金1,000万円の増は、宿泊業が行う業務効率化、生産性向上に資する事業に対して、県と連携して支給する町の補助金であります。

17ページ、18ページをお開きください。

7款土木費、3項河川費、2目用悪水路費、補正前の額に130万8,000円を追加し、1,810万4,000円といたします。

事業コード1 河川改修事業、21節補償補填及び賠償金、細節1 物件移転補償費130万8,000円の増は、湯ヶ岡山田水路改修工事に伴う物件移転の補償費であります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。まず、歳入ですが、補正前の額60億1,286万4,000円に2億445万4,000円を追加いたしまして、62億1,731万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額60億1,286万4,000円に2億445万4,000円を追加いたしまして、62億1,731万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源のうち国県支出金が1億5,690万5,000円、その他財源が1,786万9,000円となります。また、一般財源を2,968万円といたします。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 3点伺いたいんですが、1つ目は10ページなんですけれども、ベトナム視察ガイド謝礼とかあるんですけれども、これは町長がトップセールスで、外国人労働者の雇用のためにトップセールスでベトナムへ行くというような意味合いの費用なのか、ちょっとこれはどういう中身かお伺いしたい。

2つ目なんですけれども、12ページのノッカルひがしいずプランニング業務委託料の関係で、先ほどの説明でも、システムの改修費とかいろいろあるんですけれども、ほかのシステム改修費だと200万円前後ぐらいで終わっているんで、業務委託ということもあるんですけれども、どんなシステムを改修して入れようとしているのか。あと、そのほかこの577万円の内容というのは、どういう中身を含んでいるのかということをお教えください。

あと、3点目なんですけれども、16ページの新型コロナワクチンの問題なんですけれども、

何となく、町民、私自身もそうなんですけれども、何となくコロナの問題というのがもう過ぎ去ったことになっているような部分もあります。一方で、テレビやネットの情報ではコロナの患者さんが増えているというようなものも目にしています。

その点で、特にこのワクチン接種について、町民の皆さんにどういう位置づけで接種を訴えて、お願いしていくのかなというこの位置づけ、その点の決意についてお伺いしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいまの秘書事務事業のベトナム視察の予算の関係になります。こちらにつきましては、ベトナム視察に当たりまして、ホーチミンに移動しましてビンズン省のほうで、ベカメックス東急が行います大規模都市開発を視察する内容となります。まちづくりのヒントを得るために大規模都市開発のほうを視察するという内容になります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） ノックルひがしいずプランニング業務委託料の内容について御説明いたします。

こちらにつきましては、今後東伊豆町の地域公共交通、こちらの将来像を見据えた形で、ノックルひがしいずの弱点であります、今まで前日予約だったものを当日予約、そして、オンタイムのほうにしていきたい。

また、今まで過去検討もされてきました旅館さんのバスの送迎、こちらをうまく地域交通などに取り込めないか、こういった検証を行っていきます。

また、ノックルひがしいず、現在まだ民間のドライバーが少ない。こういったことを委託しまして、ノックルひがしいずのドライバーの増に向けた広報活動を委託する内容となっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 新型コロナワクチンのどういう位置づけかという御質問ですが、今回予防接種法が改正になりまして、65歳以上の高齢者の方の重症化予防を目的とした改正となっておりますので、そういった重症化予防を個別通知などで知らせていきたいと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） ベトナムはまちづくりでいくということですね。外国に労働者を獲得しにトップセールスでいくのかと思ったら、そうではないということなんですけれども、本当にベトナムがどうなのか、私詳しいこと分からないのであれなんですけれども。

2つ目に、ちょっとノッカルひがしいずの問題なんですけれども、先ほどの最初の説明では、システム改修とかという問題があったと、お話の中にあったと思うんですけれども、そうすると、今までのこのノッカルひがしいずの予約の受付ということで言うと、例えば役場に電話よこして、役場の方が受け付けて、次の日担当の人に連絡すればいいということだったと思うんですけれども、当日この受けるということになると、役場で依頼を受けるというようなことなんか、スタッフ的な問題も含めて、システムのにもどういうふうに管理されていくようになるのかなということも含めて、よく分からない部分ですね。

もう一つは旅館のバスという問題については、具体的にどんな検討をなされるかというのが、ちょっと今、もう少し御説明いただきたいと思います。

最後のコロナワクチンの問題なんですけれども、もっとコロナの時期によく出ていたんですけれども、あれはインフルエンザワクチンと同じで、ワクチンだから、一定の効果というものが減退することからすると、今言われたようなことを考えると、やっぱりインフルエンザと同じで、毎年のようにやっぱり重症化を防ぐためには、ワクチン接種が必要だというふうな認識で見なければよろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ベトナムのところで少し補足をさせていただきたいと思います。

ベトナムに行くのは、もともと町長会という単位で行くんですけれども、その中の一つの大きな目的として、人材という、人材獲得、外国人の方々の人材を何とか獲得できるような道筋をつくれないうのが一つあるのは確かです。そこではなくて、ホーチミンに行く、ベカメックス東急という東急系の会社が、今ベトナムで大規模な開発をやっておりまして、それはまちづくりだけではなくて、地域交通とか、あとはまちづくりの中でショッピングがあつたり、公園があつたり、住宅があつたり、いろいろなところでかなり先進的な取組をしているということで、ここについては町長会ではなくて、私がせっかくベトナムに行く旅費がもったいないので、そういういい場所があるので、目的をちょっと違うんですけれども、そこにも行ってこようという内容になっております。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 今後のノックルひがしいずの、今検討している内容であります。当日予約は、まだ私たちもどういったイメージかというはできていないため、そのプランニング等、そして、当然システム変わってくると思います。今後前日予約にすれば、安くなったり、当日予約にすると高くなるかということも含めながら、料金体制、そして、運転手の確保、そして、システムの改修、このあたりから検討していきたいと思っております。

また、旅館のバスにつきましても、こちらは、博報堂さんのほうからの提案がありまして、スマホで乗りたいといったときに、私たちのようなノックルの運転手が来るのか、また、ちょうどたまたま時間が合えば、旅館さんのバスが迎えに来るといったことなどもイメージしながら、そこが、ただ、今現在、この旅館さん、今まで検討されてきた中で、なかなか難しかったと思います。このあたりをいろいろ技術のある業者に委託しながら進めていきたいと考えております。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ノックルについて少し補足をさせていただきます。

ノックルはたしか今年の2月からスタートをいたしました。ライドシェアという取組については、ドライバー不足が顕在化をしている中で、いち早く導入しなければいけないという中で、2月から導入となりました。

その後、状況をいろいろ把握をしていたんですけれども、どうも予約の仕方、12月にほかの実証実験をやりました。デマンド交通の実証実験をやったんですけれども、そことの比較で、なかなかノックルのほうが使い勝手が悪いというような話とか、エリアがまだ狭いんじゃないかという話の中で、まず予約の仕方、運行の仕方、あとはエリアを変えていかなければいけないという認識の下に、博報堂さんと相談をして、新しい事業として開発的などころをやっていただきたいという思いです。

旅館のバスということなんですけれども、どうしてもドライバーがもう圧倒的に、これは議員からも、かつて議会の中でも御指摘いただいたんですけれども、ドライバーの確保というのがとても重要な視点なんですけれども、町民だけではなくて、できたらホテル・旅館さんの送り迎えのドライバーさんをうまくこのシステムの中に参画していただけないかという検討を含む、委託料ということになっているということでございます。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 新型コロナウイルスワクチンですが、国では一定の効

果があるということで、定期予防接種に位置づけられておりますので、65歳以上の方は毎年接種するということになります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） まず、ベトナムは分かりました、何となく。

ノッカルの部分で言うと、たしか旅館のバスというのは、なかなか、昔は専属の運転手さんなんていうのがいたんですけれども、見る限り最近は専属の運転手さんもいなくて、会社を辞められた方が定年延長でやっていたりとか、宿泊施設によっては、社長さんや課長さんが、やっぱりその送迎の運転をすとかいうようなケースも含めていろいろあって、なかなか、言っていることは分かりますけれども、実態としてはちょっとそぐわないかなという印象を持っています。これは印象だけですからいいですけれども、はい。

3点目のワクチンの問題については、いずれにしても、今後インフルエンザと同じように、やっぱり私ども高齢者は、生き延びたかったらやっぱりちゃんと病気にならないように、重症化しないように、インフルエンザと同じようにコロナのワクチンも接種したほうがいいということですね。そのように理解いたしました。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

6番、稲葉議員。

○6番（稲葉義仁君） すみません、ごめんなさい、ノッカルの部分、もうちょっと教えていただきたいんですけれども、もともといただいていた説明含めて、割とシステムの改修がメインなのかなと思っていたんですけれども、今の説明を聞いていると、全体の車の手配含めた運用とか、計画全体に関する業務の改善、そういった部分での委託料という性格なのかなという印象を受けましたけれども、そのあたり、システムの部分とか全体計画の部分とか、この辺この委託の内容と費用の関係がもし分かりやすく教えていただければ、説明いただけるとありがたいです。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 当然システム改修で、これから、運転手、当日予約等になりますと、私たちも運転手やっておりますが、当日は私たちはできない、私は当日予約もできませんといったことですか、先ほどの料金等も変わりますので、当然システムの改修が必要になります。

その中で、まずはノッカルひがしいずのドライバーを増やすための広報活動、こちらに

200万円、そしてサービスのプランニングとシステム設計のほうで200万円、そして、共同運行体制プランニング、タクシー等の連携ですとか、旅館さんのバス、こちらのほうのプランニングで100万円、あとはそれぞれの諸費となっている内容となっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

○6番（稲葉義仁君） 大分分かりました。ありがとうございます。

という、全体の設計次第では、またシステムの部分とか改修内容によっては変更というか、当然そういったものが出てくる可能性はあるという理解でよろしいですね。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

ノックル導入のときに、当初から進化をさせていくというお話はさせていただいていたかと思えます。状況を見ながら、必要、足りないところについては、既に博報堂さんが持っているシステムだけではやりきれないところが多分出てくるということが予測されたので、そこを改修していくということは、これからしっかりやらなければいけない。要は東伊豆町に合ったやり方ということだと思えるんですけども、それを進めるということなので、今後いろいろ変更は伴ってくると思えます。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありますか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） よろしくをお願いします。

歳入のほうで6ページになりますけれども、これ同じ事業で、国庫の地域生活支援事業の補助金、これの見込みが、説明のときには過去5年間の実績から、国費のほうで3分の1で見込む、県費のほうで15%という説明があったと思いますが、ここの違いをちょっと説明をお願いします。

それから、10ページ、歳出の10ページ、総務費になりますけれども、旧稲取幼稚園の2件の工事、これらにつきましては、9月からこちらを使われる事業者からの要望ということで、それに間に合わせるために6月補正ということだったんですが、この事業者が、9月からここで事業やられるための担保になるものはお有りなのかどうか、お伺いします。

次に、16ページになります。

4款衛生費の保健衛生総務費の中の保健衛生総務管理事業の中に、水銀廃棄物の処理の委託料があるんですが、これがなぜ6月補正なのか教えてください。

それから、最終ページの18ページになります。

まずは8款消防費なんですけれども、消防団員の退職報償金が、1人2人ではなくて、かなりの大掛かりな人数の変更が、説明会のときにお示しいただきましたけれども、なぜこんなに多くの人数の退職が変更になったのか、教えてください。

それから、その下の行政無線のデジタル移動通信システムの定期検査、定期検査なのに6月補正というのをちょっと教えてください。

それから、学校給食のほうなんですけど、給食センターの自動ドアと油のろ過器でしたか、故障しているよということで、今まだ給食やっている時期で、これ故障したままで別に差し支えないのか、そこを教えてください。

以上です。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） それでは、ただいまの鈴木議員の御質問にお答えします。

まず、地域生活支援事業費補助金の関係でございます。歳入の関係ですが、こちらにつきましては、入浴サービス事業として直近5年間の補助金の割合、実績を基にして支出額の30%ということで見込んでおりますが、ただ、こちらのほうにつきましては、上限額があるということ、ある一定の額で打切りになるということになりますので、そのあたりを見込んで予算のほうは計上させていただいております。

もう一点、旧稲取幼稚園の2階の空調設備及び手すりの転落防止ネット取付工事の改修の関係ですけれども、こちらにつきましては、議案等説明会の中でも御説明をさせていただいたんですが、児童発達支援、放課後児童等デイサービスの2事業を行っていただく事業者のほうから、今年の秋の開設を目指して、県への申請が必要ということで申出がありました。こちらの県の申請に当たりましては、町と施設を賃貸借契約なり、使用契約等を結ぶことによって県に申請をするという内容になっておりますので、こちらについては早急に契約を結んで、県に申請ができるように手配をするものでございます。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 水銀廃棄物処理委託料についてですが、年度当初、4月に下田メディカルセンターのほうから、血圧計や水銀を使った体温計の廃棄について、あるようでしたら共同で処理をするという呼びかけがありまして、調査したところ血圧計が2台ありましたので、下田メディカルセンターにお願いをして、廃棄委託をすることになりました。

この水銀廃棄物の処理については、年度内に廃棄処理を完結するには早急な委託契約が必要だということで、この6月の補正で計上させていただきました。

以上です。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

○防災課長（鈴木尚和君） 消防団の退職金の関係ですけれども、当初消防団からどれぐらいの退職者があるのかということを知った中で予算を取りまして、実際に退職をする隊員が多かったということでの補正になりますけれども、ちょっと理由については、ちょっと確認が分かりませんもので、結果的に退職者が多くなったということになっております。

それから、デジタル無線の移動の関係ですけれども、ちょっと5年に一度ということで、当初でちょっと漏れがあったということで、今回補正させていただきました。

○議長（笠井政明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） 給食センターの修繕につきましては、自動ドアの開閉装置につきましては、当初予算でほかの修繕をする予定だったものを、先にその分のお金でやらせていただいております。

それから、食物油のろ過につきましては、こちら、ろ過器を通すと、二、三回油が使えるようになるんですけれども、それがちょっと故障してしまったということで、今手動で、手でやっているような状態で、ただそれだと取り切れなくて、何回も同じ油使えないというような効率が悪いものですから、修繕を計上させていただいたというような内容となっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） 丁寧な御説明ありがとうございます。

全般的に私感じたんですけれども、なぜ当初でなくて6月の補正なのかというのが、いろんなところのちょっと説明があまりいただけなかったのかなということで、今回気づいたところを質問させていただきました。

また、幼稚園につきましては、事業者が県の認可を取るために、この設備が整っていないとできないという内容だと思うんですけれども、私が言いたかったのは、この事業者、必ず9月から始めるんですかということの、やはり担保がないと、この予算を乗っけるに当たって、何かしらの仮の承諾書じゃないですけれども、そんなものをペーパー1枚かなんか頂いているかどうか、そういうのが何も、その事業者とはされていないけれども、これをやっ

ていただくということでしょうか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 今回旧稲取幼稚園で事業開始していただける事業所さんとは、特に紙で何か取決めをとすることはしていないんですけれども、現状今、発達にちょっとケアが必要なお子さんが現実いまして、下田でその事業所は開設しているんですけれども、少しでも早く東伊豆町で開設をして、そのお子さんをまた迎え入れたいという話合いの中で決めてありますので、確実に9月から実施していただけるというふうに認識して、事業を進めてさせていただいております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいまの旧稲取幼稚園の活用についての関係ですけれども、申請に当たりましては、先ほど申しあげましたように、鈴木議員がおっしゃったように、ある程度設備を整えておかなければいけないということがございます。熱中症予防の対策ですとか、転落防止ネットを設置することで階段から落ちないように対策を取っておくと、子供が落ちることがないように対策を取っておくと、こういう準備は事前に必要となりますので、6月の補正で上げさせていただいて、申請につなげていただくという内容になります。

また、補正で上げさせていただいた理由につきましては、以前議会からも一般質問がございましたとおり、すみません、質問がありましたとおり、発達支援ですとか、放課後デイサービスに早く取り組めないかということに対して、早急に対応するための措置であるということと御理解を願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 契約のところの担保という考え方自体が、もしかしたら、あまり把握できていないのかもしれないので、一度、この案件だけではなくて、東伊豆町における民間事業者とのそういうような契約で、どういうやり方が一番いいのかというのは、少し検討させていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

地域生活支援については分かりました。そういう形で、金額に合わせた形で、国費を3分の1にして、県費を15%で見込んだということで理解をしました。

それから、幼稚園の関係については、もう実績のある事業者で、早くからということで、

この9月の開園に任せるためのことであるということで、ある程度実績があつて、市も信用が置けるという判断を町のほうでしたという形で判断いたしました。

それから、防災課長のほうからもありましたけれども、5年に一度の定期検査なんて、なかなかの当初予算で拾い忘れるのは、よく、あつてはいけないんですけれども、あると思うんですが、そういう説明も、この間の説明会の際にちょっと補足していただければよかつたのかなとふうに思っています。

それから、学校給食の関係で、修理はもう一部済んでいるというようなことであれば、そのときにも説明していただければよかつたのかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第26号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後2時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎日程第11 議案第27号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長（笠井政明君） 日程第11 議案第27号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第27号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に189万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,924万7,000円とするものであります。

内容につきましては、歳入歳出とも、現行の健康保険証からマイナ保険証への移行に係る制度改正に対応するため、必要な予算を計上するものです。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第27号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について概要を説明させていただきます。

令和6年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,924万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、16目国庫補助金、補正前の金額に165万3,000円を追加し、165万3,000円といたします。

1節国民健康保険費補助金、細節1社会保障税番号制度システム整備費等補助金165万

3,000円の増は、健康保険証からマイナ保険証への移行に伴う国保加入者情報の通知発送のための通信運搬費及び国民健康保険システム改修業務委託料にかかる経費部分について、国から交付される補助金を計上いたします。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に189万8,000円を追加し、688万8,000円といたします。

事業コード1一般管理費、11節役務費、細節5通信運搬費55万3,000円の増は、国保世帯に加入者情報を通知するための郵便料を計上するものです。

12節委託料、細節4国民健康保険システム改修業務委託料110万円の増は、健康保険証の廃止に伴う資格確認書等の発行事務の必要から、国民健康保険システムの改修にかかる経費を計上するものです。

3ページ、4ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書に、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。

補正前の額17億7,734万9,000円に189万8,000円を追加いたしまして、17億7,924万7,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億7,734万9,000円に189万8,000円を追加いたしまして、17億7,924万7,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金で165万3,000円、その他で24万5,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第27号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採

決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第28号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(笠井政明君) 日程第12 議案第28号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第28号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第4条に定めた資本的支出の既決予定額から1,690万円を増額し、総額を3億4,386万9,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、故障対応による工事費や新白田浄水場建設候補地の検討業務にかかる委託料の増額となっております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 水道課長。

○水道課長(中田光昭君) ただいま提案されました議案第28号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)について概要を説明させていただきます。

第1条、令和6年度東伊豆町水道事業会計の補正予算(第1号)は次に定めるところによります。

第2条、令和6年度東伊豆町水道事業会計予算(以下予算という)、第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,896万9,000円を2億7,586万

9,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,088万5,000円を2,242万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金を2億3,808万4,000円を2億5,344万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正します。

支出、第1款資本的支出、既決予定額3億2,696万9,000円から1,690万円を増額し、3億4,386万9,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額2億3,142万2,000円から1,690万円を増額し、2億4,832万2,000円といたします。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

参考資料により、補正内容を説明させていただきます。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目簡易水道施設整備費、39節工事請負費の190万円の増につきましては、大川浄水場2号ろ過池で遮水弁が故障したことに伴う交換工事費となります。

5目調査費、19節委託料1,500万円の増につきましては、新白田浄水場建設予定地の既存建物等の撤去費用が、当初予定していた金額より高額であったことや、県が昨年度公表した白田川の洪水浸水想定区域に新浄水場建設予定地が入っていることなど、新浄水場建設予定地が本当に適地なのかを再検討する必要性が生じたことから、委託費用を計上させていただきました。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 全体的には賛成なんですけれども、調査費の委託のところの1,500万については、具体的にもう少し、どういう形でどういう業者なりに委託を頼むのか、これは当然今年度いっぱい事業だと思うんですけれども、そういう事業の調査期間と見通しについて、どうお考えですか。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） 委託内容につきましては、平成30年の水道ビジョンにおいて、場所の選定をした3か所について再検討するとともに、ランニングコストについても15年を30年に改めまして、さらに、地形図とか現況を見まして、ほかに適地がないかということをごんサルと話をしながら調査していければと思います。

一応工期については、12月20日頃を予定しておりますので、来年度に反映できるようにやっていきたいと思えます。

○議長（笠井政明君） ほか質疑ありませんか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） 大川浄水場のことについてお伺いをいたします。2点ほどお願いします。

この2号のろ過池の遮水弁が故障ということなんですが、いつ故障されて、現在も故障中だと思うんですけども、復旧はいつ頃を予定されているのか。その間また1号ろ過池だけの運転で大丈夫なのか。

2点目ですけども、これ4条の工事請負費なんですが、3条の修繕費にしなかった理由を教えてください。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） まず、故障の時期ですけども、令和6年3月に故障いたしました。現状といたしましては、1号のろ過池だけの運転となっております、非常に不安定な運転となっておりますので、早急に工事をしたいということで、今回補正として上げさせていただきます。

修繕費にしなかった理由としましては、交換工事になりますので、工事として扱うことといたしました。

以上です。

すみません、あと、復旧の見通しですけども、この補正が通って、早急に随意契約をする予定でして、工期については、ちょっと物がすぐ入るかとかどうかというのが分からないので、早急に対応するように対策はしておりますけれども、ちょっと物によっては遅れる可能性があります。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

4条予算については、これ台帳に載っているんで、資産を入れ替えるという形で考えたら、仕方ないかもしれないですけども、今いつになるか分からない1号ろ過池だけの運転で、これから雨期を迎えて、万が一のときには大川中が断水になるというようナリスクも背負っていると思うんですけども、こういう場合はすぐに修繕かけて、時期も時期なんで、専決という形は考えられなかったでしょうか。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） 専決ということも頭には入れていたんですけれども、1号ろ過池だけで今のところ運転があると。水道の使用料もそれほど今繁忙期ではないので、安定した運転ができているということで、6月補正とさせていただきます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） ちょっとリスクに対して非常に不安定な答弁だったかなと思うんですけれども、今さらじゃないですけれども、大川浄水場に何かあれば、ここから30分かけて向かわなきゃならないところで、片肺運転でということを考えていくと、ちょっとリスクーなのかというふうに思うんですけれども、こういうことやっぱこの予算には反対しないんですけれども、こういう形の考えたときには、そういったリスクをできるだけ小さくする、少なくするような形で、素早く古いこういう故障のものへの対応というのは考えていったほうが良いというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） 確かに大川浄水場も昭和37年建築でして、大変古い施設となっております。ですので、今後こういった場合は、専決も含め、素早い対応をしていきたいと思っておりますので、すみません、御理解をよろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第28号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 報告第1号 令和5年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の
報告について

○議長（笠井政明君） 日程第13 報告第1号 令和5年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第1号 令和5年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、戸籍住民基本台帳管理事業等の事業費総額1億1,684万9,000円のうち、5事業分8,402万9,000円を令和6年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました報告第1号 令和5年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明させていただきます。

本件につきましては、令和6年3月に開催された東伊豆町議会定例会において、東伊豆町一般会計補正予算の中で繰越明許費の設定を議会で御承認いただきました。その後、それぞれの事業の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、令和5年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載したとおりです。

まず、戸籍住民基本台帳管理事業では、システム改修委託料で1,361万8,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業（追加給付分）では、口座振替手数料や通信運搬費で30万2,000円、物価高騰対策給付費給付事業（均等割のみ課税世帯分）では、対象者への給付金等で5,778万3,000円、物価高騰対策給付金給付事業（こども加算分）でも、同様に対象者への給付金等で1,205万1,000円、新型コロナワクチン接種事業ではシステム改修委託料として27万5,000円、5事業分合わせて8,402万9,000円を令和6年度へ繰り越すものであります。

以上、簡単ではありますが、報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第14 同意案第3号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

○議長（笠井政明君） 日程第14 同意案第3号 東伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 東伊豆町教育委員会委員に下記のを任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、稲岡麻琴。

提案理由を申し上げます。

前任者が令和6年7月3日をもって任期満了となるため、新たに教育委員会委員を任命するものであります。

稲岡氏の略歴は別紙のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第3号 東伊豆町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（笠井政明君） 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記のことを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町白田。

氏名、吉間武久。

提案理由を申し上げます。

現在御活躍いただいております吉間武久氏の任期が、令和6年9月30日をもって満了となりますので、再任をお願いするものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は適任とすることに決しました。

◎日程第16 意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める
意見書について

○議長(笠井政明君) 日程第16 意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正
を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

7番、栗原議員。

○7番(栗原京子君) それでは、意見書案第1号について、朗読をもって説明をさせていただきます。

意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年6月13日提出。

東伊豆町議会議長、笠井政明様。

提出者、東伊豆町議会議員、栗原京子。

賛成者、東伊豆町議会議員、楠山節雄、村木脩、須佐衛、山田直志、定居利子、山田豪彦、西塚孝男、内山慎一、稲葉義仁、鈴木伸和。

次のページを御覧ください。

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律(刑事訴訟法第4編「再審」)上の規定は僅か19か条しかなく、再審手続をどのように行うかは裁判所の広範な裁量

に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して、検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

記。

- 1、再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2、再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月13日。

静岡県東伊豆町議会。

資料の3枚目を御覧ください。

こちらに意見書の送付先が記載されておりますので、御確認ください。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議員派遣について

○議長(笠井政明君) 日程第17 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付したとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

◎日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(笠井政明君) 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(笠井政明君) 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(笠井政明君) これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長時間、御苦労さまでした。

閉会 午後 3時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____